

令和2年度予算の確保に向けた 国への要望



第76回国民体育大会

三重とこわか国体

ときめいて人 かがやいて未来 2021



MIE
Once in your lifetime



第21回全国障害者スポーツ大会

三重とこわか大会

ときめいて人 かがやいて未来 2021

令和元年 11 月 三重県

目 次

【要望項目】

- 1 「国民の安全・安心の確保」、「生産性と成長力の引き上げの加速」、
「豊かで暮らしやすい地域づくり」に資する社会資本整備の推進(財務省、国土交通省) 1
- 2 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実(内閣官房、総務省、財務省、国土交通省) 17
- 3 農山漁村地域における防災・減災、国土強靱化対策の推進と継続強化(農林水産省) 37
- 4 Society5.0(防災分野)の地域社会での実現(内閣府、総務省、国土交通省) 41
- 5 南海トラフ地震臨時情報への対応に係る支援
(内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省) 45
- 6 予防・健康づくりの取組の推進(厚生労働省) 47
- 7 医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組の推進(厚生労働省) 51
- 8 地域の実情をふまえた地域医療構想の推進(厚生労働省) 55
- 9 社会的養育推進に向けた基盤の強化(厚生労働省) 57
- 10 農林水産業と福祉分野のさらなる連携の促進(文部科学省、厚生労働省、農林水産省) 63
- 11 インクルーシブな就労の拡大に繋がる制度の見直し(厚生労働省) 67
- 12 誰一人取り残さない教育環境の整備(文部科学省) 71
- 13 中小企業・小規模企業の経営力向上(事業承継、事業継続力強化、生産性向上)
の推進(経済産業省、中小企業庁) 75

14	「空飛ぶクルマ」の社会実装の推進(内閣府、経済産業省、国土交通省).....	79
15	背後圏の生産性や安全・安心を高める四日市港の強靱化(財務省、国土交通省).....	81
16	グローバル化に対応する強い農林水産業の構築に向けた支援の充実・強化(農林水産省).....	85
17	豚コレラの感染拡大防止に向けた支援の充実・強化(厚生労働省、農林水産省).....	89
18	新たな資源管理措置の円滑な推進に向けた支援(農林水産省).....	93
19	地方へのインバウンド誘致に向けた取組の推進(国土交通省、観光庁).....	95
20	リニア中央新幹線の早期全線開業および地方のリニアインパクト 最大化への支援強化(国土交通省).....	99
21	地方創生の取組に向けた支援(内閣府、内閣府).....	101
22	大規模大会の終了後における地域スポーツの推進(内閣府、スポーツ庁).....	105
23	スマート自治体の実現に向けた支援の強化・充実(総務省).....	109

1 「国民の安全・安心の確保」、「生産性と成長力の引上げの加速」、「豊かで暮らしやすい地域づくり」に資する社会資本整備の推進

(財務省、国土交通省)

【要望項目】制度・予算

- 1 東海環状自動車道大安：C～北勢1C（仮）間について、公表された開通見通しより一日も早い開通を図るよう、整備をさらに加速すること。
北勢1C（仮）～岐阜県境間の開通見通しの公表と早期全線開通に向け整備を推進すること。
中京圏の経済成長につながるネットワーク整備の加速に向けた財源確保となる高速道路料金体系の見直しを着実に進めること。
- 2 「熊野尾鷲道路（Ⅱ期）」について、公表された令和3（2021）年夏頃の開通見通しより一日も早い開通を図るよう、整備をさらに加速すること。
「熊野道路」および「新宮紀宝道路」の整備を推進すること。また、「紀宝熊野道路」における用地買収に早期着手すること。
「紀勢自動車道（勢和多気JCT～紀勢大内山10間）」における4車線化の早期着手およびそれに必要な財源を確保すること。
- 3 鈴鹿四日市道路を令和2（2020）年度に新規事業化すること。
国道23号中勢バイパスの4工区開通見通しの早期公表、既開通区間の渋滞解消に向けた4車線化や立体化を推進すること。
- 4 国道1号北勢バイパスの国道477号バイパスまでの開通見通しの早期公表、全線開通に向けた整備を推進すること。
国道1号桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）の整備を推進すること。
国道42号松坂多気バイパスの渋滞区間の立体化の整備を推進すること。
- 5 鈴鹿龜山道路の都市計画決定に向けて支援すること。
さらなる産業発展を牽引する名神名阪連絡道路の早期事業化に向けて、国による調査を推進すること。
鈴鹿龜山道路および名神名阪連絡道路を「重要物流道路」として指定すること。
- 6 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、木曾三川および鈴鹿川・雲出川・瀬田川・宮川・勢田川の直轄河川改修事業を確実に実施するための必要な予算を確保するとともに、3か年緊急対策後も事前防災・減災対策の加速化を図ること。
- 7 川上ダムについては、令和4（2022）年度の事業完了に向け、必要な予算を確保するとともに、一日も早く完成すること。
「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、名張川および木津川・服部川・柘植川の直轄河川改修事業を確実に実施するための必要な予算を確保するとともに、3か年緊急対策後も事前防災・減災対策の加速化を図ること。
- 8 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、三重県内における木津川水系直轄砂防事業を確実に実施するための必要な予算を確保するとともに、3か年緊急対策後も事前防災・減災対策の加速化を図ること。
- 9 七里御浜海岸における侵食対策を直轄事業化すること。
熊野川緊急対策特定区間における直轄河川改修事業を確実に実施すること。
熊野川の総合的な治水対策協議会できとりまとめた取組を確実に実施するため、国によるマネジメントを強化すること。
- 10 令和3（2021）年開催「三重とこわか国体」会場周辺を含む津松坂港直轄海岸事業を強力で推進すること。

11 国営不曽三川公園（桑名七里の渡し公園）を早期に全面開園すること。

《現状・課題等》

1 平成 31（2019）年 3 月 17 日に東海環状自動車道の東員ICから大湊IC間と新名神高速道路の県内全区間が開通し、物流拠点へのアクセス性や定時性の向上、広域観光の拡大、災害対応力の強化など県内の道路ネットワークは大幅に改善されました。また、東海環状自動車道の大安IC～北勢IC（仮称）間については、令和 6（2024）年度に開通する予定であり、沿線地域では開通を見越した設備投資が進められています。北勢地域のさらなる産業振興や観光振興、県民の安全・安心の確保に向け、東海環状自動車道（西区間ルート）のさらなる整備加速や開通見通しの早期公表、一日も早い全線開通が必要です。

中京圏の高速道路ネットワークは、整備時期や等級によって料金が異なる上、東海環状自動車道が整備されていないため、交通量に偏りがあり、慢性的な渋滞が発生しています。中京圏の高速道路ネットワークを賢く使うために、東海環状自動車道の整備の財源確保につながる料金体系の見直しが必要です。

2 東紀州地域は、国土幹線軸から離れているという地理的条件から、交通体系の整備が遅れており、発生が危惧されている南海トラフ地震への備えとして、高規格幹線道路の整備による交通ネットワークの強化が必要です。また、国道 42 号は台風や豪雨等により度々通行止めが発生することから、国土強靱化に向け国道 42 号のダブルネットワーク化が求められています。

一方、同地域は優れた観光資源や農林水産資源の活用による地域振興、企業立地による雇用の創出など地方創生のポテンシャルの高い地域であることから、道路ネットワークの強化によりさらなる地域の発展が期待されています。

3 北勢・中勢地域では、現道の国道 23 号の渋滞が著しく、社会経済活動において大きな損失となっています。渋滞緩和を企業活動の生産性の向上につながる道路ネットワークを強化するには、国道 23 号中勢バイパス、鈴鹿四日市道路の一体整備が必要です。

4 国道 1 号北勢バイパスの沿線地域では、これまでの部分開通により、沿線工場の従業員数が 10 年間で 1.5 倍増加したり、沿線の人口が 1 万 6 千人増加するなど、社会資本整備によるストック効果が顕著しています。北勢地域のさらなる活性化には、残る区間の全線開通が必要です。

国道 1 号伊勢大橋周辺では、著しい渋滞が発生しています。また、伊勢大橋は、昭和 9（1934）年に完成してから長年におたり激しい道路交通を支え続けてきた結果、著しく老朽化していることに加え、耐荷力不足により 20t 超過車両（特殊車両）が通行できず、迂回している状況です。伊勢大橋の架替で右折パンを設置することにより、渋滞を解消するとともに、迂回している生産拠点間の輸送時間を短縮し、物流の効率化を図るためにもその整備推進が必要です。

国道 42 号松屋多気バイパスについては、平成 30（2018）年 3 月に暫定 2 車線での全線開通により交通量が増加しています。国道松屋羽根線との朝日町南交差点では、渋滞長が増加しており、本年度から工事による若干した立体化の整備推進が必要です。

5 鈴鹿亀山地域は産業集積地にあるものの、鈴鹿市中心部からは、快速道路へのアクセスに時間を要しています。快速道路への所要時間を短縮し、定時性を確保する鈴鹿亀山道路の都市計画決定に向けた国の支援が必要です。

東西方向には名神高速道路や新名神高速道路、名阪国道がネットワーク化されていますが、それらを南北に結ぶ幹線道路が整備されていません。地域のさらなる発展のためには、名神名阪連絡道路の整備が必要であることから、早期実現のために調査の推進が必要です。

また、平成 30（2018）年 3 月の道路法改正により、平常時、災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路網を指定し、機能強化、重点支援を実施する「重要物流道路制度」が創設されました。これを受けて、物流上重要な役割を担う、鈴鹿亀山道路および名神名阪連絡道路を「重要物流道路」に指定するとともに、早期の整備が必要です。

6 国内最大の海拔ゼロメートル地帯を流域とする木曽川においては、南海トラフ地震の今後 50 年以内の発生確率が 70～80%に引き上げられ、早急な堤防の耐震化が求められています。鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川や傍田川においては、平成 29（2017）年の台風第 21 号により、甚大な被害が発生し、河川氾濫危険水位を超過する洪水が発生しました。日本経済を支える石油化学コンビナートの生産拠点が洪水により操業停止となれば、日本経済への影響は甚大であるため、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」による河川改修事業の推進に必要な予算を確保するとともに、事前防災・減災対策の加速化を図るため、3 か年緊急対策後も予算の確実な確保が必要です。

7 上野遊水地、川口ダム、木津川・服部川・栴檀川の河道掘削が完成することで、伊賀地域の治水安全度が向上するとともに、川口ダムにより伊賀地域の安定した水道水線確保が図られます。川口ダムは、令和元（2019）年 9 月から本体コンクリートの打設を開始しており、令和 4（2022）年度の完成に向け、予算の確実な確保が必要です。また、上野遊水地は平成 29（2017）年度に運用を開始していますが、さらなる治水安全度の向上のため、防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策による直轄河川改修事業の推進に必要な予算を確保するとともに、事前防災・減災対策の加速化を図るため、3 か年緊急対策後も予算の確実な確保が必要です。

名張市内では、平成 29（2017）年の台風第 21 号で道路冠水、床下浸水が発生したことから、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」による直轄河川改修事業の推進に必要な予算を確保するとともに、事前防災・減災対策の加速化を図るため、3 か年緊急対策後も予算の確実な確保が必要です。

8 名張市街地を走る国道 16 号や近鉄大阪線には、多数の上石流危険渓流がより上砂災害のリスクに晒されており、農産物利用施設等も安全対象となっており、当該地区において、懸念される土砂、洪水災害、河川の氾濫に対するリスクの低減が図られるよう、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」による木津川水系直轄河川改修事業の推進に必要な予算を確保するとともに、事前防災・減災対策の加速化を図るため、3 か年緊急対策後も予算の確実な確保が必要です。

9 七里御浜海岸は、昭和30（1955）年代以降、高波などにより海岸侵食が進み、井田地区海岸では前浜がほとんど消失し、高潮被害の発生が危惧されています。高潮被害の防止のために、入り口の整備および維持養浜を実施していますが、七里御浜海岸の高潮・侵食対策には、膨大な事業費や、熊野川流域の総合的な土砂管理、河口閉塞対策、景観への配慮など高度な技術が必要です。

熊野川流域では、堆積土砂撤去等の治水対策や長期化する渇水の影響等が課題となっています。現在、「熊野川の総合的な治水を策定委員会」を設置し、非積土砂撤去、流域の前灘地対策、利水ダムの施設改良や運用改善などを行っていますが、熊野川緊急対策特定区域における直轄河川改修事業の推進、国によるマネジメント強化が不可欠です。

10 中勢地域の生活や産業の中心地である津波被害海岸の背後地は、防災海岸事業が著々と進むことにより地震・津波に対するリスク軽減が進んでいます。一方、台風の大規模化や南海トラフを震源とする巨大地震の発生が危惧されていることから、さらなる事業の推進が必要です。

また、同海岸は、令和3（2021）年に開催される「千葉とよわか国体」のセーリング会場やビーチバレーボール会場として決まっていることから、当大会の開催に間に合うよう、引き続き、直轄による会場周辺の堤防整備を進める必要があります。

11 国営大曾三郎公園（桑名市早の渡し公園）は、平成27（2015）年度に一部開園されましたが、八曾三川を軸とした交遊と繁栄の歴史を紹介する場として、また地域活性化・交流促進のため、早期に全面開園することが必要です。

担当課名 国土整備部道路企画課、河川課、防災砂防課、港湾・海産課、都市政策課

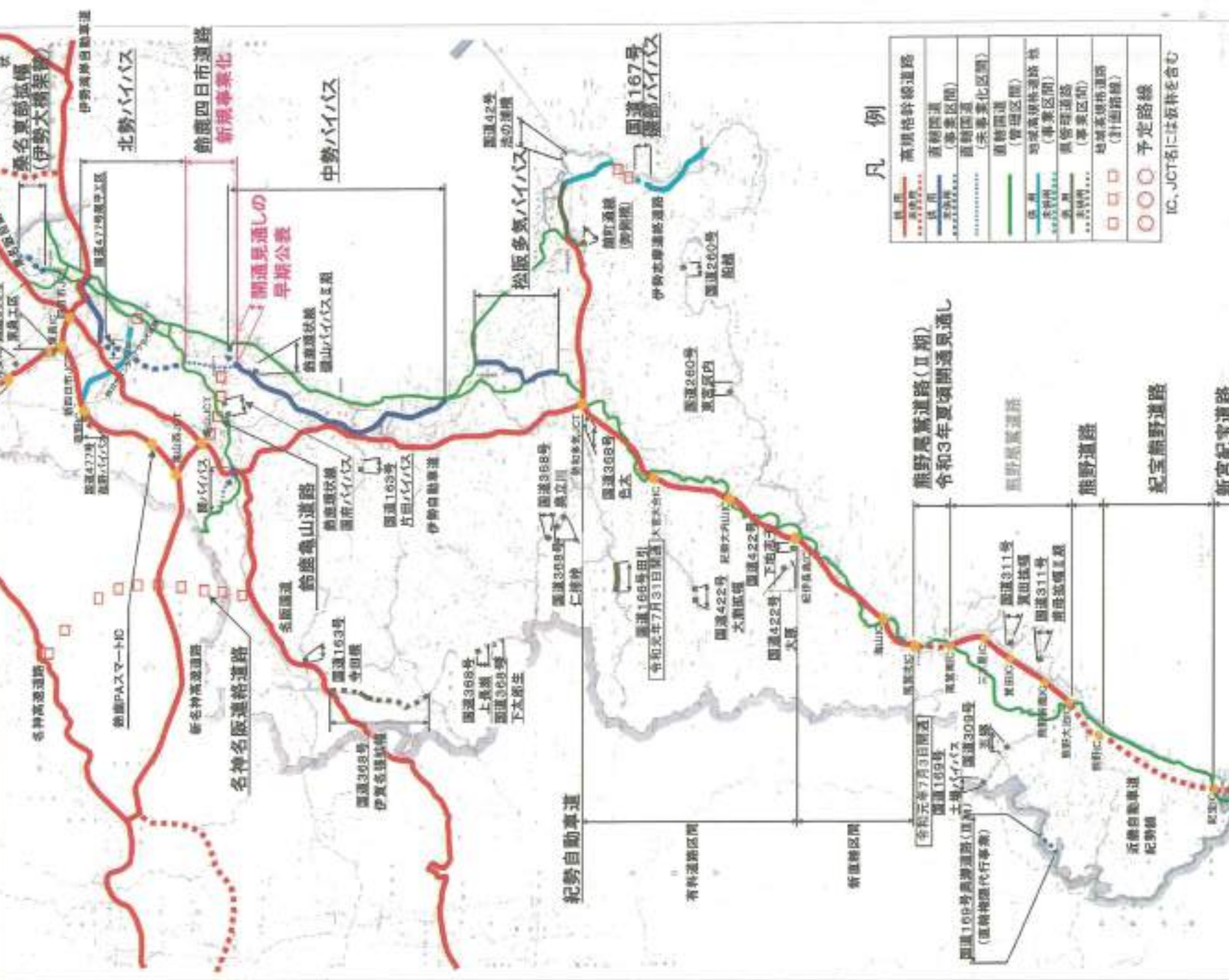
関係法令等 国土交通幹線自動車道建設法、道路法、河川法、砂防法、土砂災害防止法、漁業法、港湾法、都市公園法、水資源開発促進法、水資源機構法 等

三重県内の主要事業図(道路局)

2021年(令和3年)秋「三重とわか国体・大会」開催!

東海環状自動車道 開通見通しの 早期公表

令和6年度
開通見通し



凡例

	高規格幹線道路
	直轄国道
	支庁道
	直轄国道 (事業区間)
	直轄国道 (未事業化区間)
	直轄国道 (管理区間)
	地方高規格道路 地 (事業区間)
	県管理道路 (事業区間)
	支庁道
	地味高規格道路 (計画路線)
	IC
	JCT
	予定路線

IC、JCT名には仮称を含む

熊野尾鷲道路(Ⅱ期) 令和3年夏頃開通見通し

令和元年7月3日開通
国道169号
土場バイパス
国道308号
(直接地蔵代行事業)

熊野尾鷲道路
熊野道路
紀宝熊野道路
新宮紀宝道路
(熊野IC) (尾鷲IC) (新宮IC)

令和元年7月3日開通
国道169号
土場バイパス
国道308号
(直接地蔵代行事業)

熊野尾鷲道路
熊野道路
紀宝熊野道路
新宮紀宝道路
(熊野IC) (尾鷲IC) (新宮IC)

1 「国民の安全・安心の確保」、「生産性と成長力の引き上げの加速」、「豊かで暮らしやすい地域づくり」に資する社会資本整備の推進

(財源者：国土交通省)

中京圏のものづくりを支える高規格幹線道路整備推進（東海環状自動車道）

大安 IC 開通による輸送時間の短縮の効果

＜西日本に立地する自動車工場への輸送＞

■大安 IC 周辺 A 社の輸送時間変化（滋賀工場への輸送（例））

1 日当たり 58 便×2 往復=116 便が大安 IC を利用



東名阪の渋滞が解消され、大変喜んでいました。
西日本の自動車工場へは直接工場へ輸送するため、東海環状・新名神の利用によりスムーズに輸送できるようになりました。

高速道路の開通で輸送時間の短縮を実感！

ネットワーク形成で産業が活発に

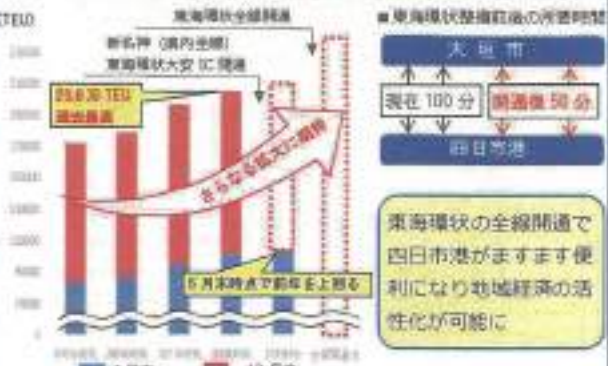


関西圏や中京圏への物流ネットワークの強化に寄与

北勢 IC (仮)～岐阜県境間の開通見通しを！

＜四日市港の外資コンテナ取扱数増加＞

■四日市港の外資コンテナ取扱個数の推移と今後の期待



四日市港を活用した物流拡大のため早期全線開通を！

北勢 IC の開通時期の前倒しを！

＜三河方面への利便性向上に膨らむ期待＞

■北勢 IC 周辺 B 社の輸送時間の変化

東海環状道の整備が進み、輸送時間が短くなり、生産性が向上しています。さらに、通勤や出張も便利になりました。北勢 IC までの早期開通を期待しています。



生産性向上に資する北勢 IC 開通時期の前倒しを！

北勢 IC までの整備状況



大安 IC～北勢 IC 間のさらなる整備の加速を！

中京圏の高速道路料金体系の見直しを！

社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会「第 2 回中京圏小委員会」三重県知事ヒアリング (R1.7.1)



- 三重県的主要な懸念
- 必要なネットワーク整備のスピードアップに向けた財源確保
- 有料道路事業の拡大により生まれる直轄財源を活用し、三重県内の幹線道路の早期整備
- 伊勢湾岸道を通るルートや東海環状道の料金設定に配慮するとともに、大口ユーザー向けの支援制度等の創設

必要なネットワーク整備の加速に向けた財源確保を！

- 要望
- 1 東海環状自動車道大安 IC～北勢 IC (仮) 間について、公表された開通見通しより一日も早い開通を図るよう、整備をさらに加速すること。
 - 2 北勢 IC (仮)～岐阜県境間の開通見通しの公表と早期全線開通に向け整備を推進すること。
 - 3 中京圏の経済成長につながるネットワーク整備の加速に向けた財源確保となる高速道路料金体系の見直しを着実に進めること。

【県土整備部】

1 「国民の安全・安心の確保」、「生産性と成長力の引上げの加速」、「豊かで暮らしやすい地域づくり」に資する社会資本整備の推進

(財務省、国土交通省)

東紀州地域の国土強靱化や、地方創生を支える近畿自動車道紀勢線

全線事業化が実現した紀伊半島一周高速道路

○ 紀伊半島のミッシングリンク解消に向けてさらなる事業の推進を！

紀伊半島・東紀州地域に係る今後の大規模イベント

- 令和3(2021)年：三重とこわか国体・三重とこわか大会
- 令和6(2024)年：熊野古道世界遺産登録20周年
- 令和7(2025)年：大規模・関西万博
- 令和9(2027)年：リニア(品川～名古屋間)開業



○ 紀勢線延伸による周遊性向上を見越した観光誘客取組を推進中！

七霊峠ツーリストインフォメーションセンター(仮称)

外宮大内山観光案内所(仮称)

和歌山県 和歌山市 外宮大内山

和歌山県 和歌山市 外宮大内山

令和2年3月完成予定！

国内からの旅行客流入増加がさらに充実！

熊野古道(熊野) 熊野大内山IC 熊野小内山IC 熊野大内山IC 熊野小内山IC 熊野大内山IC 熊野小内山IC

熊野大内山IC 熊野小内山IC 熊野大内山IC 熊野小内山IC

熊野大内山IC 熊野小内山IC 熊野大内山IC 熊野小内山IC

熊野大内山IC 熊野小内山IC 熊野大内山IC 熊野小内山IC

紀伊半島の未来を支える 高速道路紀伊半島一周の早期実現を！

紀勢線の早期整備に向けた三重県取組

○ 事業実施環境を整え円滑な工事発注を支援！

近畿道勢線整備プロジェクトチーム伊勢

用地買収を推進！

地方の道路として格別の実績

三重県文化財センター熊野管理所

令和元年頃から新たな施設を設置！！

紀勢線の文化財調査を集中的に実施

○ 事業進捗に向けた支援スケジュール (三重県作成)



三重県の支援体制を活用し、さらなる整備のスピードアップを！

災害時の救急救命・復旧活動を支える「命の道」紀勢線

○ 災害に強いネットワークの構築に向けた課題

東紀州の玄関口 紀勢自動車道(優先整備区間)は特定更新(大規模な更新工事)における長期通行止めリスク有

唯一の幹線道路 東紀州南部地域では国道42号の8新路線が深層で漏水するおそれ

優先整備区間における4車線化の早期着手が急務！

ミッシングリンクの解消が急務！

代替性を確保し、災害時にも信頼性の高い高速道路ネットワークの早期構築を！

- 要望
- 「熊野尾鷲道路(II期)」について、公表された令和3(2021)年夏頃の開通見通しより1日も早い開通を図るよう、整備をさらに加速すること。
 - 「熊野道路」および「新宮紀宝道路」の整備を推進すること。また、「紀宝熊野道路」における用地買収に早期着手すること。
 - 「紀勢自動車道(勢和多気JCT～紀勢大内山IC間)」における4車線化の早期着手およびそれに必要な財源を確保すること。

【県土整備部】

1 「国民の安全・安心の確保」、「生産性と成長力の引上げの加速」、「豊かで暮らしやすい地域づくり」に資する社会資本整備の推進 (財務省、国土交通省)

平常時・災害時を問わない円滑な物流の確保、地域経済の活性化に資する道路整備（中勢バイパス、鈴鹿四日市道路）

地域経済・社会活動の発展に寄与



■市町間の製造品輸送件数



地震発生時のルート確保



地域における気運の高まり

新規事業化に向け、地元は盛り上がっています！
鈴鹿四日市道路建設促進期成同盟会 設立



鈴鹿四日市道路シンポジウムの開催

鈴鹿四日市道路が整備され、交通が分散すれば渋滞が減り事故も減り、移動時間が短くなることは、安全・安心に繋がる。また、働き方改革やドライバー不足の解消に繋がる。(三重県トラック協会)

満席の会場！高まる事業化への期待！(令和元年10月16日)



要 望

- 1 鈴鹿四日市道路を令和2（2020）年度に新規事業化すること。
- 2 国道23号中勢バイパスの4工区開通見通しの早期公表、既開通区間の渋滞解消に向けた4車線化や立体化を推進すること。

【県土整備部】

1 「国民の安全・安心の確保」、「生産性と成長力の引上げの加速」、「豊かで暮らしやすい地域づくり」に資する社会資本整備の推進 (財務省、国土交通省)

<p>整備推進が地域活性化に直結 国道1号北勢バイパス</p>	<p>物流効率化・産業振興に大きく寄与 国道1号桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）</p>	<p>朝田町南交差点の立体化で企業の生産性向上 国道42号松阪多気バイパス</p>																								
<p>国道1号・23号の深刻な渋滞を解消</p>	<p>重量制限解除で大規模な物流効率化を実現</p>	<p>既開通区間の渋滞を解消</p>																								
<p>・四日市市が三重県の製造業をリード ・国道1号・23号は製品の輸送経路として重要な路線</p>  <p>四日市市が約3割を占める</p> <p>三重県製造品出荷額の市町村別内訳 出典：平成25年度経済センサス調査結果（経済産業省）</p>	<p>伊勢大橋の耐荷力不足により20t超重量車両（特車）の通行が制限されている</p>  <p>伊勢大橋架替により</p>	<p>バイパス全線開通後、交通量の増加に伴い、朝田町南交差点のバイパス部の渋滞が悪化</p>  <p>立体化の整備推進により</p>																								
<p>国道1号（四日市市内）の渋滞損失時間 100万人・時間/年 （国道1号の中で全国ワースト2位）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>渋滞損失時間</th> <th>都道府県</th> <th>市区町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>121</td> <td>静岡県</td> <td>沼津市</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>100</td> <td>三重県</td> <td>四日市市</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>98</td> <td>大阪府</td> <td>守口市</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>95</td> <td>神奈川県</td> <td>横浜市</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>85</td> <td>大阪府</td> <td>枚方市</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：国土交通省 CH20 道路渋滞の交通経済損失の調査結果</p>	順位	渋滞損失時間	都道府県	市区町村	1	121	静岡県	沼津市	2	100	三重県	四日市市	3	98	大阪府	守口市	4	95	神奈川県	横浜市	5	85	大阪府	枚方市	<p>生産拠点間の輸送経路が短縮され、大規模物流の効率化に期待</p> <p>【生産拠点間の輸送時間短縮】</p> <p>約2割短縮 稼働 約55分 【伊勢大橋架替後のルート】</p> <p>往復 約70分 【現在の迂回ルート】</p> 	<p>渋滞が解消され、企業の生産性向上に大きく寄与</p> 
順位	渋滞損失時間	都道府県	市区町村																							
1	121	静岡県	沼津市																							
2	100	三重県	四日市市																							
3	98	大阪府	守口市																							
4	95	神奈川県	横浜市																							
5	85	大阪府	枚方市																							
<p>物流の効率化や産業関連施設の促進など地域経済の活性化に期待</p>  <p>国道1号北勢バイパス</p> <p>● 主要渋滞箇所 ■ 主要渋滞区間 ▲ 主要渋滞エリア</p>	<p>伊勢大橋の耐荷力不足による20t超重量車・特車の通行制限区間</p> <p>伊勢大橋架替後の迂回路</p> <p>桑名東IC 延長3.9km</p> <p>伊勢大橋</p> <p>現在の迂回輸送ルート（通行制限区間を迂回）</p> <p><凡例> ■ 桑名東IC ■ 伊勢大橋架替区間 ■ 迂回路 ■ 国道 ■ 現在の迂回輸送ルート ■ 20t超重量車・特車の通行制限区間</p>	<p>松阪多気バイパス 沿線工業団地の立地率比較</p>  <p>沿線工業団地 市内その他</p> <p>沿線工業団地、松阪中井工業団地、上井工業団地、市内その他、松阪市内の工業団地等</p>																								
<p>要望</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国道1号北勢バイパスの国道477号バイパスまでの開通見通しの早期公表、全線開通に向けた整備を推進すること。 2 国道1号桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）の整備を推進すること。 3 国道42号松阪多気バイパスの渋滞区間の立体化の整備を推進すること。 																										

【県土整備部】

1 「国民の安全・安心の確保」、「生産性と成長力の引上げの加速」、「豊かで暮らしやすい地域づくり」に資する社会資本整備の推進

(財務省、国土交通省)

三重県のさらなる産業発展を牽引する物流道路としての機能を期待（鈴鹿亀山道路・名神名阪連絡道路）

鈴鹿亀山道路 高速アクセス性の改善により地域経済の発展に貢献

地域の課題と鈴鹿亀山道路の整備による効果

【課題】
 ① 産業 高速道路へのアクセスに時間を要している。
 ② 広域連絡道路ネットワークを十分に生かすことができない。
 ③ 防災 強靱な東西軸が存在しない。

【効果】
 ① 鈴鹿亀山道路整備による高速道路105分圏域と東海地方域
 ② 新名神高速道路の活用が可能に
 ③ 防災機能の強化が可能に
 ④ 高速道路115分圏域が拡大

都市計画手続きの進捗状況

都市計画手続	都市計画手続
平成25年度～	都市計画の素案を作成
配達書の作成	住民説明会の開催
方法書の作成	パブリックコメント
準備書の作成	都市計画案の作成
環境影響評価準備書・都市計画案の公告・縦覧	令和2年度12月20日
評価書の作成	都市計画審議会
評価書の公告・縦覧	都市計画の公告・縦覧

令和3年2月の都市計画決定(予定)に向けて順次に手続きが進んでおり、引き続き支援をお願いします！

名神名阪連絡道路 南北の広域ネットワーク構築により産業発展と安全・安心を支援

三重・滋賀の工場集積地の物流ネットワークの強化

沿線地域の工場立地件数(累計)

年度	件数
2017	16件
2018	26件
2019	62件
2020	82件
2021	105件
2022	117件

製造品出荷額(兆円)

年度	金額
2017	3.87兆円
2018	4.00兆円
2019	4.15兆円
2020	4.45兆円

比較：工場立地数調査、工業統計調査

・滋賀県甲賀、東近江地域と、三重県伊賀地域の工場集積地を結ぶ重要な道路
 ・沿線地域の工場立地件数、製造品出荷額が増加
 南北の物流ネットワーク強化により生産性と成長力の引上げに期待！
 滋賀・三重の工場集積地を連結する物流ネットワークの早期整備が必要！

鈴鹿亀山道路 シンポジウムの開催 (R1.7) 一般来場者 約600名が出席

主催：新名神と鈴鹿亀山地域の幹線道路整備を進める会

〇基調講演 池田 道路局長
 「高速道路が開く日本の新基軸」

道路利用者による意見発表

ゴルフ場 支配人の声
 新名神の開通後、県外のお客様が増加。今後ますます、県外のお客様を迎えるために、鈴鹿亀山道路の整備に期待。

運送会社 女性ドライバーの声
 鈴鹿亀山道路の整備で商業交通と一般交通が分離され、ドライバーや住民の安全安心につながる。

谷口 博昭 氏 (元国土交通事務次官 (シンポジウム主催団体のアドバイザー))
 鈴鹿亀山道路の整備により「夢の道」から「現実の道」になることを願います。

委員の鈴鹿サーキット会場で、早期整備の必要性を再確認！

災害時のリダンダンシーの確保

非常時搬送ルート
 通常時の搬送ルート

過去5年間の通行止め回数 36回

H29.1.15 通行再開(積雪)
 R1.7.16 通行止(事故)

住宅機器 製造業社の声
 ・関西や中京圏へは名阪国道を利用しており、事故や大雨、積雪により、通行止になると部品の入荷、工場出荷に影響が生じます。
 迂回可能な高速道路ネットワークを形成する名神名阪連絡道路の整備に期待！

災害時等において機能する高速道路ネットワークを形成する名神名阪連絡道路の早期整備が必要！

- 要望**
- 1 鈴鹿亀山道路の都市計画決定に向けて支援すること。
 - 2 さらに産業発展を牽引する名神名阪連絡道路の早期事業化に向けて、国による調査を推進すること。
 - 3 鈴鹿亀山道路および名神名阪連絡道路を「重要物流道路」として指定すること。

【県土整備部】

1 「国民の安全・安心の確保」、「生産性と成長力の引上げの加速」、「豊かで暮らしやすい地域づくり」に資する社会資本整備の推進

(財務省、国土交通省)

木曾三川

流域の特性

- 国内最大の海拔ゼロメートル地帯
- 観光施設や生産拠点が立地



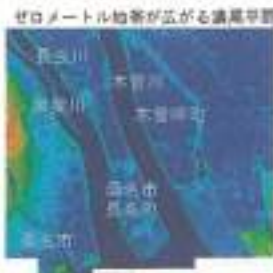
現在の主な取組

□海拔ゼロメートル地帯等の堤防耐震対策

- 3か年緊急対策を活用し、**令和2(2020)年度末完了**に向けた津波対策区間の耐震対策(進捗率約41%)

課題

- 南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が70~80%!
- 堤防が沈下すると、津波浸水被害は広範囲かつ長時間に及ぶ⇒日本経済への影響は甚大!
- 3か年緊急対策後も耐震対策が必要な区間が多くあるため、**早期に耐震対策の実施が必要!**



課題解決に向けて

切迫する南海トラフ地震に備え、堤防耐震対策のさらなる推進が必要!

鈴鹿川・雲出川・榑田川・宮川

流域の特性

- 道路(国道23号)鉄道(近鉄・JR)等の幹線交通網
- 石油コンビナート等の生産拠点や主要な市街地を形成
- 人口 約113万(県内の63%)
- 製造品出荷額 約6.8兆円(県内の64%)

現在の主な取組

- 水害の頻発・激甚化に対応する治水対策
- 3か年緊急対策を活用した河道掘削等

課題

- 堤防決壊した場合、生産拠点の浸水や、交通の遮断により、日本経済への影響は甚大!
- 3か年緊急対策後も治水対策の推進が必要!(河川堤防整備状況約60~65%)
- 台風第19号**により千曲川等の直轄河川でも**大規模な氾濫が発生**するなど全国各地で甚大な被害が発生!
- 今後、気候変動により水災害リスクが大幅に増加!

(今世紀末の洪水の発生確率は20世紀末と比べ約2~4倍と試算)

本県の直轄河川における対策も早急に必要!

課題解決に向けて

治水対策(河道掘削等)のさらなる推進及び気候変動をふまえた水災害対策への転換が必要!



勢田川

平成29年台風第21号

- 被害状況(伊勢市)
 - ・死者 1名
 - ・床上浸水 409棟
 - ・床下浸水 670棟



現在の主な取組

- 再度災害防止対策 国・県・伊勢市が連携 勢田川流域等浸水対策実行計画策定(H30.6.19)

- 国:3か年緊急対策を活用し、**令和2(2020)年度末完了**に向けた勢田川の河道掘削
- 県:3か年緊急対策を活用した検尻川の暫定河道掘削



勢田川(国)河道掘削



検尻川(県)河道掘削

課題

- 平成29(2017)年10月(台風第21号)洪水をふまえ、**早期の被害軽減対策が必要!**
- 3か年緊急対策後も早期に検尻川排水機場ポンプ増強等の実施が必要!

課題解決に向けて

再度災害防止のため、浸水対策実行計画に基づく治水対策(ポンプ増強等)のさらなる推進が必要!

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に必要な予算確保及び事前防災・減災対策の加速化を!

要望

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、木曾三川および鈴鹿川・雲出川・榑田川・宮川・勢田川の直轄河川改修事業を確実に実施するための必要な予算を確保するとともに、3か年緊急対策後も事前防災・減災対策の加速化を図ること。

【県土整備部】

1 「国民の安全・安心の確保」、「生産性と成長力の引上げの加速」、「豊かで暮らしやすい地域づくり」に資する社会資本整備の推進

(財務省、国土交通省)

川上ダム・木津川直轄河川事業

伊賀地域は、近畿圏、中部圏の2大都市圏の中間に位置し、企業立地に好条件！



地域の現状

■低い治水安全度

・数年に一度は浸水

最近の浸水	事象	浸水面積	浸水戸数
H21.10	台風18号	5.3ha	32戸
H24.9	台風17号	0.07ha	38戸
H25.9	台風18号	28ha	150戸

■不安定な水道水源

・水源の一部は、川上ダム建設を前提とした暫定水利権
・既存水道施設も老朽化

3点セットで「治水安全度の向上」と「安定的な水需の確保」を実現！



●治水安全度が向上！

戦後最大規模の洪水(S28 台風第13号)による被害が**ゼロ**に！
浸水戸数 844戸 ⇒ 0戸 浸水面積 526ha ⇒ 0ha

●川上ダムにより安定的な水源の確保！

川上ダムは順期に進捗中

事業工程

	H20	H30	R元	R2	R3	R4
ダム本体工事	[Progress bar from H20 to R4]					
試験湛水					[Progress bar from R3 to R4]	

平成31(2019)年3月

令和元(2019)年9月

基礎掘削完了

本体コンクリート打設

本体施工状況

本体コンクリート初打設(9月20日)



**令和4(2022)年度事業完了に向けた必要な予算確保を！
一日も早い完成のため進捗UP！**

河道掘削・引堤の推進

●河道掘削



●犀部川三田地区浸水対策(引堤)



台風第19号の被害をふまえ、早急な対策(引堤等)が必要！

3か年緊急対策を活用し、木津川・服部川・柘植川の河道掘削および犀部川(三田地区)における引堤の推進を！

名張川直轄河川事業

名張かわまちづくり一体型浸水対策事業(1期)の推進



現在の主な取組

●堤防整備(引堤)



●河道掘削、樹木伐採



・上流ダム群(青蓮寺ダム・空生ダム・比奈知ダム)が本来有している洪水調節機能を発揮させるためには、名張川の事業推進が必要！

台風第19号の被害をふまえ、早急な対策(引堤等)が必要！

3か年緊急対策を活用し、名張川(黒田地区)における引堤・河道掘削の推進を！

3か年緊急対策後も引き続き治水対策の推進を！
(淀川水系河川堤防整備状況約60%)

「3か年緊急対策」に必要な予算確保および事前防災・減災対策の加速化を！

- 要望
- 川上ダムについては、令和4(2022)年度の事業完了に向け、必要な予算を確保するとともに、一日も早く完成すること。
 - 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、名張川および木津川・服部川・柘植川の直轄河川改修事業を確実に実施するための必要な予算を確保するとともに、3か年緊急対策後も事前防災・減災対策の加速化を図ること。

1 「国民の安全・安心の確保」、「生産性と成長力の引上げの加速」、「豊かで暮らしやすい地域づくり」に資する社会資本整備の推進

(財務省、国土交通省)

木津川水系直轄砂防の推進



木津川

木津川水系直轄砂防事業

砂防整備計画
平成28(2016)年～
令和7(2025)年
約20 沢流を整備
三重県分約10 沢流を整備

○人口8万人の名張市街地
○大阪・奈良・三重を東西に結ぶ主要な交通基盤
国道165号【交通量 約2万台/日】
近鉄大阪線【名張駅乗降人員 約1万2千人/日】
が土砂災害と氾濫から守られ、
住民、主要な交通基盤と利用者の安全が確保されます。

実施箇所図 (名張市防災マップ)

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等により実施
【谷出3】3か年緊急対策対象(円滑な避難)
【谷出4】3か年緊急対策対象(流木対策)
【坂ノ下2】3か年緊急対策対象外



さらなる事業の推進を!

土石流危険沢流が宇陀川沿いに連担しており、要配慮者利用施設、公共施設、国道などが保全されます!



事業実施概要

	谷出3	谷出4	坂ノ下2
令和元(2019)年度	種土工	用地買収 工事用道路	用地買収
令和2(2020)年度	—	増土工	工事用道路 増土工

土砂災害警戒区域等の指定により、事業中の3 沢流以外にも事業が必要な箇所が複数存在



要望 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、三重県内における木津川水系直轄砂防事業を確実に実施するための必要な予算を確保するとともに、3か年緊急対策後も事前防災・減災対策の加速化を図ること。

【県土整備部】

1 「国民の安全・安心の確保」、「生産性と成長力の引上げの加速」、「豊かで暮らしやすい地域づくり」に資する社会資本整備の推進

(財務省、国土交通省)

七里御浜海岸

七里御浜海岸の課題



これまでの整備 1983年(36年度) 2018年(約10億円/年) 3128年?

平成の30年間で7度にわたり被災(被災92%の高い海岸)

被災年	被災原因	海岸名	復旧内容
平成6年	台風第26号	井田地区海岸	人工リーフ 3基(新設)
平成9年	台風第7号 台風第9号	井田地区海岸	堤防工 952m 養浜工 148m 人工リーフ 4基(新設)
平成14年	台風第19号	井田地区海岸 有馬地区海岸	堤防工 300m 堤防工 52m
平成23年	台風第12号	阿田和地区海岸 井田地区海岸	人工リーフ 2基 堤防工 28m 堤防工 537m
平成25年	台風第18号	井田地区海岸	人工リーフ 1基
平成29年	台風第21号	井田地区海岸	堤防工 40m

海浜侵食状況(井田地区海岸)



熊野川直轄河川改修事業による掘削土砂を大規模に投入することにより、海浜が安定しています。

施設整備には膨大な事業費が必要です。

対策が複数県に跨ります。

- 熊野川流域(三重県・奈良県・和歌山県)から発生する、土砂の管理が必要
- 熊野川の複数の管理者、関係機関の調整が必要

直轄事業化

高度な技術力が必要です。

- 国立公園、世界遺産に指定され、景観に配慮した対策
- 太平洋の高波が来襲する、過酷な施工条件
- 熊野川流域の土砂管理や、砂利浜の安定を図るための高度な解析
- 河口閉塞の対策

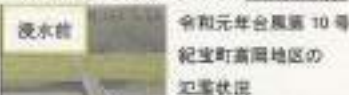
熊野川

令和元(2019)年の台風第10号
熊野谷川(高岡地区)において
計画高水位超過!

流域の課題

◎長期化する濁水の軽減

◎堆積土砂撤去等の治水対策



現在の取組

熊野川の総合的な治水対策協議会

国・三重県・奈良県・和歌山県・沿江市町村・ダム管理者が連携し、治水対策や濁水対策を推進

河道掘削(平成29(2017)年度着手)

紀伊半島大水害以降も毎年のように発生している浸水被害!

国:緊急対策特定区間(平成29(2017)年度~令和3(2021)年度)の早期完了を!
県:交付金事業で実施
熊野市和気地区の河道掘削
令和2(2020)年度完了予定

成果

- 令和元(2019)年台風第10号では、日足地区で約1.3mの水位低減効果を確認(家屋浸水被害無し)
- 濁水対策の取組である風屋ダム表面取水設備改造工事の完了(平成30(2018)年5月完了)

早期課題解決に向けて

- 緊急対策特定区間における直轄河川改修事業の確実な実施を!
- 協議会でとりまとめた濁水対策の完了目標は、令和3(2021)年度末! 対策の確実な実施に向け、国によるマネジメントの強化を!

- 要望
- 1 七里御浜海岸における侵食対策を直轄事業化すること。
 - 2 熊野川緊急対策特定区間における直轄河川改修事業を確実に実施すること。
 - 3 熊野川の総合的な治水対策協議会でとりまとめた取組を確実に実施するため、国によるマネジメントを強化すること。

【県土整備部】

1 「国民の安全・安心の確保」、「生産性と成長力の引上げの加速」、「豊かで暮らしやすい地域づくり」に資する社会資本整備の推進

(財務省、国土交通省)



海岸堤防の耐震化により背後地の安全・安心が向上
さまざまなストック効果が発現しています。



- ①株式会社百五銀行
新本館ビルの建設 (127)
・津市遊覧ビルとして活用
・延べ床面積36千㎡/2棟
- ②三重大学附属病院
新外来病棟を新設 (127)
・最新のCT装置などを導入
・延べ床面積28千㎡
- ③倉敷紡績(株)三重工場
建物・設備の拡大 (124)
・生産・開発体制を強化
・延べ床面積約15千㎡

国体会場周辺の整備状況



着実に進む堤防整備



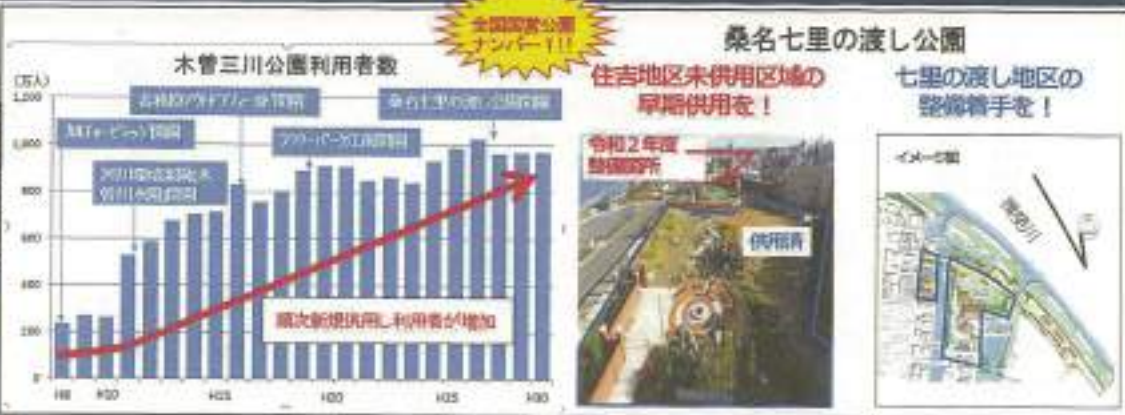
要望 令和3(2021)年開催「三重とこわか国体」会場周辺を含む津松阪港直轄海岸事業を強力に推進すること。

【県土整備部】

1 「国民の安全・安心の確保」、「生産性と成長力の引上げの加速」、「豊かで暮らしやすい地域づくり」に資する社会資本整備の推進

(財務省、国土交通省)

国営木曾三川公園（桑名七里の渡し公園）の整備推進



地域の魅力と多様な体験型コンテンツ

ご当地人気イベント

- 桑名木部花火大会
- 桑名城お堀めぐり

ご当地人気グルメ

- 焼きはまぐり
- 桑名カレー

隣接する住吉浦休憩施設 レンタサイクルの活用

ボランティアガイドと巡る歴史散策

- 桑名七里の渡し公園
- 六華苑
- 龍戸氏遺蹟など

錆物工場見学、鍛造体験

- 市内には約30の錆物工場

交通インフラ整備により飛躍的にアクセスが向上



桑名駅周辺地区整備事業

桑名駅および駅周辺がより便利に生まれ変わる！

リニア中央新幹線が桑名へ
 2027年 東京 - 名古屋開通！

国道1号桑名東部拡幅事業
 名古屋 - 桑名間の移動時間短縮！

目黒市境の村岡新橋タワー
 北勢地域への外国人観光客増！

要 望 国営木曾三川公園(桑名七里の渡し公園)を早期に全面開園すること。

【県土整備部】

2 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(内閣官房、総務省、財務省、国土交通省)

【要望項目】 制度・予算

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の目標を確実に達成するため、必要な予算を確保すること。
雄大な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、3か年緊急対策後も必要な予算・財源を安定的に確保すること。
地方が国土強靱化に資する対策を円滑に進められるよう、緊急防災・減災事業および緊急自然災害防止対策事業等の延長や起債制度の拡充を図ること。
国による地方公共団体等への迅速・的確な支援が行えるよう、国の人員体制の維持・充実を図ること。
- 2 計画的な道路整備を進めるため、交付金の総額を増額すること。
大規模施設（橋梁、トンネル等）の新設・改築および法指定踏切の対策に係る個別補助制度を創設すること。
- 3 地方が真に必要とする道路の整備・管理を長期安定的に推進するため、新たな財源の創設を検討すること。
- 4 高速道路のインターチェンジへのアクセスを強化する国道421号大安10アクセス道路の整備推進に必要な予算を確保すること。
地域高規格道路の国道167号磯部バイパスの整備推進に必要な予算を確保すること。
ストック効果を受ける道路整備に必要な社会資本整備総合交付金の所要額を確保すること。
- 5 天祐学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全対策に必要な別枠の予算を確保すること。
通学路の交通安全対策に必要な防災・安全交付金の所要額を確保すること。
- 6 南海トラフ地震による被災リスクの高い「ゼロメートル地帯」や「津波避難対策特別強化地域」などにおいて、緊急性の高い河川・海岸堤防や水門・樋門などの地震・津波対策を推進できるよう、新たな予算制度を創設するとともに事業費を確保すること。
- 7 防災・安全交付金の予算を確保するとともに、個別補助事業（大規模特定河川事業、事業間連携河川事業）の予算を増額すること。
- 8 長寿命化計画に基づく河川の排水機場や水門の更新および海岸堤防の老朽化対策を確実に進めるための事業費を確保すること。
長寿命化計画に基づく砂防関係施設の修繕やダム設備の更新を交付金の対象とすること。
- 9 島内河川ダム建設に必要な予算を確保すること。
- 10 重要施設の保全や過去に土砂災害が発生した箇所での土砂災害防止施設を優先的に整備するため、重点配分を図ること。
一般事業を推進するため、必要な予算を確保すること。
- 11 災害時の下水道機能確保のため、下水道施設の整備に必要な予算を確保すること。
下水道施設を安定的かつ継続的に機能させるため、老朽化対策に必要な予算を確保すること。
- 12 南海トラフ地震による被災リスクの高い「津波避難対策特別強化地域」において、緊急性の高い海岸保全施設の増築・津波対策を推進できるよう、新たな予算制度を創設するとともに事業費を確保すること。
港湾施設の老朽化対策や地震対策を重点的に推進するために必要な予算を確保すること。
- 13 街路および都市公園整備事業の推進に必要な予算を確保すること。

- 14 住宅・建築物の耐震化促進に必要な予算を確保すること。
大造住宅の耐震補強工事に係る交付金を地方負担額と同額まで引き上げること。
狭あい道路整備等促進事業に必要な交付金を満額配分すること。
耐用年限が過ぎて空き家となった公営住宅の除却費用について、交付金制度の拡充を図ること。

《現状・課題等》

- 1 東日本大震災や令和元（2019）年の台風第19号など、近年相次ぎ発生している大規模自然災害をふまえ、喫迫する巨大地震等や気候変動の影響により激甚化・顕在化が懸念される気象災害から国民の生命と財産を守るため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を集中的に実施しているところですが、対策の目録を確実に達成するためには、十分な予算を確保する必要があります。
また、いつ、どこで起こるかもしれない同レベルの災害に負けない計づくろを忘れず推進していくためには、3か年緊急対策後も必要な予算・財源を安定的に確保し、防災・減災、国土強靱化のための対策を強化かつ継続的に進める必要があります。
さらに、地方が国土強靱化に資する対策を円滑に進めるためには、緊急防災・減災事業および緊急自然災害防止対策事業等の延長や制度拡充の拡充、国による地方公共団体等への人的・技術的支援を行うための人員体制の維持・充実に必要です。
- 2 防災において、大規模施設の修繕・更新にかかる個別補助制度はありますが、耐震・改築にかかる個別補助制度はありませんが、個別補助事業に該当しないものは、交付金で事業を実施しています。国土交通省全体での交付金の要望措置率は約6割〜約7割、国土交通省管内の県への約5割にとどまっております。計画的な道路整備を進めることが喫緊な状況となっています。計画的な道路整備を進めるためには、交付金の総額の増額が必要です。また、大規模な橋梁、トンネルや指定路線の抜本的な対策については、一定期間に集中して予算を配分する必要がありますが、要額に対して措置率が低い交付金事業で実施されるを得ず、結果として事業期間が長期にわたっています。このことによる、国庫債務負担行為が急増でき、計画的に一定期間に集中して予算確保が可能となる個別補助制度の創設が必要です。
- 3 国民等の安全確保や利便性の向上を図り、計画的な道路整備に努めていますが、整備を必要とする箇所数も多く財源が不足しています。また、道路施設の老朽化は持ちこたない状況であり、定期点検結果を踏まえた修繕・更新を計画的に進めるとともに、成り行き等の維持管理についても対応していく必要があります。このような地方が真に必要な道路の整備・管理を長期安定的に推進するため、国による新たな財源の創設が必要です。
- 4 国道421号大宮ICアクセス道路の、いなほIC付地と東横線以西動画前の大宮ICを接続し、定額事業・度費率を支援するとともに東海環状自動車道の伊豆川越に於ける交通渋滞の緩和を図るための整備を進めています。大表（1）の平成31（2019）年3月にオープンロードとして供用開始しており、令和6（2024）年度にはフルインターチェンジとして供用が予定されていることから、令和6（2024）年度までは、ハイパス整備による交通の分散と、4車線化による交通容量の拡大を図るための予算確保が必要です。

国道167号磯部バイパスは、地域高規格道路である伊勢志摩連絡道路の一部であり、伊勢志摩地域の観光リゾート拠点との連絡を強化する道路であるとともに地域の安全を担う緊急輸送道路です。伊勢志摩国立公園のラッシュアールパーク化による観光客増加に対応するとともに、南海トラフ地震等に備えるため、東部の雄飛浸水想定区域を回避したルートである当バイパス区間の整備推進に必要な予算確保が必要です。

また、社会資本整備総合交付金を活用し、高規格幹線道路へのアクセス改善等、道路ネットワークの形成を進めていますが、予算が不足しており計画的な事業進捗を図ることが困難な状況です。これらの事業の計画的な事業進捗を図るため、社会資本整備交付金の所要額を確保する必要があります。

- 5 滋賀県大津市の遊覧死亡事故を受け、夏期の移動経路や危険箇所を把握するための独自調査の結果、県内の保育所等対象施設から2,664箇所の子供遊歩道の報告があり、要箇所数は3,542件でした。緊急安全点検の結果、県道路管理者が対策を実施する必要がある危険箇所は239箇所となりました。これらの対策に必要な交通安全対策を実施するには、相当の経費が見込まれますが、現在、交通安全対策を実施するための予算措置が講じられていないため、未就学児が日常的に其所で移動する経路等の交通安全対策に関する即時の予算確保する必要があります。

また、防災・安全交付金を活用し、通学路における交通安全対策などを進めていますが、予算が不足しており計画的な事業進捗を図ることが困難な状況です。通学等の交通安全対策の計画的な事業進捗を図るため、防災・安全交付金の所要額を確保する必要があります。

- 6 南海トラフ地震などの大規模地震発生時の被害性が指摘されており、北西部のゼロフォートの地域や、県南部の津波到達時間の短い地域では、河川・海岸堤防の耐震対策や強靱化を実施の早急な実施が求められていることから、これらを重点的に推進するためには、新たな予算制度の創設やさらなる事業費の確保が必要です。

- 7 防災・安全交付金と、大規模特定河川事業を合わせた予算額が、前年度の交付金全体額と同額となっており、堤防・護岸整備などの河川改修に、これまでどおりの予算を配分することが困難な状況であることから、事業進捗が遅り、治水安全度の確保に遅れが生じるおそれがあります。また、新たに創設された大規模特定河川事業で、2河川が事業採択されたものの、依然として新設・改修を必要とする大規模構造物は、数多く存在することから、今後さらなる予算が必要です。このことから、堤防・護岸整備を継続して実施するためには、防災・安全交付金予算の総額確保と、大規模構造物の新設、改修を実施するための個別補助事業（大規模特定河川事業、事業間連携河川事業）予算の増額が必要です。

- 8 河川の治水対策等大規模改修の更新や海岸堤防の老朽化対策については、多額の費用が必要であり、現在の事業費規模では、長寿命化計画に基づいた事業進捗が困難な状況です。このため、長寿命化計画に基づく計画的な施設更新等を実施するために必要な事業費の確保が必要です。また、砂防関係施設の修繕やダム設備の更新については、防災・安全交付金事業の対象外となっており、単独事業での対応は、重い財政負担となっていることから、砂防関係施設の修繕やダム設備の更新を交付金の対象とすることが必要です。

9 鳥羽河内ダムが計画されている加茂川水系では、これまでに氾濫となく、洪水を繰り返しています。令和元（2019）年の台風第19号をはじめ、日本各地で洪水害が顕発化・激甚化しておりますが、鳥羽河内ダムの整備により再度の災害防止、治水安全度の抜本的な向上が図られます。鳥羽河内ダム建設事業は、平成29（2017）年度に工事着工に着手し、着実に進捗していることから、事業推進に必要な予算の確保が確保が必要です。

10 県上総管区管内の一方災害防止施設整備事業によって保全可能な人家約69,500戸のうち、令和元（2019）年度末において保全済となるのは約18,700戸（約27.0%）と低い状況であり、残り約50,800戸の保全対象人家を守る必要があります。要配慮者利用施設や避難所、水道施設や国道等の重要施設は、被災すると社会に与える影響が大きく、また過去に災害が発生した箇所については、再度災害が発生する可能性が高いことから、これらの一方災害防止施設を優先的に整備するとともに、保全対象人家を守るために一投事業の推進に必要な予算の確保が必要です。

11 災害時に防災拠点等の下水道機能を確保するため、現在、重点的に整備を進めている「東部浄化センター第2期整備事業」や「宮川流域下水道幹線管復旧事業」を引き続き実施するための予算の確保が必要です。

また、本県の流域下水道は供用開始から30年が経過しており、5つの処理場の設備は、老朽化等により改築時期を迎えている状況です。下水道施設を安定的かつ継続的に機能させるため、老朽化対策に必要な予算を確保する必要があります。

12 南海トラフ地震などの大規模地震発生への切迫感が指摘されており、沿岸保全施設の耐震対策や強靱化対策等の早急な実施が求められていることから、それらを重点的に推進するには、「ゼロメートル地帯」や「津波避難対策特別強化地域」における事業に対する、新たな予算制度の創設やさらなる事業費の確保が必要です。

また、市壁や護岸などの老朽化対策や路線道路橋梁の耐震対策を計画的に実施するためには、さらなる予算確保が必要です。

13 安全・安心な歩行空間の確保や良好な都市空間の確保、都市防災機能の強化が求められており、街路における通学路の安全対策や電線共同溝による無電柱化を推進するための予算確保が必要です。また、大規模災害発生時における県民の生命を守るため、防災拠点や避難地等に位置づけられた県内都市公園の整備を推進するための予算確保が必要です。

14 耐震改修促進法に基づく国の基本方針において、令和2（2020）年までに住宅および多数の者が利用する建築物の耐震化率を85%にすることが目標に掲げられており、この目標を達成するためには、住宅・建築物の耐震化促進に係る予算の確保が必要です。

国の住宅耐震化の目標達成に向け、県では市町とともに耐震補強工事に対する国庫補助（上限50万円）を上回る地方負担（上限60万円）補填に取り組んでいます。多くの県民が耐震補強工事を行わない理由として、費用負担の重さを挙げていることから、国も地方と同額まで上限額を引き上げることで、少しでも負担感を和らげ、耐震補強のモチベーションを高める必要があります。

県内の市町で狭あい道路整備等促進事業を実施していますが、国費の配分額が重要とおり配分されないことから、県民からセットバツ

ク部分の土地の寄附を受けるものの、舗装や排水施設等の道路整備に必要な予算が不足し、道路としての整備が進まず、通行に危険な箇所もあります。これら未整備のミッドバック部分において、道路整備を促進するためにも、狭い道路整備等促進事業に係る要望額の法額配分が必要です。

耐用年限が過ぎた空き家となった公営住宅の老朽が今後見込まれます。周辺の住環境保全のため、除却するまでは維持管理が必要であり、早期に除去する必要がありますが、現在の社会資本整備総合交付金制度では除却のみを行う場合は交付金事業の対象とならないため、財政負担の課題から不要となった公営住宅の除去が進んでおりません。このままでは、周辺の住環境に悪影響を及ぼしかねないこれらの住宅を多く抱えるうえ、維持管理にかかる負担も増加します。不要となった公営住宅の除去を早期に実施するためには、除却に対する交付金制度の拡充が必要です。

担当課名 県土整備部県土整備総務課、道路建設課、道路管理課、河川課、港湾・海産課、防災砂防課、下水道事業課、都市政策課、住宅政策課、観光開発課
関係法令等 国土強靱化基本法、道路法、河川法、海岸法、港湾法、砂防法、土砂災害防止法、下水道法、無電柱化の推進に関する法律、建築物の耐震改修の促進に関する法律、地震対策緊急促進事業補助金交付要綱、建築基準法、社会資本整備総合交付金交付要綱 等

2 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(内閣官房、総務省、財務省、国土交通省)

防災・減災、国土強靱化の取組の加速 ～「令和」の時代も「命」「安全・安心」を大切にする三重～

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

・国と地方が一体となって防災・減災、国土強靱化対策を集中的に実施

三重県の取組 3か年緊急対策を活用し、さまざまな対策を推進！ 既に効果発現箇所も！！

<主な対策>

【道路のり面・盛土対策】



57箇所/812箇所

【橋梁耐震対策】



110橋/172橋

【道路冠水対策】



9箇所/122箇所

【河川掘削・樹木伐採】



7河川7箇所/19河川36箇所

【河川堤防の耐震化】



1河川/25河川

【水門・樋門の耐震化】



3箇所/12箇所

【土砂災害防止施設の整備】



18箇所/49箇所

【海岸堤防の高潮対策等】



4地区海岸/14地区海岸

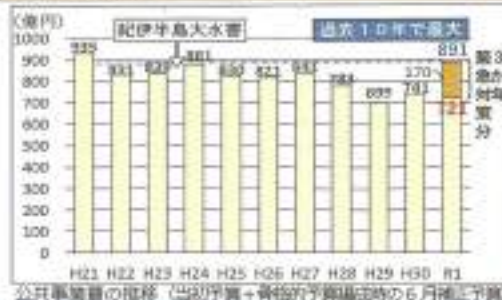
3か年緊急対策実施箇所数
重要インフラ緊急点検等による要対策箇所数

3か年緊急対策の対象となった箇所以外にも対策が必要な箇所は多数存在！

台風第19号により全国各地で甚大な被害が発生！
気候変動の影響による降水量の増大や、自然災害の激甚化・頻発化は明らか！
3か年緊急対策後も県が実施する対策に少なくとも3千億円以上の予算が必要！

防災・減災、国土強靱化の取組の加速を図るために・・・

・予算の確保



3か年緊急対策を活用することにより、今年度の三重県の公共事業費は平成22(2010)年度以降過去10年で最大！しかし・・・
3か年緊急対策分を除くと昨年度よりも下がっている

・3か年緊急対策の目標を確実に達成するための予算確保が必要！
・3か年緊急対策後も安定的な予算確保が必要！

・地方債の延長等

令和2(2020)年度で終了する地方債

地方債名	充당率	元利償還金の地方交付税配分率
緊急防災・減災事業債	100%	70%
緊急自然災害防止対策事業債	100%	70%
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	100%	50%

終了予定の事業の延長や起債制度の拡充が必要！

・国による人的・技術的支援

大規模自然災害への備えとして平成20(2008)年にTEC-FORCEを創設。各地方整備局等の職員が活動。近年、自然災害が激甚化・頻発化している中、有事の際の被害の最小化、迅速な復旧・復興に対する国による円滑かつ迅速な支援が必要！



地域の国土強靱化の取組の更なる推進に向け、国土強靱化地域計画の早期策定や、計画への事業の明記が必要！

(県の取組内容)
▶平成27(2015)年7月に県計画を策定
▶県計画改定(事業明記)に向け、対象となる事業の調査を実施
▶全29市町の早期計画策定や改定に向け、国の支援を受けながら市町向け勉強会を開催
国土強靱化地域計画の早期策定・改定のためには国による的確な支援が必要！

国の人員体制の維持・充実が必要！

要望

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の目標を確実に達成するため、必要な予算を確保すること。
- 2 強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、3か年緊急対策後も必要な予算・財源を安定的に確保すること。
- 3 地方が国土強靱化に資する対策を円滑に進められるよう、緊急防災・減災事業および緊急自然災害防止対策事業等の延長や起債制度の拡充を図ること。
- 4 国による地方公共団体等への迅速・的確な支援が行えるよう、国の人員体制の維持・充実を図ること。

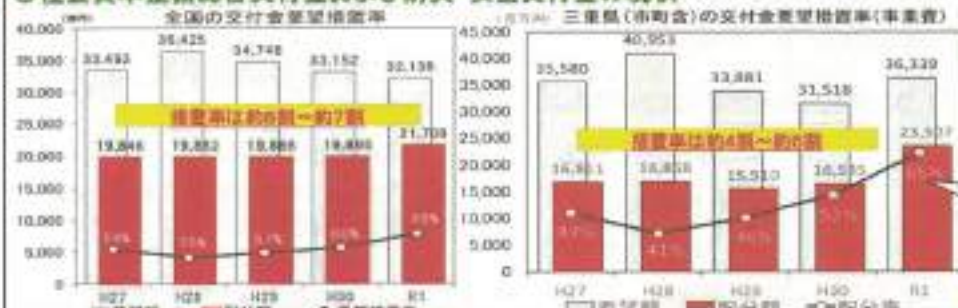
【国土整備部】

2 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(国土交通省)

大規模構造物の新設・改築および法指定踏切の対策

○社会資本整備総合交付金および防災・安全交付金の現状



個別補助事業に該当しないものは社会資本整備総合交付金または防災・安全交付金で事業を実施しているが、
交付金の要望措置率は、全国で『約6割～約7割』、三重県は『約4割～約6割』
⇒ 計画的な道路整備が困難！！

3か年緊急対策分を除くと58%

交付金事業では、集中した予算配分ができず、事業期間が長期にわたっている！

大規模構造物や法指定踏切の対策には、複数年にわたり集中的な予算が必要！

大規模構造物の新設・改築

○事業実施の現状



県道一志出家線 中川原橋 (津市)
中川原橋の架け替え(337m(6径間))
事業費 約19億円、工事期間 約9年間



一般国道169号 土場バイパス (熊野市)
新土場トンネル(405m)・新西谷橋(83m)新設
事業費 約20億円、工事期間 約7年間

○今後の事業予定

路線名	所在地	大規模構造物	長さ	事業費
春日市新築環状線(築大北工区)	春日市	内堀川橋梁	138m (3径間)	9億円
鈴鹿環状線(徳山BP)	鈴鹿市	伊勢鉄道アンダーパス	30m	19億円
一志環状線(聖ノ口BP)	津市	トンネル	245m	9億円
松阪環状線(下七見)	松阪市	近鉄跨線橋	214m (9径間)	12億円
美濃河原線(池原)	美濃市	トンネル	375m	14億円

踏切の抜本的対策

○踏切対策の現状



都市計画道路 松阪公園大口線 (松阪市)
大口・松ヶ崎第13号踏切【JR東海・近鉄】
事業費 約106億円 工事期間 約18年間

○今後の踏切対策予定



市道上浜町大谷町第1号線(津市)
大谷踏切【JR東海・伊勢鉄道】
事業費 約25億円

鉄道事業者と合意した『踏切道改良計画』により、令和5年度までに対策完了が必要！

計画的な道路整備を進めるため、交付金の総額の増額を！
大規模構造物および法指定踏切の対策に係る個別補助制度の創設を！

要望

- 1 計画的な道路整備を進めるため、交付金の総額を増額すること。
- 2 大規模施設(橋梁、トンネル等)の新設・改築および法指定踏切の対策に係る個別補助制度を創設すること。

【県土整備部】

2 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(国土交通省)

新たな財源の創設の検討(道路の整備)

○三重県管理道路の状況

【平成29年4月1日現在】

実管理延長	改良済延長	改良率	改良率全国順位
3,453km	2,581km	74.7%	39位

出典：道路統計年報2018(国土交通省)

三重県の道路整備は道半ばであり、改良の推進が求められている。

○利便性や生産性向上のための道路整備

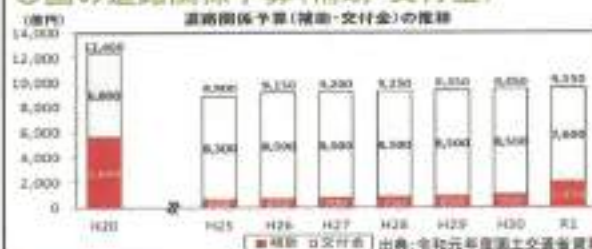
主要地方道、幹線道路
(国府バイパス・護国バイパス)

- ・直轄国道である国道1号、中勢バイパス、国道23号を接続するバイパス整備。
- ・自動車関連工場をはじめ工業団地へのアクセスを向上。
- ・通学路となっており、歩道整備による安全・安心を確保。



地方が真に必要なとする道路整備を推進するため、さらなる予算の確保が必要！

○国の道路関係予算(補助・交付金)



10年前は約1.2兆円であったが、近年は約0.9兆円(25%減)で推移しており、大きく減少している。

新たな財源の創設を！

新たな財源の創設の検討(道路の管理)

○老朽化対策に必要な予算の確保

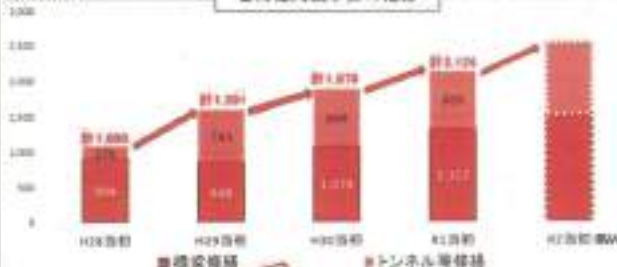
1 巡目(H26~H30)点検の結果、三重県では予防保全を含めて修繕が必要な橋梁は2,367橋もあり、全体の約6割！

このうち早期措置と判定された橋梁だけでも264橋でその修繕費用は約60億円を要しており、現状の予算規模では予防保全まで手が回らない！

⇒早期に修繕しない場合、通行止などの悪影響が発生！



老朽化対策予算の推移



長寿命化修繕計画に基づき計画的に予防保全も含めた修繕を着実に進めていくには**安定的な予算の確保が必要！**

老朽化対策予算は増加しているものの、早期措置と判定された施設への対応に偏り、予防保全まで手が回らない！

新たな財源の創設を！

要望 地方が真に必要なとする道路の整備・管理を長期安定的に推進するため、新たな財源の創設を検討すること。

【県土整備部】

2 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(国土交通省)

インターアクセス道路の整備推進を！

■国道421号大安ICアクセス道路

ICアクセスの強化

令和6年度の大安ICフルインター化までに整備が必要！



「三笠橋」の渋滞状況

○交通分散による渋滞緩和

大安IC周辺において員弁川を渡河する橋梁は国道421号「三笠橋」しかなく、現在も渋滞が発生。今後、東海環状自動車道の延伸に伴う交通量の増加により、さらなる渋滞の発生が懸念される。

⇒ バイパス整備「いなべ大橋(仮称)」の新設により、交通の分散を図る！

○交通容量の拡大

大安ICにアクセスする国道365号(国道421号との重複区間)は、片側1車線の2車線道路。今後、東海環状自動車道の延伸に伴う交通量の増加により、交通容量の不足が懸念される。

⇒ 4車線化することにより、交通容量の拡大を図る！

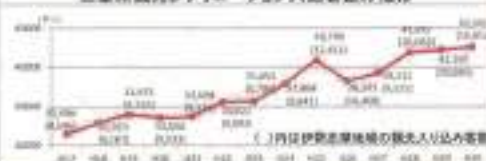
地域高規格道路の整備推進を！

■国道167号磯部バイパス

観光振興の推進

○三重県への観光入込客数は、同じ統計手法の平成17年以来、過去最高を更新。伊勢志摩地域では式年遷宮が行われた平成25年に次ぐ2番目。
⇒ 国道167号磯部バイパス整備は、観光地へのアクセスビリティの向上に寄与！

三重県観光レクリエーション入込客数の推移



今年のGW期間中における伊勢志摩地域の入込客数は昨年の1.9倍！



社会資本整備総合交付金による支援を！

道路網の強化

○県道館町通線(御祭橋)は、団体の開会式・閉会式及び陸上競技の会場となる「三重交通Gスポーツの杜伊勢」(県営総合競技場)へのアクセス道路。
○幅員狭小で歩道も無く、車両の対向や歩行者の安全な通行に支障をきたしている。

⇒ 整備により歩行者の安全な通行を確保するとともに国道23号の代替機能を図る！

令和3(2021)年開催の団体までの完成に向けた、継続的な予算措置が必要！



下部工が完成した「御祭橋」



要望

- 1 高速道路のインターチェンジへのアクセスを強化する国道421号大安ICアクセス道路の整備推進に必要な予算を確保すること。
- 2 地域高規格道路の国道167号磯部バイパスの整備推進に必要な予算を確保すること。
- 3 ストック効果を高める道路整備に必要な社会資本整備総合交付金の所要額を確保すること。

【県土整備部】

2 社会資本整備に係る地方財政対策への支援・充実

(国土交通省)

交通安全対策

1. 未就学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全対策

本年5月の滋賀県大津市の未就学児死亡事故を受けて、
三重県では国通知による緊急安全点検に加えて県独自の緊急安全点検を実施！！

■ 緊急安全点検箇所の抽出

優先順位1: 県子ども・福祉部、県教育委員会による調査(国通知による緊急安全点検)

・全ての保育所等を対象に、園外活動における危険箇所を把握

・・・保育所等から危険箇所として報告があった県内2,653箇所のうち県管理道路で**525箇所**
(対策を検討し、順次対策を実施中！)

優先順位2: 県道路管理者による調査(県独自の緊急安全点検)

・交通量の多い(1万台以上/日)信号交差点を把握

・・・県管理道路で優先順位1以外の交通量が1万台以上/日の信号交差点 **917箇所**

(対策必要箇所については、検討中)

**緊急安全点検を実施した結果、
239箇所※1で対策が必要！**

子どもたちの安全を確保するため速やかな交通安全対策が必要！

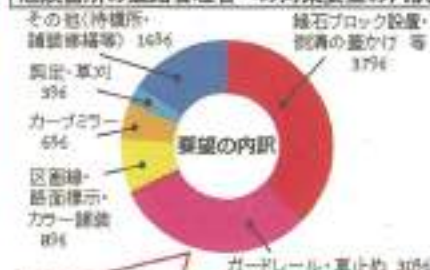
緊急安全点検結果を受けた交通安全対策を早期に完了するための別枠予算の確保を！

道路管理者別危険箇所数



危険箇所の多くは
地方自治体管理の
生活道路！

危険箇所の道路管理者への対策要望の内訳



対策要望は、「緑石ブロック設置」「ガードレール設置」等が多く相応の予算が必要となる！

2. 通学路における交通安全対策

- 県下、全29市町で通学路交通安全プログラムを策定
- プログラムにおける、歩道等は交付金を活用し事業を推進(令和2(2020)年度は30箇所を要望)

防災・安全交付金の所要額を確保を！

【重点計画】通学路の合同点検等に基づく交通安全対策(百万円)



一般県道 稻生山線(鈴鹿市白子町)の歩道整備



要望

- 1 未就学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全対策に必要な別枠の予算を確保すること。
- 2 通学路の交通安全対策に必要な防災・安全交付金の所要額を確保すること。

【県土整備部】

2 社会資本整備に係る地方財政対策の支援・充実

(国土交通省)

南海トラフ地震に備えた地震・津波対策

三重県の沿岸は、「ゼロメートル地帯」や「津波避難対策特別強化地域」であり、被災リスクが非常に高い。

●南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は70～80%!

— ゼロメートル地帯
— 津波対策特別強化地域



県北部

地震による堤防の液状化

県中部

伊勢湾台風後に整備された海岸施設が老朽化

県南部

大津波が短時間で来襲

- ・ゼロメートル地帯を含む5市町に48万人の人口が集中（三重県全体の約30%）
- ・津波対策特別強化地域の海岸線延長は約1,000kmにも及ぶ

地震・津波対策の予算確保が必要

高潮・侵食対策に加え、地震・津波対策を既存の交付金事業の中で実施することは事業進捗に限界があるため、「ゼロメートル地帯」や「津波対策特別強化地域」において地震・津波対策を重点的に取り組めるよう、防災・安全交付金とは別枠の予算確保が必要。

要 約

南海トラフ地震による被災リスクの高い「ゼロメートル地帯」や「津波避難対策特別強化地域」などにおいて、緊急性の高い河川・海岸堤防や水門・樋門などの地震・津波対策を推進できるよう、新たな予算制度を創設するとともに事業費を確保すること。

【県土整備部】

県北部 ゼロメートル地帯における堤防等の地震対策を実施

直轄河川改修事業と合わせ、県河川・海岸事業を実施し、地域の安全・安心を確保



海岸事業

城南第一地区、川越地区海岸の耐震対策を推進しています。

河川事業

鍋田川の堤防耐震対策を推進しています。

県中部 高潮・侵食対策(老朽化対策)に併せ地震・津波対策を実施

海岸事業

令和元年度から上野・白塚海岸が個別補助事業化



上野・白塚地区海岸整備状況

・従来の交付金事業に加えて、上野・白塚海岸については、令和元年度に海岸保全施設整備連携事業として新規制度化され整備が加速（全国で2箇所のみ）

県南部 短時間で津波が到達する沿岸での津波対策を実施

海岸事業

御堤区間を解消し津波被害を軽減



阿田和地区海岸の津波対策事例

- ・県南部では、津波が最短2分で到達することから、住民の避難時間を少しでも確保できるよう、津波対策を推進しています。
- ・津波浸水被害の発生を遅延・軽減し、地域の避難計画など、ソフト対策の効果発現に寄与しています。

防災・安全交付金予算の確保と個別補助事業予算の増額

水害の頻発・激甚化

全国的に大規模な水害が頻発

三重県における大規模な水害

- 昭和34年 台風第15号（伊勢湾台風）
- 昭和49年 台風第8号 梅雨前線（七夕豪雨）
- 昭和57年 台風第10号
- 平成16年 台風第21号
- 平成23年 台風第12号（紀伊半島大水害）
- 平成29年 台風第21号



現状

- 河川整備率 39.5%（平成30年度末時点）＝全国平均を大きく下回る
- 伊勢湾沿いに人口・資産が集中
- 下流域にはネック点となる道路橋、鉄道橋等の河川横断構造物が集中

現在の取組

洪水防止対策の推進

- 人口・資産の集中など、社会的影響の大きい地域での河川改修
- 横断構造物（橋梁・堰等）の改築による治水安全度の向上

課題

- 大規模特定河川事業が創設・採択されたものの、防災・安全交付金が減額となっており、河川改修事業の進捗が遅れが生じている。
- 改築を要する大規模構造物は依然として多く、今後も莫大な予算を必要とする。



早期の課題解決に向けて

堤防・護岸整備が必要な区間において、大規模構造物が多く存在することから、対策に莫大な予算が必要となる。

「大規模特定河川事業」により集中的に取り組む。

治水安全度向上のための堤防・護岸整備に遅滞なく取り組む必要がある。

「防災・安全交付金」と「事業間連携河川事業」を最大限に活用する。

河川改修を推進するため、「防災・安全交付金」の確保と、「事業間連携河川事業」の増額および大規模構造物の新設、改築を集中的に実施するための「大規模特定河川事業」の増額が必要。

防災・安全交付金



防災・安全交付金で実施中の二級河川三滝川

大規模特定河川事業



二級河川相川で採択された大規模特定河川事業

要望

防災・安全交付金の予算を確保するとともに、個別補助事業（大規模特定河川事業、事業間連携河川事業）の予算を増額すること。

【国土整備部】

2 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(国土交通省)

各施設の更新や老朽化対策に係る事業費の確保

長寿命化計画に基づく河川および海岸施設の更新・延命化

長寿命化計画に基づき更新等を実施する施設は河川で27施設、海岸で89箇所ある

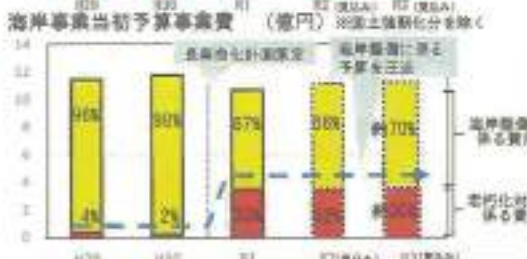
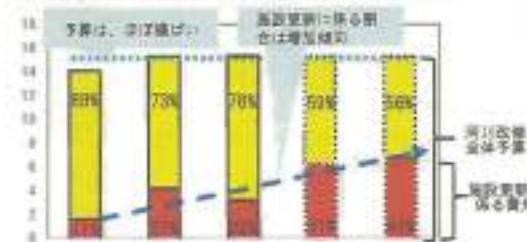
適切な時期に更新等を実施することで、治水安全度を維持し、ライフサイクルコストの削減を図ることができる。

施設の更新等は、多額の費用を必要とするため、現在、予算は防災・安全交付金を充当している。

施設の更新等の費用は、防災・安全交付金全体に占める割合が大きく、今後、さらに増加することから、河川・海岸施設の整備費用を圧迫することになる。



河川事業当初予算事業費 (億円) ※国土強靱化分を除く



長寿命化計画に基づく河川施設の更新や、海岸施設の老朽化対策を確実に進めるためには、防災・安全交付金の事業費を確保することが必要!

維持管理に対する財政支援の強化

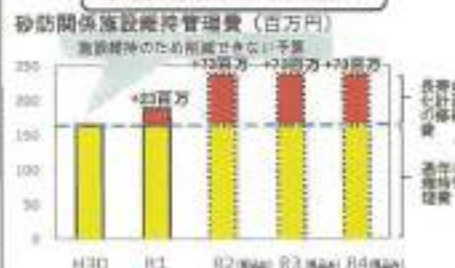
老朽化した砂防関係施設の機能を回復・確保



○施設は約2,300施設あり、今後も施設数は増加
○長寿命化計画(H31~R10)に基づき、維持修繕を計画的に実施

長寿命化計画に基づく施設修繕を確実に進めていくためには、予算の安定的・持続的な確保が必要

修繕は交付金の対象外



顕発化・激甚化する豪雨に備えてダム機能の確保

ダム機能を確保するために長寿命化計画(H30~R29)に基づく設備更新を確実に推進

ダム長寿命化計画

- ダム管理用制御処理設備の更新
- テレメータ設備の更新
- 放流警報設備の更新
- 低水放流設備の更新
- 威勢工の修繕



設備更新は交付金の対象外



単独事業で対応することは、重い財政負担

長寿命化計画に基づく砂防関係施設の修繕やダム設備の更新を確実に進めるためには、交付金による支援が必要!

要望

- 1 長寿命化計画に基づく河川の排水機場や水門の更新および海岸堤防の老朽化対策を確実に進めるための事業費を確保すること。
- 2 長寿命化計画に基づく砂防関係施設の修繕やダム設備の更新を交付金の対象とすること。

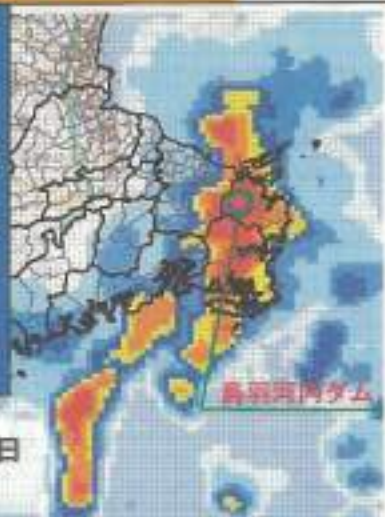
【県土整備部】

2 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(国土交通省)

鳥羽河内ダム

頻発・激甚化する豪雨災害！
令和元年9、10月には三重県で記録的な大雨が発生！
10月には台風第19号による記録的な大雨により、全国各地で甚大な被害が発生！



鳥羽河内川流域でも数年に1回、浸水被害が発生！



鳥羽河内ダムの建設推進

地元はダム建設を熱望

用地取得を今年度で完了

要望活動状況
(鳥羽市長、
町内会長)
平成30年11月



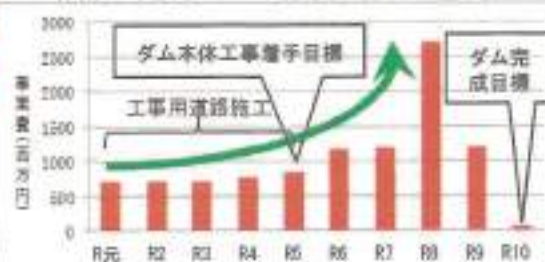
平成27(2015)年度に補償基準を妥結、令和元(2019)年度末には用地取得を完了の見込み

工事用道路整備状況

平成29(2017)年度から工事用道路を計画的かつ着実に整備し、早期のダム本体工事着工を目標！

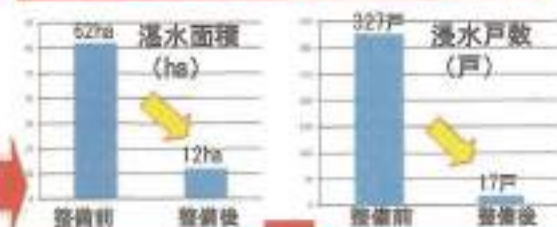


令和10年度までに事業費94億円が必要



	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
用地取得										
工事用道路										
ダム本体工事										
試験灌水										

鳥羽河内ダムの完成により
治水安全度が大きく向上！



◆ 治水安全度の向上により、地域の浸水被害を軽減

要望 鳥羽河内ダム建設に必要な予算を確保すること。

【県土整備部】

2 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(国土交通省)

1 重要施設を保全する土砂災害防止施設の整備を推進！



- ・自力で避難することが困難な人々が潜在する**要配慮者利用施設**や、**避難先**として使われる学校、公共施設を保全する土砂災害防止施設の整備を推進
- ・土砂災害により**水道施設**や**国道(緊急輸送道路)**等**インフラ・ライン**への被害を防止する土砂災害防止施設の整備を推進

2 土砂災害が発生した箇所について土砂災害防止施設の整備を推進！



- ・過去に**土砂災害が発生**(平成11、14、15、20、24年)した箇所について道路事業と連携して効果の早期発現や最大化を図る**事業間連携砂防事業**を推進

重要施設は、災害発生時に被災すると社会に与える影響が大きく、また過去に災害が発生した箇所については、再度災害が発生する可能性が高いことから、これらの土砂災害防止施設の優先的な整備が必要！

県内には、整備が必要な箇所が約4,500箇所もあり、土砂災害防止施設の整備が必要！
重要施設の保全や過去に土砂災害が発生した箇所の土砂災害防止施設の優先的な整備とともに、一般事業の推進も必要！

要望

- 1 重要施設の保全や過去に土砂災害が発生した箇所の土砂災害防止施設を優先的に整備するため、重点配分を図ること。
- 2 一般事業を推進するため、必要な予算を確保すること。

【県土整備部】

耐震性能を有する処理場や幹線管渠の整備
～ 災害時に防災拠点等の下水道機能を確保 ～

南部浄化センター（第2期）の早期供用開始

整備状況（令和元年7月撮影）



平成30年度に着工したスクリーンポンプ棟の建設を進めます。



南部浄化センター（第2期）の整備工程

	2014	'15	'16	'17	'18	'19	'20	'21	'22	'23	'24
基本整備											実施済
増設整備											
維持整備											
プロシ工費											
工事費(国費・債円)	0	3.0	6.4	5.4	5.4	7.6	17	1.5	2.1	2.1	1.2

宮川流域幹線管渠の早期供用開始



伊勢市消防本部庁舎・防災センター 伊勢市東広域防災拠点



宮川流域下水道幹線管渠の整備工程

	2015	'16	'17	'18	'19	'20	'21	...	'24
内宮幹線									
明和幹線									
五十鈴川幹線									
工事費(国費・債円)	0.9	4.1	5.4	4.5	4.7	4	3	12	0

長寿命化計画に基づく老朽化対策
～ 安定的・継続的な下水道機能を確保 ～

各浄化センタープラント設備の改築



「機能停止の未然防止」と「ライフサイクルコストの最小化」を目的とした長寿命化計画に基づく **計画的な改築が必要!**

適切な改築が実施できないと

処理施設の停止や機能低下が生じ、
公共用水域の水質悪化を招くため
公共的役割を果たすことができない!

第2期長寿命化計画(2017～2020)に基づく老朽化対策費用

	2017	'18	'19	'20	'21	'22	'23	'24
老朽化対策(国費・債円)	6.1	11.2	14	7				

次期計画であるストックマネジメント計画で策定

要望

- 1 災害時の下水道機能確保のため、下水道施設の整備に必要な予算を確保すること。
- 2 下水道施設を安定的かつ継続的に機能させるため、老朽化対策に必要な予算を確保すること。

2 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(国土交通省)

切迫する南海トラフ地震や激甚化する気象災害から、国民の生命と財産を守る

南海トラフ地震に備えた海岸堤防の整備

●南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は70～80%!

三重県で想定される南海トラフ地震による被害は、死者数約4万人、経済被害額約2.1兆円と想定されており、早期の対策が喫緊の課題となっています。

特に、県南部では非常に大きな津波が短時間で来襲することから、減災効果を発揮する「粘り強い構造」の堤防を整備することで、住民等の避難時間の確保を図ります。



- 対策① 天端・裏法コンクリートの被覆層を確保
- 対策② 差鉄筋を配置し、構造の一体化
- 対策③ 法尻コンクリートによる洗掘防止

高潮・侵食被害に備えた海岸堤防の整備

中治山田港海岸では、堤防整備や養浜による面的整備により、高潮防護効果が発揮されています。



中治山田港海岸二見地区(二見工区)

「津波避難対策特別強化地域」において地震・津波対策に重点的に取り組めるよう、防災・安全交付金とは別枠の予算確保が必要!

港湾施設の老朽化対策や地震対策

地域の基幹産業を支え生産性向上に資する港湾施設の老朽化対策が必要!
直営後に港湾貨物を利用する工場が集積、生産された製品は国内産業を支える。

津松港-7.8m大口岸壁
岸壁上部老朽化状況



令和2年度からの岸壁改修工事期間中は、セメント圧送時間の増加による非効率な荷役が発生
圧送時間にして約1.4倍~1.8倍の負担増、準備を含め2日に及ぶ荷役作業が発生

外航船は大口埠頭 SOLAS 利用不可、SOLAS は中央埠頭のみでの運用
岸壁改修の早期完成にはさらなる予算措置が必要



南海トラフ地震などの大規模地震に備え、港湾施設の地震対策が必要!



- 要望
- 1 南海トラフ地震による被災リスクの高い「津波避難対策特別強化地域」において、緊急性の高い海岸保全施設の地震・津波対策を推進できるよう、新たな予算制度を創設するとともに事業費を確保すること。
 - 2 港湾施設の老朽化対策や地震対策を重点的に推進するために必要な予算を確保すること。

【県土整備部】

2 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(国土交通省)

～社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金による支援(街路・都市公園)～

街路・都市公園事業実施予定箇所

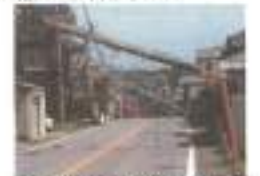


街路事業(県事業:6箇所)



無電柱化の推進

千葉県では台風第15号の影響で、約2000本の電柱が倒壊し、停電の長期化など、住民生活に大きな影響を与えた。



台風や地震による電柱倒壊のリスクが軽減できる無電柱化に注目が集まっている。

防災力を強化するためには無電柱化の推進が必要!



(都) 外宮家跡地(茨之江町) 10/25 着手

無電柱化による景観向上および快適な歩行空間の確保

(都) 外宮家跡地(伊勢市) 10/25 着手

無電柱化による景観向上および通学路の安全確保

都市公園事業

都市公園の整備推進

高宮北勢中央公園 (高崎市・いなべ市・高野町)

香見洲高台防災公園 (南市)

松原市総合運動公園 (松原市)

飯野市防災公園 (飯野市)



通学路における交通安全対策



(都) 桑部播磨線(桑名市) 10/25 着手

歩道の拡充および通学路の安全確保

(都) 野村区外縁(鈴原市) 10/25 着手

歩道の拡充および通学路の安全確保

要望 街路および都市公園整備事業の推進に必要な予算を確保すること。

【県土整備部】

住宅・建築物の耐震化促進

住宅・建築物耐震化促進のために必要な予算確保を

木造住宅の耐震補強工事に係る交付金の地方負担額と同額までの引き上げ



市街地の安全性の向上

狭あい道路解消促進のため、交付金の満額配分を

公営住宅の除却

耐用年限が過ぎて空き家となった公営住宅の除却費用に対する交付金制度の拡充を



要 望

- 1 住宅・建築物の耐震化促進に必要な予算を確保すること。
- 2 木造住宅の耐震補強工事に係る交付金を地方負担額と同額まで引き上げること。
- 3 狭あい道路整備等促進事業に必要な交付金を満額配分すること。
- 4 耐用年限が過ぎて空き家となった公営住宅の除却費用について、交付金制度の拡充を図ること。

3 農山漁村地域における防災・減災、国土強靱化対策の推進と継続強化

(農林水産省)

【要望項目】制度・予算

頻発・激甚化する風水害・土砂災害や地震等に対し、防災・減災対策を強化するため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(以下3か年緊急対策)など必要な予算の確保および制度を拡充するとともに、対策期間終了後の令和3年度以降も、必要な取組を集中的・計画的に進められるよう、十分な予算の確保および財政措置の継続を図ること。

選定基準の見直しによる防災重点ため池の増加により、ハード対策が長期間にわたると見込まれることから、「3か年緊急対策」に基づく臨時・特別の措置と同様の財政措置を継続すること。

また、排水機場および頭首工の多くは老朽化に伴う機能低下を招いているため、早急なハード対策が必要であることから、農業用ため池と同様に「3か年緊急対策」に基づく臨時・特別の措置を講じること。

さらに、耐震調査や機能診断、実施計画作成などのソフト対策について、必要な予算を確保するとともに、令和2年度までとなっている国の定額補助の期限をさらに延長すること。

2 災害に強い森林づくりを推進するため、山地災害対策に係る予算を継続的に確保するとともに、治山施設の長寿命化対策等を計画的かつ着実に進めるための予算を十分に確保すること。

3 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における海岸保全施設・津波防波堤の整備を計画的かつ着実に進めるため、必要な予算の確保や起債充当率の上げを行うとともに、海岸保全施設の耐震対策を加速させるため、耐震性能調査の適償化・定額補助金化など財政措置の充実を図ること。

《現状・課題等》

近年の豪雨災害や地震等、「想定外」「数十年に一度」の大規模自然災害が頻発する中、ソフト、ハードの両面から防災・減災対策を強化していく必要があることから、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(以下3か年緊急対策)などの必要な予算を確保・拡充することが必要です。また、同対策の集中取組期間終了後の令和3年度以降も、必要な取組を集中的・計画的に進められるよう、防災・減災対策予算の確保や財政措置の継続が必要です。

- 1 農業用ため池の適正な管理および保全が行われる体制を早急に整備するための「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行され、ため池の管理体制の強化を進める中で、防災重点ため池の見直しにより、ハード対策が必要となるため池が大幅に増加し、その対策は今後長期にわたると見込まれることから、「3か年緊急対策」に基づく臨時・特別の措置（防災・被災・国土強靱化緊急対策事業債（起債充当率100%、交付税算入率50%）と同様の財政措置の継続が必要です。

また、洪水時における湛水の除去を目的とした排水機場の多くが標準耐用年数を超過し、更新時期を迎えているとともに、河川からの農業用水取水を目的に築造された頭首工の多くも、老朽化が進み、ゲートの劣化等による洪水時の治水障害（堤防決壊等）の発生が懸念され、農地のみならず宅地や公共施設等へ甚大な被害を及ぼすおそれがあります。こうしたことから、豪雨による浸水等の大規模な自然災害による被害を防止する上で、これらの排水機場および頭首工の早急なハード対策が必要です。このため、農業用ため池と同様に「3か年緊急対策」に基づく臨時・特別の措置（防災・被災・国土強靱化緊急対策事業債（起債充当率100%、交付税算入率50%）が必要です。（洪水防除事業等により完成した排水機場数は159箇所であり、うち平成30（2018）年度末に標準耐用年数を超過した施設は、107箇所であり77%が超過）

さらに、選定基準の見直しによる防災重点ため池の大幅な増加や、標準耐用年数を超過するなど老朽化した排水機場や頭首工が数多く存在することから、今後も早急なハード対策に向け、耐震調査や機能診断、実施計画作成などのソフト対策を実施する必要があります。このため、令和2（2020）年度までとなっている国の定額補助の期限の再延長が必要です。

- 2 近年、局所的な豪雨や地震などに起因する土壌災害の頻発や、老朽化等による治川施設の長寿命化が課題となっています。このため、早急かつ計画的に治川事業を推進するための予算を十分に確保するとともに、治川施設の長寿命化対策として、過去に整備した約8千の治川施設の適切な維持管理や更新、機能強化等を着実に進める必要があります。

- 3 県内の海岸保全施設の多くは伊勢湾台風後に整備され、老朽化が著しく進んでいます。また、南海トラフ地震発生時の緊急復旧が迫る中、海岸保全施設・伊勢湾渡堤の整備を早急の着手に進めることが必要です。しかしながら、これらの整備には多大な費用と長期借入を要することから、重点的に推進するための予算の確保や国庫充当率の向上（国債充当率 90%、交付税算入率 80%）を行うとともに、海岸保全施設の損害対策を加速させるため、国庫借入の地債化・完結補助金化など、地方財政への影響を緩和する措置が重要です。

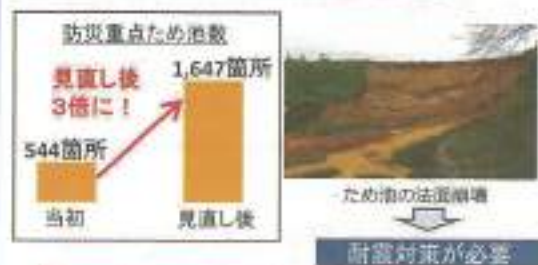
事務担当 農林水産部農業基盤整備課、国土林道課、水産基盤整備課
関係法令等 土地改良法、農村地域防災減災事業実施要綱、漫山湧水地域整備交付金実施要綱、海岸法、
南海トラフ地震に係る地質防災対策の推進に関する法律

3 農山漁村地域における防災・減災、国土強靱化対策の推進と継続強化

(農林水産省)

現状と課題 1 農業用ため池、排水機場等の防災対策の強化

ため池の整備に係る財政措置の継続



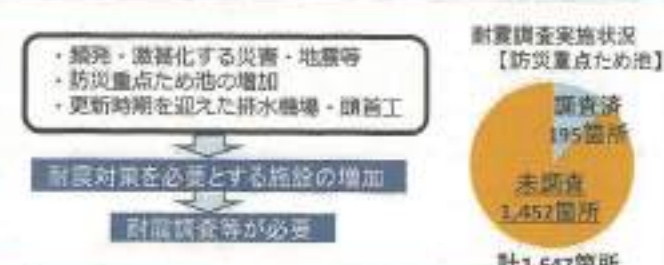
ため池整備には3か年緊急対策の終了後も、臨時・特別の財政措置の継続が必要

排水機場・頭首工の整備に係る財政措置の拡充



排水機場・頭首工の整備においても、農業用ため池の整備と同様の臨時・特別の財政措置が必要

ため池や排水機場等の耐震調査等に係る定額補助期限の延長



耐震調査等の対策を進めるため、定額補助の期限の延長が必要

現状と課題 2 治山施設の長寿命化対策の強化

治山施設の点検・調査状況



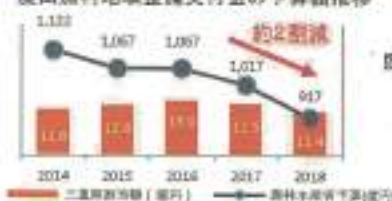
治山施設の長寿命化対策等の予算の確保が必要

現状と課題 3 海岸保全施設等の耐震・耐津波対策の推進

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域



農山漁村地域整備交付金の予算額推移



耐震性能調査や整備について、十分な予算の確保と起債充当率の嵩上げなど財政措置の充実が必要

要
望

頻発・激甚化する風水害・土砂災害や地震等に対し、防災・減災対策を強化するため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(以下3か年緊急対策)など必要な予算の確保および制度を拡充するとともに、対策期間終了後の令和3年度以降も、必要な取組を集中的・計画的に進められるよう、十分な予算の確保および財政措置の継続を図ること。

- 1 選定基準の見直しによる防災重点ため池の増加により、ハード対策が長期間にわたると見込まれることから、「3か年緊急対策」に基づく臨時・特別の措置と同様の財政措置を継続すること。また、排水機場および頭首工の多くは老朽化に伴う機能低下を招いているため、早急なハード対策が必要であることから、農業用ため池と同様に「3か年緊急対策」に基づく臨時・特別の措置を講じること。さらに、耐震調査や機能診断、実施計画作成などのソフト対策について、必要な予算を確保するとともに、令和2年度までとなっている国の定額補助の期限をさらに延長すること。
- 2 災害に強い森林づくりを推進するため、山地災害対策に係る予算を継続的に確保するとともに、治山施設の長寿命化対策等を計画的かつ着実に進めるための予算を十分に確保すること。
- 3 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における海岸保全施設・津波防波堤の整備を計画的かつ着実に進めるため、必要な予算の確保や起債充当率の嵩上げを行うとともに、海岸保全施設の耐震対策を加速させるため、耐震性能調査の適債化・定額補助金化など財政措置の充実を図ること。

【農林水産部】

4 Society5.0（防災分野）の地域社会での実現

（内閣府、総務省、国土交通省）

【要望項目】制度・予算

- 1 国等がAI技術等を活用して地域の防災対策のために研究している開発成果を、地域での実験で終わらず、継続して実践できるよう、関連するアプリケーションやプラットフォームの無償または低価な利用を可能とすること。
- 2 地域の災害対策活動に必要となるデータを国と地域が共有することで、より効果的な災害対策活動が行えることから、SIP40 と地域の防災情報システムが自動連携を行うために必要となる改修費用について財政支援を行うこと。

《現状・課題等》

- 1 平成30年7月豪雨では、愛媛・広島・岡山のうち県における死者の約7割が60歳以上の方であり、災害時の高齢者の適切な避難が課題となっていました。また、今年の台風第18号においても、死者全体の半数を占める熊本県、宮城県では高齢者の溺死者が多く、河川氾濫や堤防決壊による浸水から逃げ遅れケースが目立ちました。

有識者に行ったアンケートでは「一人暮らしの高齢者の逃げ遅れは『生き続けること』より『避難への負担』の方が大きい」という思いから来るケースも多く、逃げ遅れを防ぐためには、離れた家族から『ひと助けではしんどい』というサインを送ることが必要」という意見もありました。また、NHKが平成30年7月豪雨の被災者に対し行ったアンケートでは、避難のきっかけについて、31.8%の方が「消防や警察、近所の人、家族や親せきの呼びかけ」を挙げており、厚政からの「呼びかけ」は高齢者の避難の促進につながると思われています。

また、最近ではSNSによる簡単にコミュニケーションが取れるようになりましたが、こういったツールを活用して、地域住民から被災前の現場情報をリアルタイムで提供していた場合、災害対策本部での活動に生かすとともに、あわせて「呼びかけ」を行うことが避難の促進が効果的と考えます。

本県では、「SNS・AI技術を活用した住民避難・水防活動」をテーマとして、令和元（2019）年8月13日に、伊勢市をフィールドとして、国、伊勢市およびLINE社等とともに、これまでで最多の約200人が参加し、IoT（モノのインターネット）、AI（人工知能）等を利用して高齢者等の避難支援（全国初）、住民や水防団等からの情報収集に関する実証実験を行いました。参加した高齢者からは、「声で案内するのでわかりやすい」と好評であり、また、水防団等からの情報提供は災害を軽減する有効と考えられるものの、行政側の情報入力に手間がかかること、住民が必要な情報を提供してくれるか、などの課題も受けられました。

防災分野におけるSociety5.0の実現に向けて、都道府県・市町村における災害対策活動の中で、こうしたIoT、AIを活用して、SNS等をインターフェースとしたがら、住民や防災関係機関からの情報収集、避難行動の促進に向けた呼びかけなど、さまざまな新しい対策を行い、被害の最小化につなげることを重要と考えます。

今回の取組は、国の研究開発（戦略的イノベーション促進プログラム（SPI）等）をベースとしたものである。現在は実験レベルでの対応となっており、今後、都道府県や市町村が積極的に実践し、効果を確認しながら PCCA サイクルを回して改良し、現場レベルで調整していくことで、新しい時代の防災対策が実現するものと考えますが、そのためのソフトウェアやシステムの構築・運営等に多額の費用が必要です。このため、国は、関係機関と調整して、関連したアプリケーションやプラットフォームの無償または低価格な利用を含めた、研究開発の成果を従来と比較して域に移動できる仕組みづくりが必要です。

2. 国は、各府県、地方自治体、民間が収集した防災情報を共有するための「災害情報ハブ」の構築を推進しており、災害時には被災地に ISUT（災害時情報集約連携システム）を派遣し、SIP4D[※]を活用して現場で収集した情報を地域化して災害対策活動を支援するものとしており、平成 30 年 7 月豪雨や令和の台風第 13 号、台風第 19 号の被害に伴い、ISUT が現場での情報の収集・整理を行い、災害対策活動を支援しました。

本県の防災情報システムは、市町村からの情報収集や関係機関との情報共有を実現しており、今年度中に SIP4D と電子媒体を介したデータ提供が可能となるよう整備する予定ですが、SIP4D 集約の情報を本県の防災情報システムに直接取り込めず、国・県・市町村間のシステム間で情報共有は困難です。

「災害情報ハブ」推進チームの報告によれば、SIP4D と地域の防災情報システムとの連携が課題とされており、既に、地域との連携モデルの検討を進めています。本県も2/28（市町）とともにこの検討に参加し、SIP4D へのデータの受渡し手順等について協議する予定です。

本県の防災情報システムと SIP4D が自動連携し、ISUT や関係機関と異なりデータを受け渡すことができるようになれば、災害対策上、大きな効果が期待できることから、自動連携を可能とするシステム改修費用に対し、国が財政措置を講ずることが必要です。

※SIP4D (Shared Information Platform for Disaster management)

関係機関の保有する災害情報が提供される際は、そのデータ形式によらず、必要に応じて変換して集約し地域化できる。また、集約した情報を利用するシステムに応じた形式に変換して渡すことができる。

事務担当 防災対策部災害対策課
関係法令等 防災対策基本法

4 Society5.0(防災分野)の地域社会での実現

(内閣府、総務省、国土交通省)

課題1 高齢者の避難行動の促進が必要

① 平成29年7月の台風12号で避難しましたか？

② 避難に躊躇するきっかけになったのは何？

● 避難した
○ 避難を検討したが避難しなかった
○ 避難を検討しなかったが、避難を実施しなかった

① 「平成29年7月台風及び台風12号における避難意識と行動に関する調査」より
② 「平成30年7月豪雨の被災地調査」 鹿児島県立大学大学院災害管理研究科防災マーケティング研究チーム
③ 「7月豪雨の被災地に対するアンケート」 県民調査アンケートより

- 平成30年7月豪雨の3県における死亡者の約7割が60歳以上の高齢者
- 被災地調査でも高齢者は若者より避難しない確率が高い！
- 台風第19号でも高齢者の逃げ遅れが目立つ！
- 家族や地域からのコミュニケーションが避難の大きなカギ

課題3 国と地域の情報共有ができない

○ 「災害情報ハブ」推進チームの報告によれば、SIP4Dと地域のシステムとの連携が課題となっている

一現在、国が地域との連携モデルの検討を進めており、三重県ではこれに協力し、SIP4Dへのデータの受渡し手順等について検討する予定

○ 平常時からの国と地域のシステムの自動連携が効果的な災害対策活動に力を発揮！

自動連携不可

リアルタイム情報提供
国と地域の連携
災害情報共有
SIP4D
災害情報共有
災害情報共有
災害情報共有

ISUT (災害情報提供支援システム)

三重県での取組

【平成29年11月】携帯電話ビッグデータを活用した避難者動向把握(県、市町防災訓練)

【平成30年8月】ISUT合同図上訓練で、SIP4Dへのデータ受渡し実験を実施

【令和元年9月】SNS・AIを活用した実証試験(避難支援・水防活動支援)

三重県からの防災情報 県民へ届く

おじいちゃん、川があるからかもしれないので「逃げて！」

お孫さんから連絡がありました。

避難所はどこですか？

川が溢れている。

土砂崩れが起きている。

AIチャットボットによる被害情報の可視化

水防団・県民からの情報提供 マッピング実験

参加者約200名【過去最多】

LINEで発信！県民への呼びかけ

LINEで発信！約1万9千人

三重県(伊勢市)で実証実験【R1/9/13】

全国初！！

県災害対策本部

台風第19号では、実証試験で用いたシステムを活用し、約150件の情報が市や水防本部から得られ、視覚的にわかりやすく、災害対策本部の活動に大変参考になった。

【成果】○声での反応がわかりやすい
○リアルタイムで情報が得られる

【課題】○行政側の情報入力に手間がかかる
○いかに住民から必要な情報を得るか

現場での改良が必要

地域での実験を実験で終わらせず、継続した実践を可能とするため、国の研究開発成果を簡単に移転する仕組みづくりが必要！！

国の研究開発 + 現場主体の実践・改良 → 全国展開

【要望項目】

- 1 国等がAI技術等を活用して地域の防災対策のために研究している開発成果を、地域での実験で終わらせず、継続して実践できるよう、関連するアプリケーションやプラットフォームの無償または低廉な利用を可能とすること。
- 2 地域の災害対策活動に必要なデータを国と地域が共有することで、より効果的な災害対策活動が行えることから、SIP4Dと地域の防災情報システムが自動連携を行うために必要となる改修費用について財政支援を行うこと。

【防災対策部】

5 南海トラフ地震臨時情報への対応に係る支援

(内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)

【要望項目】 制度・予算

- 1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、住民が適切な避難行動をとれるように、国は地方自治体と連携して、避難所の確保や整備に努めるとともに、住民に丁寧に説明し、正しい理解が浸透するよう啓発に努めること。
- 2 M8以上の「半割れ」の場合の事前避難に係る避難所運営経費等と同様に、「M7以上8未満」の「一部割れ」の場合の自主避難に係る避難所運営経費等においても災害救助法の対象とすること。
- 3 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、後発地震発生後では避難が間に合わないおそれのある事前避難対象地域内においては、企業の事業継続・中止の判断、学校の臨時休校、病院の入院患者や社会福祉施設等の入居者の引渡しまたは利用者の安全確保、公共交通機関の運行停止などの対応が必要となることから、その間の支援策も含め、内閣府と関係府省庁が連携して、具体的な指針を示すこと。

《現状・課題等》

- 1 今年以降の東南海地震 20 年の節目を迎え、同地震による大きな被害を受けた本市では、災害の教訓を次世代に継承するとともに、市民の皆さまの防災意識を高めるため、防災訓練やワークショップ等を推進することとしています。
気象庁から南海トラフ地震臨時情報（以下「臨時情報」という。）（調査中）が発表された場合に、被災地から離れており、後発地震に備える必要がある地域では、研究の結果、発表される情報に応じ、1週間から2週間、臨時情報の種別に応じて、避難への備えの可確性や必要性に応じて自主的な避難などを行います。
本市内においても、臨時情報の発表に備え、避難所等・伝達体制の構築のほか、新たに地震の時間差発生等における自主的な避難の確保などが必要となることから、本県が主体となり、町民との協力を基盤的に開催し、課題の共有、対策の検討を行っています。その中で、特に事前避難等に必要とされる（福祉）避難所の確保や住民への周知啓発が大きな課題となっています。また、避難所での避難生活が1週間以上及びことから、体育館等の避難所では、エアコンやシャワーの設置など、短時間の避難生活よりも質の高い環境整備が必要となります。このため、国が地方自治体と連携して、（福祉）避難所の確保や整備（環境整備を含む）の支援、住民への啓発等を実施することを取ります。
- 2 南海トラフ地震がM8以上の「半割れ」の場合、被災していない地域における事前避難のための避難所運営経費等が新たに災害救助法の対象とされたところですが、同のガイドラインでは、「M7以上8未満」の「一部割れ」の場合も必要に応じて自主避難を促すところであり、こうした事件の自主避難に必要な避難所運営経費等も災害救助法の対象とすべきです。
- 3 同のガイドラインによると、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、被災を免れた事前避難対象地域では、1週間を基本とし、事前避難対象地域内に位置する企業の事業継続・中止の判断、学校の臨時休校、病院の入院患者や社会福祉施設等の入居者の引渡し、利用者の安全確保、公共交通機関の運行の停止などの対応が求められます。その際、関係機関に対して、休業等の必要性を啓発することが重要であり、内閣府と関係府省庁が連携して、周知啓発のほか、必要とされる対応のための具体的な支援を行うことが必要です。

事務担当 防災対策部防災企画・地域支援課、災害対策課

関係法令等 災害救助法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

5 南海トラフ地震臨時情報への対応に係る支援

(内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)

「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表された場合、被災地から離れており、後発地震に備える必要がある地域では、臨時情報の種別に応じて、市町や住民、企業等にはさまざまな対応が求められますが、次のような課題が存在します。

課題1

住民が避難などの適切な行動をとれるように、対策が必要。

【市町からの要望】

三重県では、南海トラフ地震臨時情報への対応等について、市町等と検討しています。



○県防災施策に関する研究会

県内沿岸沿いの市町の72%が「一部割れ」でも避難所の設置等を検討!!

【市町の声】

津波浸水想定地域内である沿岸部には多くの住民が居住している。多くの住民が避難すると避難所の確保ができない。

【市町の声】

事前避難を1週間行うことになると、体育館等の避難所では、エアコンやシャワーの設置がされていないので、環境面が不安。

【市町の声】

事前避難をする場合、受け入れる地域は日常生活を行っているため、要配慮者を受け入れるだけの(福祉)避難所が確保できない。



【市町の声】

事前避難対象地域の設定に時間がかかるので、住民への啓発が進んでいない。一方で、南海トラフ地震臨時情報の対応について、国からはもっと普及啓発してもらいたい。

国と連携した、(福祉)避難所の確保や整備(環境整備を含む。)をするための支援策、南海トラフ臨時情報に関する周知啓発等が必要!

【要望項目】

- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、住民が適切な避難行動をとれるように、国は地方自治体と連携して、避難所の確保や整備に努めるとともに、住民に丁寧に説明し、正しい理解が浸透するよう啓発に努めること。
- M8以上の「半割れ」の場合の事前避難に係る避難所運営経費等と同様に、「M7以上8未満」の「一部割れ」の場合の自主避難に係る避難所運営経費等においても災害救助法の対象とすること。
- 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表され、後発地震発生後では避難が間に合わないおそれのある事前避難対象地域内においては、企業の事業継続・中止の判断、学校の臨時休校、病院の入院患者や社会福祉施設等の入居者の引渡しまたは利用者の安全確保、公共交通機関の運行停止などの対応が必要となることから、その間の支援策も含め、内閣府と関係府省庁が連携して、具体的な指針を示すこと。

課題2

「一部割れ」時の自主避難に係る避難所運営等による地方の財政的負担が大きい。

【国のガイドライン】

住民は日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応を取る(必要に応じて避難を自主的に実施)

事前の自主避難に必要な避難所運営経費は災害救助法の対象外

市町が自己負担で避難所運営をしなければならない

南海トラフの想定震源域周辺における過去のM7以上8未満の地震発生状況(一部割れ)

発生日	震央名称(地震名跡)	M
1933/11/2	日向灘	7.3
1941/11/19	日向灘	7.6
1948/4/18	昭和南海地震(余震)	7.4
1963/2/27	日向灘	7.5
1968/4/1	日向灘	7.7
2004/9/5 19:07	三重県南東沖	7.3
2004/9/5 23:57	三重県南東沖	7.5

出典:内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(第1版)」(平成31年3月)

地方の財政的負担軽減のため、国による十分な支援措置が必要!

課題3

事前避難対象地域の企業や病院、学校、福祉施設、公共交通機関等の対策が進んでいない。

「半割れ」時、1週間の対策が必要なケース(地域)あり!

●企業
・事業の継続・中止の判断
・従業員の安全確保
など

●病院や福祉施設
・入院患者や入居者の引渡し
・利用者の安全確保
など

●学校
・臨時休校
・児童生徒の安全確保
など

●公共交通機関
・運行の停止
・運行規制等の周知
など

関係者の声

具体的にどのような対応をするのかわからず、不安

国において企業や病院、学校、福祉施設、公共交通機関等の事前対策のための個別の指針を作成し、対策を推進していくことが必要!

【防災対策部】

6 予防・健康づくりの取組の推進

(厚生労働省)

【要望項目】 制度・予算

- 1 「医療・介護の予防に関する大規模実証事業」を実施するにあたっては、地方創生の推進につながるよう、地域の実情に応じた取組が促進されるような制度設計とすること。
- 2 本県が次年度予定しているデータやテクノロジーを活用した実証事業を大規模実証事業として位置づけること。
- 3 地域が事業内容を十分に検討し、効果的・効率的に実証事業に取り組めるよう、制度設計の詳細について早期に提示すること。
- 4 地域の実情に応じて創意工夫をした予防・健康づくりの取組が持続可能なものとなるよう、安定的な財源を確保すること。

《現状・課題等》

- ① 本県で、これまで予防・健康づくりに取り組んできた結果、女性の健康寿命は全国2位、がんの18歳未満の年齢調整死亡率は全国5位を改善しました。また、平成30（2018）年度に実施した「第8回みえ県民意識調査」によると、幸福を判断する際に最も重視されたのは、「健康状態」でした。さらに今年、内閣府が発表した「国民生活に関する世論調査」によると、今後の生活に力を入れたい点として「健康」が最多で66%以上の回答率となっており、前項目の回答率の2倍以上となっています。
- ② また、「まる・ひと・しごと創生総合戦略2018（改訂版）（平成30年12月21日閣議決定）」によると、「東京圏以外の地方における18～29歳の若者人口は、2000年から2016年までの15年間で約3割、減少する一方で、平成28（2016）年度に経済産業省が行った調査によると、若者が企業を選択条件として、「従業員の健康や働き方に配慮している」と回答したのは同数以上を占める結果となっています。
- ③ 入居100年時代を迎えるにあたって、予防・健康づくりの取組は、地域にとって重要なテーマであるとともに、若者人口の流出防止策として、地方創生の推進にもつながることとなります。
- ④ そのような中、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）や「成長戦略実行計画」（令和元年6月21日閣議決定）では、「データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等を検証するため、エビデンスを確立・蓄積するための実証事業を行う」とこととされており、令和2年度予算の概算要求において、「医療・介護の予防に関する大規模実証事業」が盛り込まれました。

- ① 予防・健康づくりの取組は本年を始め全国でさまざまな事業が実施されていることから、地方創生の進捗がつかぬことから、本事業の発展にあたっては、地域の状況に応じた取組が促進されるような制度設計を行っていただく必要があります。
- ② 本共では、令和元（2019）年9月に東京及び「100社と100か所」国民健康会議において、企業の取組の「見える化」や表彰制度、インセンティブの仕組みを推進することにより、多くの企業が一旦の大半を過ぎず健康づくりの推進を図っているところもあり、次年度は、Somey5.0やSDGsの視点を取り入れ、データテクノロジーを活用し、健康に関心層を高齢者等を対象にアプローチを行い、健康づくりの健康増進効果等を確実化する実証事業に取り組むことを予定しています。
- ③ 本共としては、この実証事業を契機として、デジタルの蓄積や今後の施策の展開を図るとともに、さらに幅広い分野における実証事業についても検討していることから、次年度、国において予定されている「医療・介護の予防に関する大規模実証事業」において、本共での実施をぜひお願いしたいと考えています。
- ④ また、事業の実施にあたっては、地域が事業内容を十分に検討し、体系的・効果的に実証事業に取り組むことができるよう、制度設計の詳細について早期に掘りかきいただく必要があります。
- ⑤ さらに、予防・健康づくりの取組は、地方自治体が、企業や大学等を連携して、地域の状況に応じて創意工夫をし、デジタルに基づいた施策の展開や、好事例の横展開、新しい技術を活用した先進的な取組などに相談して取り組んでいくことが重要であることから、社会全体で取り組む予防・健康づくりの仕組みが行滞点となるよう、国において十分な安定的な財源を確保いただく必要があります。

事務担当 医療保健部健康づくり課

関係法令等 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律、健康増進法

6 予防・健康づくりの取組の推進

(厚生労働省)

人生100年時代の安心の基盤は「健康」

第8回みえ県民意識調査(R元.6)

幸福感を判断する際に重視した事項

健康状況 第1位(88.2%)

三重とこわか国体
三重とこわか大会
マスコット「とこまる」



とこまる

日常生活における歩数(男女別)(H28年度)



目標値に達していない

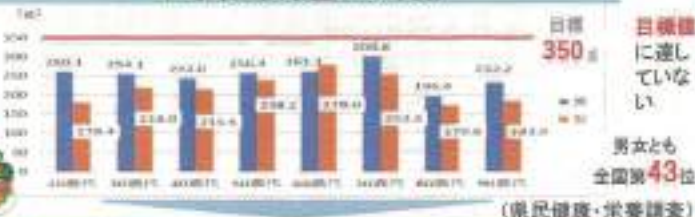
国民生活に関する世論調査(R元.8 内閣府)

今後の生活において力を入れたいと思うこと

健康 第1位(88.5%)

本県の課題

平均野菜摂取量(H28年度)



「健康づくり」なくして「地方創生」なし

まち・ひと・しごと創生総合戦略2018 改訂版 (平成30年12月21日)

2000年～2015年の15年間で地方(東京都以外)の若者人口(15～28歳)

約3割の減少

平成28年度経済産業省調査

<就活生へのアンケート調査>

「将来、どのような企業に就職したいか」
→「従業員の健康や働き方への配慮」
とした割合

4割超(43.8%)※

※1位の「福利厚生の実施」(44.2%)に次ぐ第2位
(地域ごとに課題は異なる)

県民の健康づくりへの取組状況



約半数の県民が健康づくりに取り組んでいない

本県の取組の方向性(新しい考え方(=New Ideas)を取り入れる)

Society5.0 × 健康づくり

データや最新テクノロジー等を活用した生活習慣病対策



<ICT端末の活用による実証事業を検討>

(目的)「運動」や「食生活」の分野の課題の改善や健康無関心層への対策
(対象)「大学生」や「企業の従業員」など

①行動の「見える化」

(個人)
ウェアラブル機器等ICT
端末を活用し、日々の
行動データを蓄積

②生活習慣の改善

(個人)
データ、SNSなどの
健康情報の活用により、
行動変容を促す

③データの収集・

分析(大学等)
データを集約し、その
効果を分析することにより、
エビデンスを構築

実証事業のフィールドは三重県で!

ナッジ理論×健康づくり

ナッジ理論を活用したがん検診の受診勧奨

(目的)がん検診と

がん精密検査の
受診率向上を図る

(対象)全市町

(内容)県は、市町における

ナッジ理論に基づく
受診勧奨資材の導入を支援

SDGs(協創・包摂) × 健康づくり

エビデンスに基づく予防・健康づくりに

企業、関係機関・団体、市町等と連携してオール三重で取り組む

三重とこわか県民健康会議による横展開

(内容)
三重とこわか健康立県宣言
とこわか健康会議(インセンティブ
の付与を検討)
三重とこわか健康経営大賞など
(構成)100団体
(会長)知事
(設置)R元.6



多様な主体による実践



取組が持続可能なものとなるよう安定的な財源を確保!

【要望項目】

- 1 「医療・介護の予防に関する大規模実証事業」を実施するにあたっては、地方創生の推進につながるよう、地域の実情に応じた取組が促進されるような制度設計とすること。
- 2 本県が次年度予定しているデータやテクノロジーを活用した実証事業を大規模実証事業として位置づけること。
- 3 地域が事業内容を十分に検討し、効果的・効率的に実証事業に取り組めるよう、制度設計の詳細について早期に提示すること。
- 4 地域の実情に応じて創意工夫をした予防・健康づくりの取組が持続可能なものとなるよう、安定的な財源を確保すること。

【医療保健部】

7 医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組の推進

(厚生労働省)

【要望項目】 制度・予算

1 医師の確保に向けた取組の推進

- (1) 臨床研修病院の指定および研修医の募集定員の設定権限が国から都道府県へ移譲されるにあたって、業務の引き継ぎ等、十分配慮するとともに、業務遂行に必要な予算措置を行うこと。
- (2) 地域医療確保のための奨学金など都道府県が実施する医師の確保に関する事業に対し、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、長期的な観点から十分な財政支援措置を行うこと。
- (3) 医師の働きやすい勤務環境を整備するため、子育て時の当直免除など勤務環境改善の取組や医師の業務負担軽減のための取組に対し、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、十分な財政支援措置を行うこと。
- (4) 子育て中の医師等が就業を継続し、働きやすい勤務環境づくりを促進するため、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するための公的な認証制度を国の制度として創設すること。

2 看護職員の確保・育成に向けた取組の推進

- (1) 国が実施した看護職員の需給推計については、地域の実態を十分考慮するとともに、推計結果の公表にあたっては、事前に都道府県へ情報提供するなど慎重に対応すること。
- (2) 看護職員の地域偏在の解消に向けた取組を進めるため、都道府県が地域別に将来の需給推計が可能となるよう国が実施した需給推計について情報提供を行うとともに、地域医療介護総合確保基金による十分な財政支援措置を行うこと。
- (3) 看護職員の確保・定着を図るためには、看護職員が切れ目のないキャリアを積み重ねられるように復職や就業等のさまざまな支援を行う必要があることから、ナースセンターのサテライト事業に対して、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、十分な財政支援措置を行うこと。
- (4) 地域包括ケアシステムを担う質の高い看護職員の確保・育成のため、多様なキャリアデザインを支援するための研修事業や特定行為研修の受講促進の取組に対して、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、十分な財政支援措置を行うこと。

《現状・課題等》

- 令和2（2020）年度から改正法発効により、臨床研修病院の指定および研修医の募集定員の設定について、国から都道府県へ権限が移譲されることから、業務移行に際して準備が必要となります。また、国から移譲される業務量が倍増となることから、本来の人員確保を含め業務遂行に必要な予算措置が必要です。
- 医師を確保・育成していくため、本県では、県内に勤務する意思のある留学生に対して奨学金を貸与しており、県内の医師数は徐々に増加していますが、地域偏在の課題解消には、まだ時間を要する状況にあります。引き続き、地域偏在の解消に向けて、医師

確保を進めていくためには、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、長期的な観点から財政支援が必要で、

① 平成29(2017)年4月5日によつて定められた「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会」報告書では、地方で勤務する意思のある医師が多いものの、医師の勤務を確保する理由として、労働環境への不安や希望する内容の仕事ができないという理由のほか、特に若い世代では研修環境などキャリア形成への不安が挙げられています。一方、本県が特定医療圏に対して実施したアンケート結果によると、へき地勤務の希望時期は専門資格取得後や独身時が多く、出産前や子育て世代では、へき地勤務希望がない傾向がありました。このため、若手医師が医師不足地域において地域医療を担うためには、子育て支援など働きやすい環境の整備が必要であることから、勤務環境改善の取組に対する財政支援が必要で、

② 本県では、平成25(2013)年度に県の公的な認証制度である「女性が働きやすい医療機関」認証制度を創設し、現在、16医療機関を認証していますが、今後、女性医師を含む医療従事者の働き方改善を効果的に進めていくためには、勤務環境改善に主体的に取り組む医療機関に対する評価を県全体で取り進めていく必要があります。

③ 県が医療従事者確保の取組を前提条件として看護職員の増給補給をしていいますが、地域の実状としては看護職員が不足しているとの声が多くあることから、本県として看護師確保施策を推進している状況にあるため、推計結果の取組については慎重な対応が必要で、

④ 本県では、看護職員の不足とあわせて地域偏在が大きな課題となつていますが、令和元(2019)年度に速から不される看護職員の増給補給方法では、施設別の増給推計のみとなっていることから、今後、都道府県において看護職員の増給推計を策定するにあたって、地域別の増給推計ができるよう十分な情報提供や財政支援が必要で、

⑤ 本県では、不足する看護職員の確保のため、これまで三重県サービスセンターによる可就業の取組等を実施していますが、平成27(2015)年10月より「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の規定に基づき、免許保持者の届出が努力義務になったことから、より身近な地域で現場支援等が受けられるよう、平成27(2015)年12月に三重県サービスセンターが「西サケライト」を開所しました。

また、平成29(2017)年度には申請人員配賦を強化して、地域支援事業(ナースクラブ)を開催するなどサービスセンターの機能強化を図っていますが、今後も、医療圏等への派駐活動をはじめ、きめ細かな就業支援を実施していくためには、地域医療介護総合確保基金による支援をはじめとした財政支援が必要で、

⑥ 本県が実施した「キャリアアップ形成に関する調査」において、約6割の看護職員がキャリアアップがないと回答している実態があることから、卒後教育においては、多様なキャリアデザインをサポートする体系的な教育体制の拡充が必要となっています。また、地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、キーパーソンとなる看護職員が多職種と連携しながら患者のケアを中心に組むことが求められています。

さらに、必要に応じて病室のケア、気管カニューレの交換、服薬時の輸液等の看護ケアを医師の判断を待たずにタイムリーに提供することができる看護師(特定行為研修修了者)についても、確保・育成を図る必要があります。

担当課名 医療保健部地域医療推進課

関係法令等 医療法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、看護師等の人材確保の促進に関する法律、保健師助産師看護師法

7 医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組の推進 その①

(厚生労働省)

医師の確保対策

臨床研修病院の指定等に関する権限移譲

- 臨床研修病院の指定・取消
- 年次報告の受理
- 研修医の募集定員の設定
- 研修プログラムの変更受理
- 指定権限に係る訪問調査 など

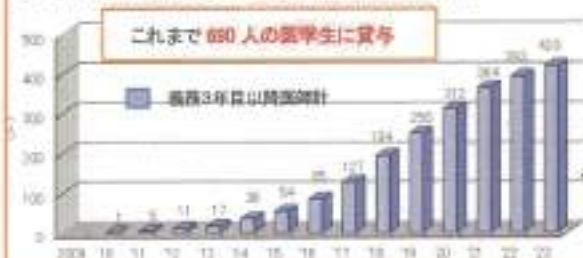
業務引継ぎへの配慮や予算措置が必要

三重県内の16臨床研修病院および協力型病院



- 【指定研修病院】
- ①川一総合病院
 - ②徳島大学附属病院
 - ③西村総合病院
 - ④徳島大学附属病院
 - ⑤徳島大学附属病院
 - ⑥徳島大学附属病院
 - ⑦徳島大学附属病院
 - ⑧徳島大学附属病院
 - ⑨徳島大学附属病院
 - ⑩徳島大学附属病院
 - ⑪徳島大学附属病院
 - ⑫徳島大学附属病院
 - ⑬徳島大学附属病院
 - ⑭徳島大学附属病院
 - ⑮徳島大学附属病院
 - ⑯徳島大学附属病院
- 【協力型病院】
- ①徳島大学附属病院
 - ②徳島大学附属病院
 - ③徳島大学附属病院
 - ④徳島大学附属病院
 - ⑤徳島大学附属病院
 - ⑥徳島大学附属病院
 - ⑦徳島大学附属病院
 - ⑧徳島大学附属病院
 - ⑨徳島大学附属病院
 - ⑩徳島大学附属病院
 - ⑪徳島大学附属病院
 - ⑫徳島大学附属病院
 - ⑬徳島大学附属病院
 - ⑭徳島大学附属病院
 - ⑮徳島大学附属病院

三重県研修学資金貸与者の勤務開始時期と人数

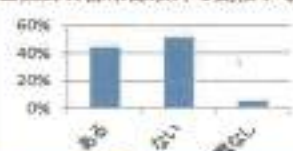


修学資金を活用し、地域勤務できる若手医師の確保

若手医師の確保・育成に向けて安定的な財源確保が必要

医師の働き方改革

医師の都市部以外で勤務する意向



44% 地方勤務の意向あり
「ない」理由
・専門医の取得
・仕事内容への不安

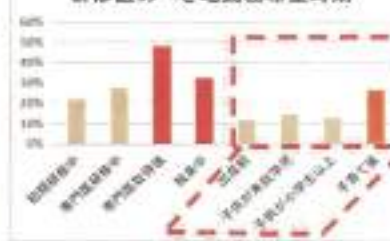
【医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査 (厚生労働省)】



拘束時間平均は15.2時間 (実労働時間平均は5.3時間)

医療現場につながらないよう配慮しつつ、医師の長時間労働の改善のための業務負担軽減が必要

研修医のへき地勤務希望時期



【三重県研修医アンケート】

へき地勤務希望時期
・専門医資格取得後や独身時 → 多い
・出産や子育て世代 → 少ない

「女性が働きやすい医療機関」認証制度

全国初

女性の医療従事者が働きやすい環境づくりに主体的に取り組んでいる医療機関を認証する三重県独自の制度 (15医療機関を認証済！)



<認証医療機関からの声>
・職員のマチベーションが上がり、離職率が改善
・就業希望者の増加

若手医師の勤務や女性医師の増加にあわせて、子育て支援など働きやすい環境の整備が必要

【要望項目】

1 医師の確保に向けた取組の推進

- (1) 臨床研修病院の指定および研修医の募集定員の設定権限が国から都道府県へ移譲されるにあたって、業務の引継ぎ等、十分配慮するとともに、業務遂行に必要な予算措置を行うこと。
- (2) 地域医療確保のための奨学金など都道府県が実施する医師の確保に関する事業に対し、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、長期的な観点から十分な財政支援措置を行うこと。
- (3) 医師の働きやすい勤務環境を整備するため、子育て時の当直免除など勤務環境改善の取組や医師の業務負担軽減のための取組に対し、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、十分な財政支援措置を行うこと。
- (4) 子育て中の医師等が就業を継続し、働きやすい勤務環境づくりを促進するため、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するための公的な認証制度を国の制度として創設すること。

【医療保健部】

7 医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組の推進 その② (厚生労働省)

三重県の看護職員不足と地域偏在の現状

●三重県内の看護職員数 (単位:人)

人口10万人あたりの看護職員は全国で少ない。

平成30年度	二重県		全国	
	実数	人口10万人あたり	実数	人口10万人あたり
看護師数	16,631	945.3(39位)	3,274,908	963.9
看護士数	4,828	270.3(26位)	304,479	240.8
保健師数	733	40.9(28位)	52,855	41.9
助産師数	445	24.8(44位)	36,911	29.2
総数	22,644	1,281.3	3,672,951	905.7

出典:厚生労働省「平成30年衛生行政報告例」※()内は全国順位を示す。

●地域医療圏別区域別の就業看護職員数(人口10万対)(単位:人)



出典:厚生労働省「平成30年衛生行政報告例」
三重県「三重県月別人口調査 市町別年齢別人口(平成30年10月1日)」

国の需給推計では、施設別の需給推計結果のみ看護職員の地域偏在の解消を図るため、地域別の需給推計を算出し、対策を講ずることが必要

三重県の看護職員確保への取組

●三重県ナースセンター事業 平成27(2015)年12月 三重県ナースセンター 四日市サテライト開設

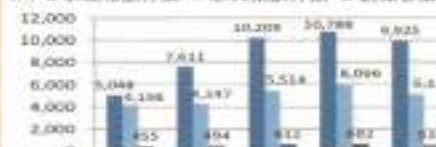
より身近な地域で復職支援等が受けられるよう、支援体制を強化するとともに届出制度の促進を図る。

- ・無料職業紹介
- ・求職相談(電話・メール・来所)
- ・医療機関等施設訪問による情報収集、情報提供
- ・求職・求人登録の促進

集められた情報の分析を行い、三重県ナースセンターと連携促進し事業を展開

●求職・求人・就職者数の推移

(件) ●求職相談件数 ●求人相談件数 ●就職者数



出典:ナースバンク事業にかかる月報

求職・求人の増加に比べマッチングによる就職者数は少ないため、医療機関等施設訪問による調整など、さらなるマッチング機能を高めることが必要

質の高い看護師の育成のために

●三重県における医療需要推計

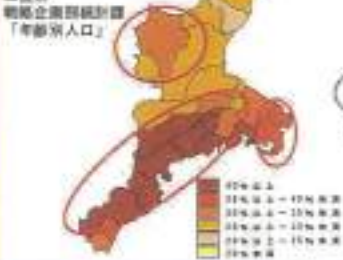


出典:地域医療連携推進支援ツール

●三重県市町別高齢化率

平成28(2016)年10月1日

出典:三重県戦略企画課統計課「年齢別人口」

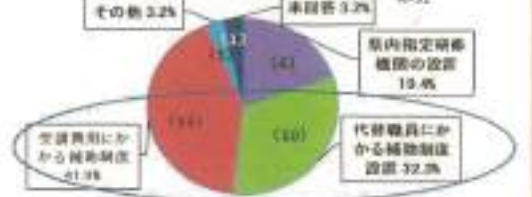


●特定行為に係る看護師の研修制度

必要に応じて看護のケア、気管カニューレの交換、脱水時の輸液等の一定の医療行為(特定行為)を、医師等の判断を待たずに、手順書に基づいて提供できる看護師を養成することにより、患者へのケアの質の向上をめざす。

特定行為研修修了者(平成30(2018)年9月現在)
全国 1,205名(2025年までに10万人以上を目標)
特定行為研修指定研修機関(平成31(2019)年2月現在)
全国 39都道府県 113施設
三重県 令和元年度中の指定をめざす

●看護師に特定行為研修を受講させるにあたり県に求める支援(最も優先順位の高いもの)



出典:「特定行為に係る看護師の研修制度」にかかるアンケート(介護老人保健施設・特別養護老人ホーム)【平成31(2019)年1~2月三重県実施】

質の高い看護師の育成のために、特定行為研修の受講促進を図ることが必要

【要望項目】

2 看護職員の確保・育成に向けた取組の推進

- (1) 国が実施した看護職員の需給推計については、地域の実態に十分考慮するとともに、推計結果の公表にあたっては、事前に都道府県へ情報提供するなど慎重に対応すること。
- (2) 看護職員の地域偏在の解消に向けた取組を進めるため、都道府県が地域別に将来の需給推計が可能となるよう国が実施した需給推計について情報提供を行うとともに、地域医療介護総合確保基金による十分な財政支援措置を行うこと。
- (3) 看護職員の確保・定着を図るためには、看護職員が切れ目のないキャリアを積み重ねられるように復職や就業等のさまざまな支援を行う必要があることから、ナースセンターのサテライト事業に対して、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、十分な財政支援措置を行うこと。
- (4) 地域包括ケアシステムを担う質の高い看護職員の確保・育成のため、多様なキャリアデザインを支援するための研修事業や特定行為研修の受講促進の取組に対して、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、十分な財政支援措置を行うこと。

8 地域の実情をふまえた地域医療構想の推進

(厚生労働省)

【要望項目】制度・予算

地域医療構想の実現に向けては、再検証対象医療機関とされた医療機関それぞれで地理的状況等が異なることや、再検討にあたっては住民や議会等にも説明しながら進めていく必要があることから、地域の実情を十分ふまえるとともに、再検証対象医療機関の取扱いにあたっては、地域医療構想調整会議の合意結果を最大限尊重すること。

また、再検証対象医療機関が具体的な対応方針の再検討を行うため、民間も含む全ての医療機関に関する十分かつ速やかなデータ提供を行うこと。

《現状・課題等》

- 本県では、地域医療構想の実現に向けて、毎年度7月1日時点のアンケート調査を行い、病床機能報告結果を最新の情報に補正するとともに、民間医療機関にも令和7（2025）年における対応方針の策定を求めるなど、地域医療構想調整会議の議論が活性化するよう取り組んでいるほか、基底的な基盤となる病床機能報告を補完する取組として、診療実績をもとに急性期の一部を回復期相当とする県独自の定量的基準を導入し、こうした情報をもとに具体的な対応方針をとりまとめました。
- 本県の公立・公的医療機関等における具体的な対応方針の策定結果を見ると、公立病院の病床総数に、平成29（2017）年度から令和7（2025）年にかけて231床減少の見込みで、今回の公立病院の減少見込み（803床）の約4割を削減しています。また、公立・公的医療機関等とも、過剰な急性期が減少し、不足する回復期が増加する内容であり、全国の各管内等と比較しても地域医療構想の実現に向けた内容となっています。
- 県では、平成29（2017）年度病床機能報告結果をもとに、全ての医療機関の診療実績データを分析し、上記の基準に該当する公立・公的医療機関等を「再編統合の必要性について特に議論が必要な公立・公的医療機関等」（以下「再検証対象医療機関」という）として公表しましたが、この再検証対象医療機関には、平成29（2017）年7月以降に再編統合や機能転換、ダウンサイジング等を実施した医療機関や、こうした方針が合意された医療機関が含まれるなど、地域医療構想調整会議の合意結果が反映されておらず、また、既にへき地医療を担っている医療機関が対象となるなど、地域の実情が反映されていない状況となっています。
- また、今回、国が実施した公立・公的医療機関等の診療実績等の分析結果については、各項目への該当の有無のみが示され、その実態に至った詳細なデータが示されていない点がありますが、当該データは、再検証対象医療機関が具体的な対応方針の再検討を行うために重要な情報となることから、民間医療機関のデータに加え、以下のデータについて早急な提供が必要で、
 - ・「診療実績が特に少ない」の分析：下位33.3%の削減基準となる具体的な数値
 - ・「類似かつ近接」の分析：各機能区分における各医療機関の業績占有率
近接と判断された医療機関名とその間の所要時間

平 務 担 当 医療保健部地域医療推進課
関係法令等 医療法

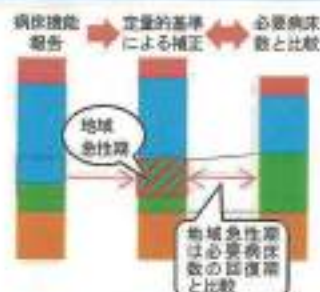
8 地域の実情をふまえた地域医療構想の推進

(厚生労働省)

本県における地域医療構想の推進の取組

定量的基準の導入

- ▶ 病床機能報告を補完する取組として、地域急性期という新たな医療機能を取り入れた県独自の定量的基準を導入
- ▶ 地域急性期は必要病床数と比較する際に回復期相当と位置付け
- ▶ 定量的基準は具体的対応方針にも適用



具体的対応方針のとりまとめ

- ▶ 昨年度末の具体的対応方針の合意率は、公立病院で91%、公的医療機関等で84%
 - ▶ 公立病院の病床総数は、平成29(2017)年度から令和7(2025)年にかけて331床減少の見込みで、全国の公立病院の減少見込数(803床)の約4割に相当
 - ▶ 公立・公的とも、過剰な急性期が減少し、不足する回復期が増加する内容であり、**全国の合意内容と比較して地域医療構想の実現に沿った内容となっている**
- ⇒ **本県の具体的対応方針の合意内容は、決して現状追認ではない**



厚生労働省による再検証対象医療機関の公表

再検証対象医療機関の取扱い

本県における再検証対象医療機関

- ▶ 分析対象となる28の公立・公的医療機関等のうち、次の7医療機関が該当
 - ・桑名南医療センター
 - ・菟野厚生病院
 - ・亀山市立医療センター
 - ・済生会明和病院
 - ・大台厚生病院
 - ・市立伊勢総合病院
 - ・町立南伊勢病院

再検証対象医療機関の分析の課題

- ① 具体的対応方針の合意状況が反映されていない
 - 例えば・・・
 - ・再編統合により、すでに**廃院となった病院が対象**となっている。
 - ・新病院への移転するにあたり、地域医療構想との整合性を検討し、**病床削減や医療機能の転換を行った病院が対象**となっている。
 - ・急性期から回復期に転換すると合意された病院が**対象**となっている。
- ② 分析手法が機械的で地域の実情を反映していない
 - 例えば・・・
 - ・へき地の診療所に医師を派遣するなど、**へき地医療を担っている地域の中核病院が対象**となっている。
 - ・近接対象病院との間が、頻繁に渋滞が発生する道路で結ばれ、交通センサスによる**移動時間が20分以上かかる病院が対象**となっている。
- ③ 具体的対応方針の再検証や地域の医療提供体制の検証に必要な、分析の詳細データや民間医療機関のデータが示されていない。
 - ・ **具体的対応方針の合意状況や地域の実情をふまえた対応が必要**
 - ・ **民間医療機関も含む詳細なデータの提供が必要**

【要望項目】

地域医療構想の実現に向けては、再検証対象医療機関とされた医療機関それぞれで地理的状况等が異なることや、再検討にあたっては住民や議会等にも説明しながら進めていく必要があることから、地域の実情を十分ふまえるとともに、再検証対象医療機関の取扱いにあたっては、地域医療構想調整会議の合意結果を最大限尊重すること。

また、再検証対象医療機関が具体的対応方針の再検討を行うため、民間も含む全ての医療機関に関する十分かつ速やかなデータ提供を行うこと。

【医療保健部】

9 社会的養育推進に向けた基盤の強化

(厚生労働省)

【要望項目】制度・予算

1 児童相談体制の充実と強化

- (1) 児童相談所の増設など、地域の実情をふまえて取り組む児童相談体制の強化に対して、適切に地方交付税を積算するとともに、地方交付税の総額を確保する等財政支援を行うこと。
- (2) 国が主体となってAI技術を活用した虐待対応に資するツールの開発を加速化させるとともに、本県をフィールドとして令和元（2019）年度に実施している児童相談対応へのAI導入に向けた実証実験の結果をふまえ、モデル事業の創設など地方が技術を導入する際の財政的支援を強化し、国と地方の連携による推進体制を整備すること。
- (3) 自分から声を上げられない子どもの権利を保障し、より質の高い社会的養育と児童相談体制を着実に整備していくため、国として子どもの権利擁護に関する体制のモデルを示すとともに、その実施に向けた地方自治体や民間団体の取組を積極的に支援すること。

2 里親養育包括支援体制の構築に向けた支援の強化

- (1) 新たに里親養育包括支援（フォスターリング）業務に取り組もうとする施設や団体、NPOが円滑に事業を開始できるよう、事業準備期間に要する経費に柔軟に対応できる交付金の創設や現行補助制度における特例的な高上げ措置など制度推進に向けてインセンティブを与える制度を創設すること。
また、里親養育包括支援（フォスターリング）事業が永続的、安定的に行えるよう、児童福祉法上に位置付けるとともに、施設においてフォスターリング事業のため配属する職員を措置費の加算の対象とすること。
- (2) 支援に高い専門性が求められる子どもの委託が増加している傾向を踏まえ、支援の必要性の判断基準を明確に定めた上で、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金の「里親養育包括支援（フォスターリング）事業」に、専門性の高い支援が必要な児童を養育する里親への支援メニューを新たに加えるとともに、里親手当等の加算などを検討すること。
- (3) 里親制度の普及・促進に向けては、各児童相談所と市町村が連携して取り組むことができる環境の整備が重要であるため、市町村が児童相談所等と連携して取り組む里親制度の普及・促進に向けた取組を財政面から支援する制度を創設すること。
また委託の有無に関わらず、里親の情報を市町村と共有できるようにすること。

3 児童福祉施設入所児童の養育環境の充実と自立支援

- (1) 施設の従来の努力が発展的に引き継がれる形で、施設の専門性の向上や高機能化および多機能化・機能転換、小規模化、地域分散化に生かせるよう、さらなる具体的な支援策を構築すること。

- (2) 家庭的ケアにおける児童の処遇向上と職員の勤務条件の緩和に向けて、地域小規模児童養護施設および委託一時保護専用ユニット（乳児を含む）への職員配置のさらなる充実および1ユニットあたりの児童定員の削減を図るとともに、小規模化した施設において緊急的に指定児童を受け入れなければならない場合における入所定員の柔軟な運用を行うこと。また、利用者の変動の大きい委託一時保護専用ユニットを有効活用するため、子育て短期支援事業（ショートステイ等）や、里親の一時的な休息のための援助（レスパイトケア）で受け入れる児童が利用できるようにすること。
- (3) 乳児院および児童養護施設における心理職員の配置を、心理療法対象人数による加算配置から常時配置へ変更を行うこと。
- (4) 高校生の部活動に要する経費については、基準額の範囲内ではなく、中学生の場合と同様に要する経費の全てを支弁の対象とすること。
- (5) 児童養護施設退所後の円滑な自立を支援するため、入所中から退所後まで一貫した支援を行う職員を児童養護施設に恒常的に配置できるよう、措置費の見直しを行うこと。

4 CDR(Child Death Review)の実施に向けた制度整備

全ての子どもの死亡を検証し、予防可能な子どもの死をなくすため、CDRに関する調査研究を進め、法整備を含めた制度設計を行うこと。また、都道府県におけるCDR実施体制の推進に向けて支援策を構築すること。

《現状・課題等》

1 児童相談体制の充実と強化

- (1) 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30（2018）年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制および専門性を強化するため「児童虐待防止対策体知総合強化プラン（新プラン）」が策定され、令和4（2022）年度までに児童相談所等のさらなる増員が必要とされました。また、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」では、児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとされました。本県では、これまでも国の指導を正せる数の児童相談所と職員配置を増やし、および整備してきていますが、新プランの配置基準と設置している児童相談所数に見合った地方交付税の補償を得るしていく必要があります。

- (2) 本県においては、平成24（2012）年11月16日2人の命がなくなる事案が発生し、同じような事案を発生させないための強い思いから、児童相談に携わる職員が一丸となって、研究者とも連携してアセスメントツールを開発しました。平成26（2014）年度の毎月開始後も毎年、対策の必要なケースの取扱に努め、検証、見直しを重ねており、令和元（2019）年7月から、児童相談所等におけるAI活用に向けた実証実験に取り組みがスタート。また、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議が公表

した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」では、国が主体となって、虐待事業に関するデータを収集し、その結果をAIで解析することにより、緊急性の判断に資するツールの開発を加速することが明記されています。この取組が国が主体となって積極的に推進するとともに、本県が実施する児童相談所庁へのAI導入に向けた実証実験の結果をふまえたITサービスの創設などの財政支援策を充実させ、国と地方が連携した推進体制を整備していくことが必要です。

- 本県では、児童相談所が保護した性的虐待等の重篤な児童虐待の被害児童から聞き取りを実施するにあたっては、児童の心理的負担を最小限度に抑えることを目的に、警察、検察と連携した協同面接を可能な限り実施していますが、制度化されていない点の取組であることから、実行態な取組から本格実施への移行が難しい状況です。この協同面接を全国的に普及させていくには、国のレベルで司法、警察、福祉の連携のあり方を具体的に示すとともに、地方が行う医療機関や学校、支援機関等による多機関の連携を促進するための環境整備や取組に対する財政的な支援が必要です。また、子どもの意見表明権を保障するためにも、国として子どもの声を聞き取るアドボケートを養成し、子どもの権利を保障していく必要があります。

2 里親包括支援体制の構築に向けた支援の強化

- 児童福祉法が改正され、被虐待児童の自立支援に向けて前送前給が行う業務として、「里親の普及・啓発から児童の自立支援までの一貫した里親支援」と「親子縁組里親に関する相談・支援」が位置づけられました。それぞれの業務を民間団体に委託する際には、専門人材を養成する期間中における代替職員に係る人件費の補填、地域事情に応じた取組の導入に向けた検査、関係機関とのネットワークの構築などの経費が必要となり、事業開始の妨げとなっています。また、施設においてもフラスターリング業務に取り組みやすくするなど、フラスターリング機関の安定した事業運営を確保し、里親登録の質の向上と拡大を促進していく必要があります。

- 「新ビジョン」がめざす里親委員の数増目標を達成するには、里親登録者数を大幅に増やすとともに、対応の難しいケースも含めて里親委託を進めていく必要があります。そのため、里親制度を見直し、里親申請を促進させるとともに、子どもの困難度や発生するケースなどのケアニーズに応じて委託費を払戻できる制度とするなど、里親の新規登録の促進を図る必要があります。

- 里親制度の推進にあたっては、都道府県と市町村との連携した取組が不可欠であるため、市町村が最も連携して取り組む里親の普及啓発に対する財政支援の行状みを構築する必要があります。市町村との連携においては、里親の情報共有が不可欠ですが、現在は委託されている場合を除き、里親の情報を都道府県から市町村に提供できる仕組みはありません。里親の登録時に里親の情報を知りやすく提供し、市町村で里親登録名簿を整備することで、効果的・効率的に里親制度を推進することが可能になります。

3 児童福祉施設入所児童の養育環境の充実と自立支援

- 児童養護施設は、家庭的養護推進計画に基づきお母模化、地域分散化を積極的に進めるとともに、今後その明暗世を占め、孤独死ケアの必要性や養育の遅れ、保護者対応の難しさなどから、家庭復帰や里親委託に商機をきたすケアニーズの高い子どもへのケアの充実や、地域支援の強化に取り組んでいるところであり、多機能化等を図るための財政的支援を充実させる必要があります。

- 要保護児童の8割近くを占める施設入所児童の処遇向上と職員体制の強化を図るため、本県では平成27(2015)年度から、地域小規模児童養護施設および乳児院のユニットケアに対し、ユニット外の児童指導員等の配置への補助を行ってまいりました。

平成27（2015）年度から順次、職員配置基準が引き上げられ、令和元（2019）年度からは地域分散化加算により職員加配がなされる予定ではあるものの、定数職員の欠陥や勤務パフォーマンス、緊急対応や研修の受講等を考慮すると、職員が一人で対応せざるを得ない時間帯が日常的に生じるなど、ユニットにおける現在の職員配置では十分とは言えない状況です。また、委託一時保護専用ユニットにおける職員配置は、24時間受け入れ態勢の確保や、保護直後の落ち着かない子どもへの手厚い対応が必要なこと、さらには、子どもの転落など一時保護機能としての業務があることから職員を加配する必要があります。さらに、児童の処遇向上のために、小規模ユニットにおける1ユニットあたりの定員を減らす必要があります。

一方で、施設の小規模化により緊急時の措置児童の受け入れ先の確保が困難になることから、緊急時の柔軟な対応の必要もあります。また、委託一時保護専用ユニットにおいては短時間の利用が多く、利用に見合う職員配置が難しいことや、前設の有気活用の面からも、複事業での利用も可能とする必要があります。

① 乳児院および児童養護施設には虐待による心身傷を負った子どもが多くなっていることから、心理職員の配置を、心理療法対象人数による加算配置から常時配置へ変更を行うことも含め、職員体制のさらなる充実が必要です。

② 高等学校のクラブ活動に係る費用は基準額の範囲内で経費の支弁対象となっておりますが、現実には不足分を子どもたちが負担できず、施設を持ち出しとなっています。施設で生活している子どもたちにとっての高等学校のクラブ活動は、体力の向上、自己肯定感の育揚等のために必要なものである、中学校のクラブ活動費用と同様に裏する全ての経費を指定費の支弁対象とする必要があります。

③ 児童養護施設や保護のもとから、進学や就職により自立していく子どもたちについては、親や家庭の支援が得られないこと等を背景に、浪学や離職、転職を繰り返す等の状況があり、有期の継続にもつなげています。

児童養護施設が退所した者の支援（アフターケア）を行うことは児童福祉法に規定されていますが、その一方でアフターケアを行う職員の人件費に係る加算等はありません。

全般的児童福祉法の改正により、児童自立生活援助事業および社会的養護自立支援事業が創設されたところですが、児童養護施設を退所した者の多くが、最も頼りにしているのは出身施設であることから、児童養護施設のリービングケア、アフターケア機能を充実する必要があります。

4 CDR（Child Death Review）の実施に向けた制度整備

① 本県では、現在、有識の医療関係者、司法関係者、福祉関係者等が定期的に集まり、予防可能な子どもの死を防止する政策を生かすため、県レベルのCDR実施に向けて検討を行っています。しかし、現段階では、死因検証に必要なデータ収集の課題や個人情報保護の確保、守秘義務から各関係機関の情報共有が困難です。そのため生活背景や治療状況、奇異の家族等を、医師や警察、児童福祉等の関係者、有識者が共有して原因を検証するまでには至っていません。虐待死や生活用品などによる事故などを原因が検証する仕組みはありますが、全ての子どもの死亡事例の詳細を共有し検証するには、国における運営指針や法整備を含めた制度設計（具体的なデータ登録や検査方法など）を進める必要があります。

- CDR は、子どもの死亡の原因を明らかにし、ひいては有効な予防策を具体的に立案する礎となることから非常に有効な制度であり、各都道府県において実施体制が整備されることが望ましいと考えます。令和2（2020）年度の国の概算要求においてCDR体制整備モデル事業が新規事業として挙げられており、本県においても同様のモデル事業の活用も含め、実施に向けて検討を行っているところであり、都道府県におけるCDR体制整備を推進するための財政的支援を含め具体的な支援策を構築することが必要です。

事業担当 子ども・福祉部子育て支援課
関係法令等 児童福祉法、児童福祉法施行令

9 社会的養育推進に向けた基盤の強化

(厚生労働省)

児童相談所充実に向けた取組

○相談増加に増設・増員で対応中！

- ・本県の児童虐待相談対応は平成20年度から**5倍以上に↑**
H20年度 395件 → H30年度 2,074件

- ・**児相6か所、職員207名**（うち非常勤80名） +H31.4.1時点

(*) 令和元年度三重県の地方交付税単位費用

→児相2か所、職員123名



H31.4.1
鈴鹿児童相談所新設！
人員も増加！

総理発言

「緊急総合対策に則り、児童相談所体制の拡充・充実を進める」
＜中勢児童相談所視察（H30.8.30）＞

○今後、さらなる増員が必要！

- ・新プランによる人員基準（2022年度）を満たすため、**本年度比で児童福祉司26名程度の増員が必要**

児童相談所の体制整備に係る
地方交付税措置の充実・強化が必要

虐待防止・子どもの権利擁護の取組

緊急総合対策や相談対応の増をふまえた本県の先進的な取組

平成26年度からのリスクアセスメントツールの活用により、**約6,000件のデータが蓄積**され、さまざまな分析を実施

○分析により得られた知見の例（一時保護による再通告率の低減効果）

一時保護によって虐待再通告率が3分の1低減
保護なし 18% ←→ 保護あり 12%

- ➔ リスクアセスメントツール運用の結果、**緊急保護をためらわない意識が職員の間で浸透**し、平成29年度の一時保護に占める緊急保護の割合が平成24年度に比べ約25ポイント増加

AI技術を導入してこれまでの知見を活用

本県をフィールドとした実証実験（令和元年7月～）



産業技術総合研究所の協力を得て、県内の児童相談所（2か所）でAIを導入した実証実験を全国で初めて実施し、一時保護対応への活用を研究中

本県の成果を活用し
“Society 5.0”時代に応じた児童虐待相談の実現へ

AI技術の導入前

- ・ファイルから類似案件を収集
- ・職員の経験に頼ったリスク評価と意思決定
- ・増加する相談への対応で、長時間労働が常態化、専門性を高める余裕がない

AI技術の導入後

- ・蓄積されたデータを即時に参照、類似事例を参考にした**リスク評価と根拠ある意思決定**、リアルタイムな情報が**迅速な対応等**に寄与
- ・業務効率化による**長時間労働の是正、専門性の向上**

今後はモデル事業創設等、アセスメントツールへのAI導入
（アプリ・機器の導入・通信費等）支援が必要

【要望項目】

- 1 児童相談所の増設など、地域の実情をふまえて取り組む児童相談体制の強化に対して、適切に地方交付税を積算するとともに、地方交付税の総額を確保する等財政支援を行うこと。
- 2 国が主体となってAI技術を活用した虐待対応に資するツールの開発を加速化させるとともに、本県をフィールドとして令和元（2019）年度に実施している児童相談対応へのAI導入に向けた実証実験の結果をふまえ、モデル事業の創設など地方が技術を導入する際の財政的支援を強化し、国と地方の連携による推進体制を整備すること。
- 3 自分から声を上げられない子どもの権利を保障し、より質の高い社会的養育と児童相談体制を着実に整備していくため、国として子どもの権利擁護に関する体制のモデルを示すとともに、その実施に向けた地方自治体や民間団体の取組を積極的に支援すること。

【子ども・福祉部】

10 農林水産業と福祉分野のさらなる連携の促進

〔文部科学省、厚生労働省、農林水産省〕

〔要望項目〕 制度・予算

- 1 地方との連携に対応する国の窓口を一本化するとともに、関係する省庁による一元的な推進体制を構築すること。
- 2 共同受注窓口等における農林水産分野のコーディネーター人材の配置や活動に対し、必要な予算を確保すること。
- 3 国と地方の役割分担による、農業版ジヨブコーチの体系的な研修および認定制度を創設するなど、国を挙げてジヨブコーチを育成する仕組みを構築するとともに、地方の取組に対して必要な予算を確保すること。
- 4 新たに制度化されたノウフクJASについて、福祉事業所等への周知や消費者へのPRを図るとともに、福祉事業所等の認証取得や、それをサポートする指導人材の育成を支援する予算の確保を図ること。
また、東京2020大会に合わせた障がい者が運営参加するカフェや農福連携マルシェの開催など、ノウフク商品の戦略的なプロモーションを展開すること。
- 5 「農山漁村振興交付金」について、「林福」「水福」連携に必要な施設整備等を補助対象に加えるとともに、予算を十分に確保すること。
- 6 地域の農業経営体や福祉事業所の連携による農作業や加工作業体験等の教育プログラムを構築するなど、特別支援学校における農業の職業教育に対する支援を充実すること。

〔現状・課題等〕

よって本年6月、「農福連携等推進ビジョン」が策定され、関係省庁が連携しながら、官民挙げて農福連携を取り組むことが示されました。

今後さらに、農林水産業において障がい者の活躍を促すためには、国のビジョン等に基づき、国と地方が適切な役割分担のもと、連携しながら、農林水産業と福祉をつなぐ人材の育成、農林水産施設機械の導入支援、ノウフク商品のPR等に取り組むことが重要だと。

1. 地方からの相談や要請に対応する国の窓口の「一本化やビジョンに基づいた取組を一元的に推進し、マネジメントする体制が必要」です。
2. 現在、多くの都道府県で開設されている共同センターにおいて、農林水産業の作業に係る相談や情報の提供、作業の熟悉などをやっている事例は少なく、農林水産業事業体や専従事業所、企業などから、ジョブストップ相談窓口の整備が求められています。
3. 農業版ジョブコーチの確保・育成に向け、国が、水戸協議を踏まえ整備する農業研修施設でジョブコーチの指導人材を育成するとともに、都道府県等が、国が策定したジョブコーチの研修・認定に向けたガイドラインに沿って、ジョブコーチの研修を行い、修了者を認定する仕組みを構築するなど、ジョブコーチの育成と認知度向上を図る必要があります。
4. 新たに高度化されたノウハウ（IA）については、農福連携に取り組み農林水産業事業体や福祉事業所への周知、消費者等への周知に加え、ノウハウ/JASの認証取得に取り組み福祉事業所等への支援や、認証取得に向けたサポートに取り組み指導人材の確保・育成が必要です。
また、農林 2020 大会を契機として、農福連携の取組を国内外に発信する必要があります。
5. 農土漁村振興交付金については、林業や水産業版のジョブコーチの育成・派遣の助成や、才木苗のこや林業用苗木の生産施設、加工養殖施設といった、林福・水福連携のための施設整備が支援対象とならずに拡充することが求められています。

- 6 現在、全国の特別支援学校では、農業科や園芸科などを設置し、職業教育に力を入れているところもありますが、多くの特別支援学校では、作業学習の一つとして製作体験などを行っています。作業学習・作業体験を通して農業への就労適性があることが可能な生徒には、農業が職業選択の一つとなるよう、地域の農業経営体や福祉事業所等と連携した農作業や加工作業体験、販売実習などの教育プログラムの構築など、農業実習の継続的な実施に向けた支援の充実が必要です。

※ 表 3-3 農林水産部担い手支援課、森林・林業経営課、水産資源・経営課
※ 表 3-4 農林水産部担い手支援課、農山漁村振興交付金実施課、畜産指導要領

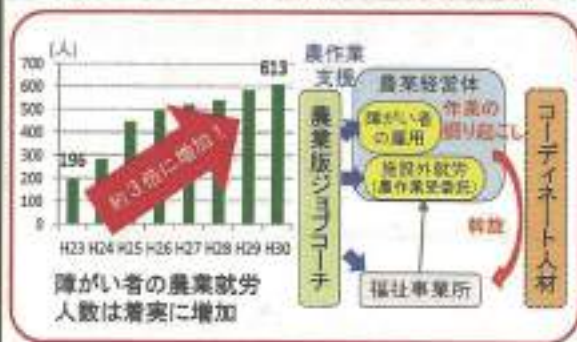
10 農林水産業と福祉分野のさらなる連携の促進

(文部科学省、厚生労働省、農林水産省)

農林水産業において、障がい者の活躍をさらに促進するためには、国が一元的な推進体制を構築した上で、「農福連携等推進ビジョン」に基づく取組などを、国と地方が適切な役割分担のもと、連携しながら、着実に推進していくことが必要

現状と課題 1 農林水産業と障がい者をつなぐ専門人材の育成

◆農業版ジョブコーチ等の活動により、福祉事業所の農業参加が増加



【課題】

- 共同受注窓口等において、農林水産分野のコーディネーター人材の設置が必要
- 農業版ジョブコーチの育成に向け、国と地方が適切な役割分担のもとで、研修および認定制度の構築が必要

現状と課題 2 ノウフク商品の国内外への発信

◆本県では、農福連携マルシェや障がい者のステップアップ・カフェ等で取組を発信



【課題】

- ノウフクJASの福祉事業所等への周知や消費者へのPR、認証取得や指導人材の育成等が必要
- 東京2020大会では、GAP認証を取得したノウフク商品を活用する場面やPR拠点が必要

現状と課題 3 林業や水産業における福祉との連携の促進

◆林業や水産業でも、障がい者の活躍を期待



【課題】

- 林業や水産業でもジョブコーチの育成が必要
- 障がい者が安全に作業できる環境づくりに向け、林業・水産業用施設の整備等に対する支援が必要

現状と課題 4 特別支援学校における農業職業プログラムの充実

◆農作業体験などを通じ、農業への理解促進と就労拡大を期待



【課題】

- 地域の農業経営体における農作業体験などを取り入れた教育プログラムの構築が必要
- 農業における作業学習の継続的な実施に向けた支援の充実が必要

- 要 望**
- 1 地方との連携に対応する国の窓口を一本化するとともに、関係する省庁による一元的な推進体制を構築すること。
 - 2 共同受注窓口等における農林水産分野のコーディネーター人材の配置や活動に対し、必要な予算を確保すること。
 - 3 国と地方の役割分担による、農業版ジョブコーチの体系的な研修および認定制度を創設するなど、国を挙げてジョブコーチを育成する仕組みを構築するとともに、地方の取組に対して必要な予算を確保すること。
 - 4 新たに制度化されたノウフクJASについて、福祉事業所等への周知や消費者へのPRを図るとともに、福祉事業所等の認証取得や、それをサポートする指導人材の育成を支援する予算の確保を図ること。また、東京2020大会に合わせた障がい者が運営参加するカフェや農福連携マルシェの開催など、ノウフク商品の戦略的なプロモーションを展開すること。
 - 5 「農山漁村振興交付金」について、「林福」「水福」連携に必要な施設整備等を補助対象に加えるとともに、予算を十分に確保すること。
 - 6 地域の農業経営体や福祉事業所の連携による農作業や加工作業体験等の教育プログラムを構築するなど、特別支援学校における農業の職業教育に対する支援を充実すること。

【農林水産部】

11 インクルーシブな就労の拡大に繋がる制度の見直し

(厚生労働省)

【要旨項目】制度・予算

- 企業や就労を希望する障がい者の実情を把握し、障害者雇用促進制度のあり方について見直しを進めること。
- (1) 企業と就労支援事業所の連携により、障がい者の企業内でのインクルーシブな就労を実現している「障がい者就労三重モデル」の検証結果をふまえ、企業等への雇用に限定せず、このような「インクルーシブな就労」を雇用率制度の中で位置づけるなど、障がい者雇用促進制度のあり方について見直しを進めること。
 - (2) 在宅就業支援制度について、その目的とする「障がい者の就業機会の拡大」に向けて活用が進むよう、周知に努めるとともに、「障がい者就労三重モデル」の取組も参考にして制度の拡充を図ること。

《現状・課題等》

- 本県では、県内企業の平成 30(2018)年の実雇用率は 2.20% (全国 19 位)と過去最高を更新しているものの、その伸び率は鈍化しています。また、法定雇用率達成企業割合は、51.3%から 58.1%と昨年度から 3.2%低下しています。一方で、障がい者の新規求職者数は、平成 30(2018)年度は 3,124 人と 5 年前から 731 人増加するなど、就労を希望する障がい者が増加しています。
- また、平成 29(2017)年度に県が実施した調査では、企業の雇用の際の課題として「社内に適当な仕事があるか」が最も高く 5 割前後、職場定着の課題としては「業務適性や能力の把握と適切な作業配分」、「従業員の障がい特性の理解と対応方法」が 3 割を超えて高くなっており、企業等における障がい者雇用を一層促進するための新たな仕組みの導入が必要です。
- 障がい者にとっては、多様な働き方の選択肢の中から、地域の実情、個人の障がいの状況や能力、適性に合わせて、自分にあった働き方を選択できることが就労機会の拡大に繋がります。
- 一方、現行の雇用促進制度においては、企業等での雇用しか実雇用率に算入できず、法定雇用率の達成をめざす企業に対して、障がい者の多様な働き方を受け入れる取組は何もしにくい面があります。
- そのような中、本県の伊賀地域では、複数の企業と就労支援事業所の連携により、施設外就労の制度を活用し、企業の製造部門での工程の一部を請け負い、安定したやりがいのある就労と高い収入を実現している事例があります。今年度は、有識者も入って、この取組の検証を行い、そのノウハウを「障がい者就労三重モデル」として県内外へ普及していくこととしています。
- この取組では、就労支援事業所の支援員がそれぞれの障がい特性や能力を見極めた業務配分等を行った上で、食事、出張、トイレ、体調管理といった生活面をサポートすることにより、日常的に留社的支援が必要なため企業での就労が困難と考えられていた方も、その特性を生かして企業の中で活躍しています。
- また、企業の中で働くことを通じて、新たな活位や能力が発見されたり、企業、障がい者の双方が、一定の時間をかけて職場や仕事に対する適性を見極め、直接雇用と定着が結びついています。

- ① さらに、企業では、障がい者にとって働きやすい仕組みや環境の整備などを行うことにより生産性の向上、人材確保に繋がるとともに、ダイバーシティ施策により従業員の高意識も向上するなど、「障がい者就労三重モデル」は、地域福祉と企業界の連携により、障がい者が企業の中で能力をいかしてともに働く「インクルーシブな就労」を実現しています。
- ② このような取組が、障がい者の働き方の選択肢の一つとなり、地域において広がっていくことは、障がい者の安定的な就労と生活の質の向上、企業での障がい者の受入れ拡大に繋がり、障がいの有無に関わらず、誰もが地域でともに働き、暮らすことのできる社会を実現します。
- ③ なお、「障がい者就労三重モデル」の中心となる就労支援事業所を運営する社会福祉法人が、在宅就業支援制度により、在宅就業支援団体として登録され、要件に該当する企業が在宅就業障害者特別調整金の支給を受けていますが、企業の施設外就労の受入れを促進するには制度の充実が必要と考えます。
- ④ 企業等での雇用に限定せず、このように「インクルーシブな就労」が雇用率制度の中で位置づけられることで、企業での取組が拡大すると考えます。また、在宅就業支援制度についても、より一気企業での取組が進むよう、周知を努めるとともに、制度の趣旨に沿って研究を進めることが必要です。

事務局 雇用経済部雇用対策課
関係法令等 障害者の雇用の促進等に関する法律

11 インクルーシブな就労の拡大に繋がる制度の見直し

(厚生労働省)

1. 現状・課題

企業

- 県内企業の実雇用率は2.2%（平成30年）と過去最高を更新、法定雇用率達成企業割合は、58.1%と昨年より3.2%低下。
- 雇用に向けた課題は「社内に適当な仕事があるか」、定着への課題は、「適性の把握、業務配分」「障がい特性の理解と対応」。

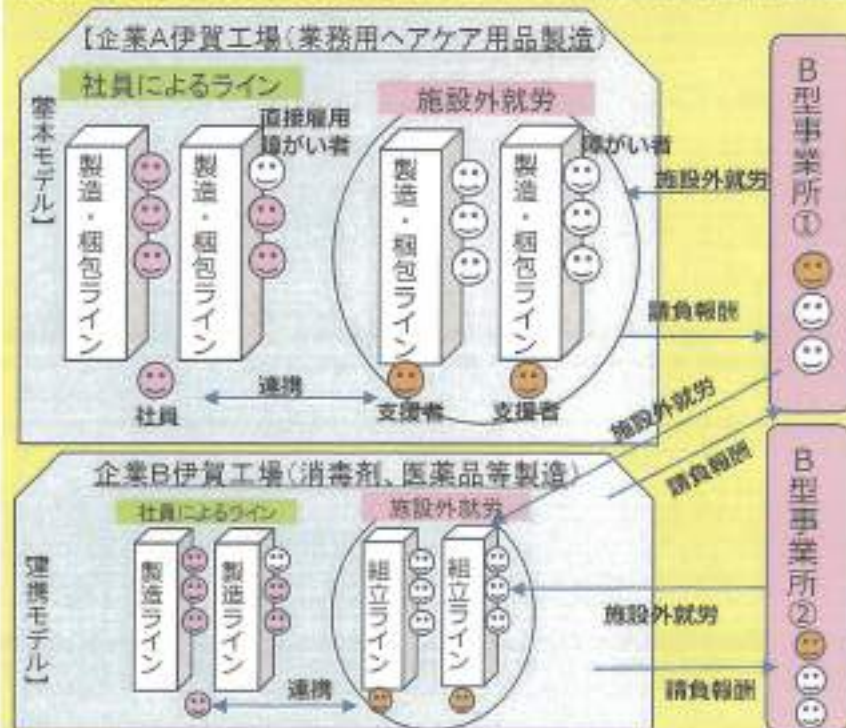
障がい者

- 就労を希望する障がい者の増加。（30年度の新規求職者は3,124人と5年前から731人増加。）
- 多様な選択肢の中から、地域の実情、障がいの状況や能力、適性に合わせて、自分にあった働き方を選択できることが必要。

現行の雇用促進法においては、直接雇用しか雇用率に算入できず、企業での多様な働き方の受入れが進みにくい。

2. 障がい者就労三重モデル（Mie Inclusive Employment project）

- 施設外就労のスキームを活用し、就労支援事業所が障がい者と職員によるユニットを編成して企業内の生産ラインの一部を請負。
- 地域内の複数企業との契約や近隣の他の就労支援事業所と連携した取組へと展開。
- 企業の製造ライン等の本業を担うインクルーシブな就労を実現。



●B型事業所①（三重県伊賀市）の状況

- ・利用者17人（うち施設外就労13.3人）
- ・平均工賃 61,243円（H30） ※H29県内平均 14,915円
- ・受入企業
伊賀市内5社（※同法人内の他の事業所も含む）
- ・連携する事業所
B型事業所②（名張市内 1法人）
- ・在宅就業支援団体として登録（平成24年10月）

●企業A伊賀工場の状況

- ・従業員191人（H30.12.1）
- ・直接雇用障がい者（重度）8人（2倍16人相当） ⇒ 雇用率8.0%
（うち施設外就労からの直接雇用 7人（H24～H30））
- ・施設外就労発注額（H30:4,200万円）÷直接雇用障がい者給与（218万円）
=19人相当
- ・在宅就業者特例調整金を受給

インクルーシブ就労率 18.3%

※直接雇用に加え、施設外就労なども含む障がい者の多様な働き方に関する指標

11 インクルーシブな就労の拡大に繋がる制度の見直し

(厚生労働省)

3. 障がい者就労三重モデル (Mie Inclusive Employment project) の特徴と効果

特徴

- ◆個人の特性を理解した就労支援事業所の支援員が、状況と仕事を見極めて、業務配置
- ◆支援者が生活面の福祉的サポート (トイレ、食事、服薬、精神面、体調管理 等)
⇒ **・福祉的支援が必要な方も企業での就労が可能に**
・多くの方が直接雇用、定着を実現
- ◆地域で複数の企業への取組の広がり
- ◆複数の就労支援事業所との連携
⇒ **・地域ネットワークでのインクルーシブ就労モデルの形成**



効果

就労支援事業所、企業と三重県が連携し、取組の効果・課題の検証を実施。

企業

- ◆障がい者に係る従業員理解の向上
- ◆直接雇用につなげるシュミレーション
- ◆職場環境・生産性の向上

障がい者

- ◆企業で働きたいという動機づけ
- ◆工賃向上による生活の質の向上
- ◆仕事を通じた適性、能力の発見

就労支援事業所

- ◆最小限の経費での売上の向上
- ◆自主製品よりも安定した仕事の確保
- ◆企業と連携した個別支援計画の作成

地域社会

- ◆社会保障コストの削減
- ◆内部労働市場の形成
- ◆ダイバーシティ効果

「障がい者就労三重モデル」が実現する「インクルーシブな就労」は、
企業、障がい者、就労支援事業所、地域社会にとって、大きなメリットがあり障がい者の就労の選択肢を拡大

このような「インクルーシブな就労」を雇用率制度の中で位置づけること、在宅就業支援制度の拡充を図ることにより企業での取組が広がる。

企業や就労を希望する障がい者の実情を把握し、障がい者雇用促進制度のあり方について見直しを進めること。

- (1) 企業と就労支援事業所の連携により、障がい者の企業内でのインクルーシブな就労を実現している「障がい者就労三重モデル」の検証結果をふまえ、企業への雇用に限定せず、このような「インクルーシブな就労」を雇用率制度の中で位置づけるなど、障がい者雇用促進制度のあり方について見直しを進めること。
- (2) 在宅就業支援制度について、その目的とする「障がい者の就業機会の拡大」に向けて活用が進むよう、周知に努めるとともに、「障がい者就労三重モデル」の取組も参考にして制度の拡充を図ること。

【雇用経済部】

12 誰一人取り残さない教育環境の整備

(文部科学省)

【要望項目】制度・予算

1 学校におけるICT環境の充実

(1) Society5.0に向けて必要な資質・能力を育むためには、各学校において個別最適化学習や協働学習等を行うためのICT環境の整備が不可欠となっている。「STEAMライブラリー」などの良質な授業コンテンツがスムーズに活用できるよう、校内の無線通信を強化する「GIGAスクールネットワーク構想」の実現に係る予算を確実に確保すること。また、地方自治体の負担が軽減されるよう、本事業に地方債制度を適用するとともに、その内容について拡充を図ること。

(2) 「新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業」について、Society5.0に必要な資質・能力を育むSTEAM教育を強力に推進できるよう、ICT活用アドバイザー等を活用できる本事業の予算を確保すること。

2 「SNS等を活用した相談体制構築事業」について、補助事業30地域を継続するとともに、外国人児童生徒や保護者が、文化や生活習慣の違いや言葉が通じないことから生じる生活や学習に関する不安や悩みについて、母国語で相談ができる体制を構築するために必要な予算を措置すること。

3 いじめや児童虐待など、学校で生じるさまざまな問題に対処するため、スクールコイヤーによる「いじめ予防授業」の実施やいじめの未然防止・早期対応に取り組む学校への支援など、スクールコイヤーの派遣の継続実施に向けて必要な予算を確保できるよう、十分な交税措置を講ずること。

【現状・課題等】

- 1 本県では、Society5.0に向けて必要な資質・能力を育むため、今年度、IT業界、教育界等の有識者8名で構成する「新時代に求められるICT活用能力の育成検討協議会」を設置し、検討を進めています。協議会では、未来を生きる三喜の子どもたちは、「未知の課題に心をワクワクさせ、果敢に挑戦する心や新たな任務を遂げようとする意気と力、好奇心・探究心」等を育成することが重要であると示されました。さらに、そのような資質・能力を育成するため、ICTを十分に活用して学ぶのSTEAM化を推進するとともに、STEAMライブラリー（教育に活用できる大学や企業等の研究素材、良質な良質なコンテンツを集約して活用したモデルとなる取組をモデルに研究発表する必要がある）

(1) 本県では、平成24(2012)年度に総合高等学校において校内LANの整備を行いましたが、新しい時代の学びに対応する無線LAN整備の進展を実現するためには、高機能な無線LANケーブルの引き直しやスイッチの設置、アクセスポイントの整備に係る必要がある。また、高機能なスマートフォンが普及しているため、無線LAN環境整備の実現によりBYODを活用した個別最適化学習や画像学習等が顕著に進みます。GIGAスクールネットワーク構想の実現に向けて、校内の無線通信を強化する本事業に係る予算を確保し確保することが必要です。また、地方自治体の財政負担が軽減されるよう、本事業に地方債の発券を選挙するとともに、その内容について説明が必要です。

(2) 本県の県立高等学校のICT環境は、教育用ワンストップ台めたりて記前生徒数の整備状況は4.8人に1台(全国平均4.4人に1台)、普通教室の無線LAN整備率は2% (全国29.3%)、普通教室の大規模な整備整備率は10.7% (全国平均30.9%)であり、文部科学省が求めている整備水準に対して不十分な整備状況です。『新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業』において、Sakai 5.0に必要な資費・起りを存しSTREAM教育が推進できること、ICT活用アドバイザーが活用できる本事業の実現が必要です。

3 本県では、平成30(2018)年4月より「いじめ防止対策」を実施し、社会全体が取り組むための取組に切り替わっています。いじめの防止には、子どもたちやその保護者にとっての相談しやすい環境を確保すること、子どもたちが主体的に行動できる力を育くことが重要です。

こうした中、平成30(2018)年度から「SNS等を活用した相談体制の構築事業」を活用し、令和元(2019)年度は、保護生を対象に4月1日から3月31日まで年間をおよびSNS相談を実施しています。平成30(2018)年度は、SNS相談窓口には1,095件の相談が寄せられ、いじめに関する相談は261件ありました。このうち大半では、相談者の理解を得た上で学校に相談し、早期に対応することができました。これまでの電話相談(平成30(2018)年度395件)に加えSNS相談を実施したことにより、子どもたちが自ら進言できる窓口が増え、相談件数の増加につながったと考えられます。子どもたちが相談しやすくなること、これまでの相談の効果を継続するためには、引き続きSNS等を活用した相談の実施が必要です。

また、令和2年度が見込まれる外国人生活がいよいよと学級生活を送ることができるよう、文化や生活習慣の違い、音楽や通じないことからの生じる不安や悩みを、相談窓口で相談できるSNS相談体制を構築することが必要です。

3 本県では、子どもたちがいじめの予防に主体的に行動できるように、平成29(2017)年度から「いじめ防止対策のそとでのスクールレイアウト」活用に関する調査研究「事業」を実施しています。平成29(2017)年度においては、「世田谷区立会の意見書」で、グループ議論「いじめ防止対策について考える」(いじめ事例別ワークショップ)を作成しました。平成30(2018)年度は、このワークショップを活用した年度による「いじめ防止対策」を実施するとともに、教員がワークショップを活用する事例として「児童を巻き込んで「セゾンプラン」を作成しました。非暴力による「いじめの予防」により、児童生徒のいじめに対する理解等が大きく向上するなどの成果も出ており、ワークショップ「いじめ防止対策」の活用が効果的であるとされています。

また、学校現場では、いじめや暴力行為等の問題行動の加えて、児童虐待など新たな問題への対応も必要となってきた。そこで、本県では、県内を8ブロックに分けて各ブロックに担当弁護士を置き、半定所轄上の諸問題を抱える市町教委や学校現場からの要請に応じ、当該ブロックの担当弁護士を学校に派遣して支援を行ってきた（平成30（2018）年度は5校8名）。さらに、いじめの未然防止や「知覚志」に取り組む学校に対しては、要請に応じも担当弁護士を派遣し、法的基づくいじめ問題への対応の検討などの支援を行ってきた（平成30（2018）年度は4校4名）。その結果、いじめの発生率に減少傾向が見られる一方、いじめ被害に悩む児童生徒の増加も懸念され、教員の負担感が増大されることなど、弁護士からの助言によって各教員が法的根拠を正確認識し、学校行事の計画に基本方針に基づき対応について再確認することができました。

今後、各地方自治体において必要となる確保が図られ、弁護士による「いじめ対応授業」の支援や、学校現場等がさまざまな事案に対応するなどの法的アドバイスをスクールコイヤーから継続的に受けられるよう、十分な交付税措置を講ずることが必要です。

12 誰一人取り残さない教育環境の整備

(文部科学省)

ICT環境整備のもとで実現する「新時代の学び」

本県がめざす「学びのSTEAM化」

Society5.0に必要な資質・能力を育むため、学びのSTEAM化を推進し本県の基幹産業であるものづくり産業や県内産業界で不足している、AI、IoT等に関連する部門で活躍できる人材、未来を創る当事者（チェンジ・メーカー）の育成をします。

◆「知る(知識・技術の習得)」と「創る(未知の課題や解決策を見出す)」との循環

3つのタイプ別高校でSTEAM教育を実践研究

- ☆アドバンス・タイプ⇒ EdTechを活用した個別最適化学習の研究、PBLの実践
- ☆テクニカル・タイプ⇒ PBLの実践、プロトタイプの作成
- ☆ベーシック・タイプ⇒ EdTechを活用した個別最適化学習の研究、21世紀型ライフスキルトレーニングの実施



「GIGAスクールネットワーク構想」の確実な実現を！

校内無線LAN環境の整備

現状値（平成30(2018)年度文科省調査）
 ・全校種：40.7%
 ・高等学校：20.3%
 ※三島県立高等学校：7.2%

教育振興基本計画目標値100%
 第1期：平成25(2013)～平成29(2017)年度
 第2期：平成30(2018)～令和4(2022)年度



- 環境整備は「学びのSTEAM化」を促進
- ▶ 高速かつ大容量の通信ネットワークの整備
 - ▶ ICT活用アドバイザーによる支援
- 新時代の学びにおける先端技術の導入実証研究事業の予算確保を！
- ▶ 校内無線LAN環境の整備
 - ▶ 大型提示装置
 - ▶ 学習者用1人1台PC

【要望項目】

- 1 学校におけるICT環境の充実
 - (1) Society5.0に向けて必要な資質・能力を育むためには、各学校において個別最適化学習や協働学習等を行うためのICT環境の整備が不可欠となっている。「STEAMライブラリー」などの良質な授業コンテンツがスムーズに活用できるよう、校内の無線通信を強化する「GIGAスクールネットワーク構想」の実現に係る予算を確実に確保すること。また、地方自治体の負担が軽減されるよう、本事業に地方債制度を適用するとともに、その内容について拡充を図ること。
 - (2) 「新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業」について、Society5.0に必要な資質・能力を育むSTEAM教育を強力に推進できるよう、ICT活用アドバイザー等を活用できる本事業の予算を確保すること。
- 2 「SNS等を活用した相談体制構築事業」について、補助事業30地域を継続するとともに、外国人児童生徒や保護者が、文化や生活習慣の違いや言葉が通じないことから生じる生活や学習に関する不安や悩みについて、母国語で相談ができる体制を構築するために必要な予算を措置すること。
- 3 いじめや児童虐待など、学校で生じるさまざまな問題に対応するため、スクールロイヤーによる「いじめ予防授業」の実施やいじめの未然防止・早期対応に取り組む学校への支援など、スクールロイヤーの派遣の継続実施に向けて必要な予算を確保できるよう、十分な交付税措置を講ずること。

【教育委員会】

SNSを活用した相談窓口

母国語で相談できる体制構築のための予算措置を！

○子どもLINE相談みえ

相談したい時に気軽に安心して相談できる窓口
 開設期間：平成31(2019)年4月
 ～令和2(2020)年3月
 相談時間：平日17:00～21:00
 対象者：県内全ての中学生、高校生

とき	件数	相談件数
令和2年3月	1,201件	479件
令和2年4月	251件	65件
15年度の相談件数	なし	なし



ボイトリ翻訳はじめとする25編訳

翻訳



日本語

スクールロイヤーの活用

○弁護士によるいじめ防止の出前授業

- 令和元年度 エア初実務手帳（5月発給済）
 - 三島弁護士会と協力して作成した「いじめ事例分析ワークシート」を活用
- 【授業実施前後の児童生徒の意識の変化（平成30(2018)年度）】
- いじめ防止のために自分ができることがある 39.0%→59.4%（20.4%増）
 - いじめがどんなことかわかっている 57.3%→64.3%（7.0%増）

○いじめの問題の解決に向けた学校への弁護士派遣

- 「学校いじめ防止基本方針」の検証など、いじめの未然防止・早期対応に取り組む学校への支援
 - 「いじめ事例分析ワークシート」を活用した教職員研修会の実施
- 【平成30(2018)年度実施結果】
- ・派遣学校数：合計9校13回
 - ・協議や対応に係る時間：1回あたり約60分程度

継続実施に向けた予算確保を！

13 中小企業・小規模企業の経営力向上（事業承継、事業継続力強化、生産性向上）の推進

（経済産業省、中小企業庁）

【要望項目】 制度・予算

- 1 中小企業・小規模企業の円滑な事業承継を進めるため、事業承継時の経営者の個人保証の見直しや第三者による事業承継時の税制に関して、以下の施策を講じること。
 - (1) 事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則を策定し、金融機関において前経営者と後継者の双方から原則として二重の個人保証を求めないようにするなど、融資慣行としての同ガイドラインの一層の浸透・定着等を図ること。
 - (2) 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、中小企業・小規模企業の経営状況の透明性確保（見える化）や経営者保証の解除に向けた金融機関に対する協議などの支援ができる人材を、事業承継ネットワーク内に配置すること。
 - (3) 後継者不在の中小企業・小規模企業について、株式譲渡や事業譲渡などM&Aを通じた親族以外の第三者による事業承継を促進するため、株式譲渡等への課税を一定期間繰り延べるなどの規制優遇措置等を講じること。
- 2 中小企業強靱化法の成立に伴い、商工会または商工会議所と市町が共同して策定する「事業継続力強化支援計画」について、計画実現のために行うハンズオン支援や人材育成の取組への財政措置を設けること。また、商工会または商工会議所の経営指導員等が中小企業・小規模企業の事業継続力強化指導に関するスキルを身に着けることができるよう研修を一層充実すること。
- 3 「地方公共団体による小規模中業者支援推進事業」の制度を改善し、地域の中小企業・小規模企業が自ら経営課題を認識し、解決に向けて共に商工団体等の支援機関が一体となって取り組めるよう支援措置を一層充実すること。また、「Sec ety5.0」の実現に向けて、中小企業・小規模企業におけるICT活用を促進するため、ICT導入補助金を充実すること。

（現状・課題等）

① 事業承継に対する支援

本取組は、金融機関や商工団体、実務専門家の民間協業、政府機関からの「活用型事業承継ネットワーク」による事業承継の支援を行います。本取組は中小企業経営者の平均年齢の70.4歳（65歳未満）と後継者を確保した企業関係が急増すると、最大で10万世帯の世代の断絶による人の雇用、約3,300億円のGDPが失われるという試算があります。円滑な事業承継が進展できるよう支援する必要があると見られます。

（経営者保証）

- (1) 概ね60歳以上の経営者が対象の「個人中小企業の事業承継に対するサポート」：結果では、後継者未定企業は30.4%、企業検討企業は19.3%で、廃業を断念する理由の14.2%が後継者難です。
- (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の調査では、後継者が未定の70歳以上経営者のうち後継者候補がいるが承継を拒否している割合が22.7%で、このうち経営者保証を理由に承継を拒否している割合は9.8%で、経営者保証は大きな課題です。

① 其の事業者が、経営者保証期間で、事業継続に当たって課題は銀行取引における法人債務保証であること、代表取締役が担保保証人となる事例については、法的対応を含め、制度設計の改善が必須であると懸念している。等の意見を受けています。

② 平成30（2018）年2月に策定された「経営者保証に関するガイドライン」の浸透・定着により、経営者保証の法的河川整備は徐々に進んでいるものの、現在でも融資全体の約9割は経営者保証付であり、経営者保証の解除は進んでいません。経営者保証が事業継続の障害要因とならないよう、ガイドラインの周知を策定するにあたり、中小企業・小規模企業がこの課題の要件を充足できるよう、経営者保証の解除に向けた交渉を金融機関とできるような支援体制の一体的整備が必要です。

（事業継続にかかる取組の概況）

① 事業継続の促進もあり、平成30（2018）年度から法人取組事業継続支援制が拡充された後、平成30（2018）年には、「重点分野における」「取組事業継続緊急計画」の決定とともに全国知事会議において本題から提案・説明を行った「中小企業の事業継続支援にかかる緊急計画」が採択されたこともあり、平成31年度税制改正においては、随時給・増し給に係る法人取組事業継続支援制が創設されています。

② さらに事業継続を促していく一歩を進めるため、後述する中小企業等の経営者が、親戚などの企業やブランドなどの第三者に株式や事業を譲渡する際にかかる譲渡税などの課税を一定期間繰り延べることで税の負担軽減をはかるなどの措置を講ずる必要があります。

2 事業継続力強化に対する支援

本点は、中小企業・小規模企業の事業継続に関する対策が行われている中、中小企業強靱化法により実施しやすくなった「事業継続力強化計画」を活用し、また、三重県中小企業・小規模企業振興交付の取組を重点として、事業継続力の強化に向けた支援策を相対しています。

現在、前記食おおよび新食連携では、「事業継続力強化支援計画」策定において、企業ごとに作成する「事業継続力強化計画」へのメニュー支援や人材育成を検討しており、このほか計画の実現に向けた取組への財政措置が必要です。また、現行の食おおよび商工会議所において、中小企業・小規模企業等の事業継続力強化に関する知見やノウハウを持った経営指導員は少ないため、北方における研修会の開催や職人研修の充実が必要です。

3 中小企業・小規模企業の生産性向上に対する支援

本点は、平成30（2018）年の迅速な中小企業・小規模企業振興策への施行にあわせて、県内の中小企業・小規模企業が生産性向上を促すための経営課題を自ら認識し、解決に向けて具体的に取組む計画を策定し、計画の実現を商工団体の関係者が一体となって支援する取組（三重県振興経営向上計画）を行っていただき、計画の認知を受けた企業は、計画の実現するため、専門家派遣や三重県中小企業経営相談、日本政策金融公庫の融資制度の活用が可能です。なお、専門家派遣について、令和元（2019）年度から従来の「国土地方公共団体による小規模事業者支援推進事業費補助金」を活用してまいります。

「地方公共団体による小規模事業者支援推進事業費補助金」は、活用後5年間にわたり対象企業の売上増および経常利益等の報告が求められることですが、例えば、IT活用等の専門家派遣メニューをIT活用した場合、その後5年間の報告義務が免除されるなど、小規模企業にとって負担が大きく、支援内容に合わせた適度な柔軟性が不可欠です。また、「Society5.0」の実現に向けて、中小企業・小規模企業におけるIT活用を促進するため、IT導入補助金の充実が求められています。

事務担当 運用經濟部中小企業・ナニミス産業振興課

関係法令等 中小企業等経営強化法、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律、中小企業経営系経済活性化法、産業競争力強化法

13 中小企業・小規模企業の経営力向上(事業承継、事業継続力強化、生産性向上)の推進

(経済産業省、中小企業庁)

事業承継の促進に向けた取組 ～経営者保証の解除～

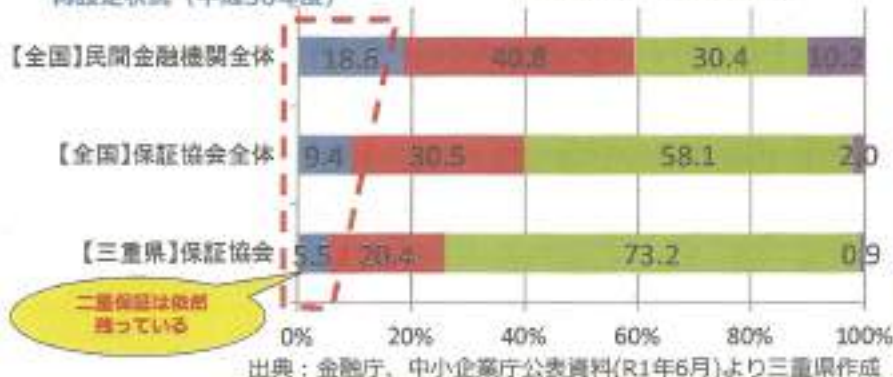
◆新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合

	H27	H30
【全国】政府系金融機関平均	24.0%	→ 36.1%
【全国】信用保証協会平均	(データなし)	24.8%
【全国】民間金融機関平均	12.1%	→ 19.1%

新規融資については、この3年間で割合が増加

◆事業承継時の経営者保証の再設定状況(平成30年度)

■二重保証あり ■旧経営者保証なし 新経営者保証あり ■旧経営者保証あり 新経営者保証なし ■保証なし



課題

- 「経営者保証に関するガイドライン」の一層の定着による新旧経営者(個人)保証の二重徴求の撤廃
- 金融機関に対して、経営者保証解除などの交渉ができる新たなネットワーク人材の確保

【要望項目】

- 1 中小企業・小規模企業の円滑な事業承継を進めるため、事業承継時の経営者の個人保証の見直しや第三者による事業承継時の税制に関して、以下の施策を講じること。
 - (1) 事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則を策定し、金融機関において前経営者と後継者の双方から原則として二重の個人保証を求めないようにするなど、融資慣行としての同ガイドラインの一層の浸透・定着等を図ること。
 - (2) 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、中小企業・小規模企業の経営状況の透明性確保(「見える化」)や経営者保証の解除に向けた金融機関に対する協議などの支援ができる人材を、事業承継ネットワーク内に配置すること。
 - (3) 後継者不在の中小企業・小規模企業について、株式譲渡や事業譲渡などM&Aを通じた親族以外の第三者による事業承継を促進するため、株式譲渡益などへの課税を一定期間繰り延べるなどの税制優遇措置等を講じること。

【雇用経済部】

三重県事業承継ネットワーク

【現在】

■ネットワークコーディネーター 5人
事業承継診断が大幅に増加するも、事業承継計画策定につながっていない。

H29 H30

【診断】1,394件 → 2,862件

【計画】(データなし) 63件

■中小機構の調査では、承継を拒否する後継者候補のうち、59.8%が経営者保証を理由に挙げる。

【今後】

■経営者保証解除などの交渉ができる人材を新たに配置
後継者候補の不安を取り除き、事業承継診断から具体的な計画策定につなげていく。

事業承継の促進に向けた取組 ～第三者事業承継税制の整備～

これまでの取組

法人版事業承継税制の拡充(H30改正)

対象株式等の上限の撤廃、対象者の拡大などの税制の要件を抜本拡充

県内認定件数

H21～28(国認定) 18件

H29～R1/9月(県認定) 21件

・わずか2年半で、これまで(8年間)の国認定件数を上回る実績

個人版事業承継税制(H31改正)

土地、建物等の承継にかかる相続税・贈与税の100%納税猶予制度を創設

県内計画確認件数 R1/4～9月 1件

現在

事業引継ぎ支援センター(※)相談件数

(※)後継者不在や事業引継ぎの不安に対応する機関

H27 167件 → H30 411件(146%増)

親族間承継に加え、第三者承継に対するニーズが増加

さらなる円滑な事業承継を促進するための第三者事業承継税制の整備

13 中小企業・小規模企業の経営力向上(事業承継、事業継続力強化、生産性向上)の推進

(経済産業省、中小企業庁)

事業継続力強化に向けた取組

～みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会～

三重県企業の事業継続計画策定割合

大企業 67.7%

中小企業 17.0%

小規模企業 3.3%

(三重県事業所アンケート(R1年7月)
(n = 1,143))

- 中小企業・小規模企業の対策に遅れ。
- 三重県中小企業・小規模企業振興条例の改正を念頭に置き、対策を検討。



みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会
令和元年8～9月、県内5地域で開催

「小規模企業に防災・減災に取り組んでもらうためには、セミナー開催だけでは不十分」(支援機関)

「事業継続力強化計画の策定を推進したいが、支援できる人材が県内にいない」(支援機関)

⇒**商工会・商工会議所が行う防災・減災ハンズオン支援や人材育成の取組を補助対象に!**

生産性向上に向けた取組

～三重県版経営向上計画 / IT導入補助金の活用～

○三重県版経営向上計画…「経営革新計画」の敷居を下げ、より小規模企業も取り組みやすとした三重県オリジナルの経営計画制度。課題把握、実施計画、本格実行を段階的にサポート。計画の実現に向けて、専門家派遣や資金調達を県が支援。令和元年度事業から国補助金を活用。

	H26	H27	H28	H29	H30	計
認定件数	166	293	392	378	408	1,637
認定後に営業利益が増加もしくは横ばいの企業割合(%)	61.7	64.6	66.0	66.8		

認定企業は、県内の中小企業平均を約5%上回る成果

⇒**国が求める実績報告書の負担が大きい。制度の改善を!**

○IT導入補助金

	H28補	H29補	H30補
補助率	2/3	1/2	1/2
三重県採択件数	225件	760件	110件

県内中小企業5万社に対し、活用企業はわずか

⇒**「Society5.0」の実現に向けて、IT活用の必要性は高まっている。中小企業における導入促進のため、補助金の充実を!**

【要望項目】

- 2 中小企業強靱化法の成立に伴い、商工会または商工会議所と市町が共同して策定する「事業継続力強化支援計画」について、計画実現のために行うハンズオン支援や人材育成の取組への財政措置を設けること。また、商工会または商工会議所の経営指導員等が中小企業・小規模企業の事業継続力強化指導に関するスキルを身に付けることができるよう研修を一層充実すること。
- 3 「地方公共団体による小規模事業者支援推進事業」の制度を改善し、地域の中小企業・小規模企業が自ら経営課題を認識し、解決に向けて県と商工団体等の支援機関が一体となって取り組めるよう支援措置を一層充実すること。また、「Society5.0」の実現に向けて、中小企業・小規模企業におけるIT活用を促進するため、IT導入補助金を充実すること。

【雇用経済部】

14 「空飛ぶクルマ」の社会実装の推進

(内閣府、経済産業省、国土交通省)

【要望項目】制度・予算

新たなテクノロジーである「空飛ぶクルマ」を活用して、交通、観光、防災、生活等のさまざまな地域課題を解決し、地域における生活の質の維持・向上と新たなビジネスの創出を実現するため、「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた取組に対する支援を行うこと。

- 1 近未来技術を総動員し、「空の移動革命」により移動の完全ユビキタス化を実現するため、産学官が連携して行う「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた技術開発、新たな社会モデル実証研究等への総合的支援を行うこと。
- 2 「空飛ぶクルマ」が活躍する社会の実現に向けた地域のグランドデザイン策定や、離着陸場・管制システム等のインフラ整備等、「空飛ぶクルマ」の社会実装に必要な環境整備に対する財政的支援を行うこと。

《現状・課題等》

「空飛ぶクルマ」については、平成30（2018）年12月以降においてロードマップが取りまとめられ、「物の移動」「地方での人の移動」「都市での人の移動」のほか、「災害対応」「救急」「観光」等への利活用が図られています。

また、このロードマップにおいて、事業者による利活用の目標として、令和元（2019）年に試験飛行・実証実験等、令和5（2023）年の事業スタート、2030年代に実用化の拡大が定められています。

本県において、「空飛ぶクルマ」の実現により、地域における生活の質の維持・向上と、新たなビジネスの創出をめざしていますが、「空飛ぶクルマ」は新たなテクノロジーであり、社会実装に向けて、産学官が連携した技術開発の促進や新たな社会モデルの構築、地域における受入れに向けた環境整備を行う必要があります。

1 「空飛ぶクルマ」については、国内外の事業者が開発を進めているところですが、実用化に向けては、機体や電池をはじめとしたハードウェアに加えて、制御システム等のソフトウェアの開発に多くの技術が結集する必要があります。

また、移動の完全ユビキタス化の実現に向けては、「空飛ぶクルマ」と既存の交通サービスの統合など、新たな社会モデルの構築が必要で、

このため、高等教育機関、機体・ソフトウェア開発事業者、物流・観光事業者、金融機関、地方自治体が結集し、産学官連携にて「空飛ぶクルマ」の開発と新たな社会モデルの構築に協力する必要があります。

2 「空飛ぶクルマ」が活躍する社会の実現には、地域特性を加えたビジネスモデルや、既存の交通手段と人の流れを統合した飛行ルートなど、地域のグランドデザインの策定のほか、「空飛ぶクルマ」に対応した離着陸場や管制システムをはじめとするインフラ整備等、受入れに向けた環境整備が必要です。

※ 務 所 当 雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
関係法令等 航空法

14 「空飛ぶクルマ」の社会実装の推進

(内閣府、経済産業省、国土交通省)

期待される効果

離島・過疎地域等での生活支援

- ★ 新たな生活交通手段としての活用
→ 交通や物流の需要に応じた適切な運航による健全な経営の実現
- ★ 夜間の急患など、緊急時の対応
- ★ 医師不在地等での遠隔医療と薬の配送を組み合わせた医療サービスの提供
- ★ 高齢者の地域内移動や買い物弱者支援等への活用



観光資源・移動手段

- ★ 中部国際空港からの移動手段としての活用
→ 陸路では賢島駅までの移動に約3時間を要するなど、移動時間の長さがネック
- ★ 空飛ぶクルマによる遊覧等、滞在中のスカイアクティビティとしての活用に期待



防災対策・産業の効率化

- ★ 災害発生時の移動や現地確認、救援の手段としての活用
- ★ 人手不足や生産性の低さが課題となっている物流面への活用
- ★ 高低差や距離の克服、人が入りにくい山間地や海上等での活用、現場の省人化が可能に
→ 業界全体の生産性向上に期待!



社会実装に向けた取組

高等教育機関、機体製造者、運行事業者、県内中小企業、商工団体、自治体等が連携し、「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた技術開発や社会モデル研究を行うコンソーシアム形成



福島ロボットテストフィールドを有する福島県との協力協定を令和元年8月2日に締結「空飛ぶクルマ」の研究開発や実証飛行を連携して支援



「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた飛行ルートや活用方針等のグランドデザイン策定、離着陸場や管制システムを始めとしたインフラ整備



【要望項目】

新たなテクノロジーである「空飛ぶクルマ」を活用して、交通、観光、防災、生活等のさまざまな地域課題を解決し、地域における生活の質の維持・向上と新たなビジネスの創出を実現するため、「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた取組に対する支援を行うこと。

- 1 近未来技術を総動員し、「空の移動革命」により移動の完全ユビキタス化を実現するため、産学官が連携して行う「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた技術開発、新たな社会モデル実証研究等への総合的支援を行うこと。
- 2 「空飛ぶクルマ」が活躍する社会の実現に向けた地域のグランドデザイン策定や、離着陸場・管制システム等のインフラ整備等、「空飛ぶクルマ」の社会実装に必要な環境整備に対する財政的支援を行うこと。

【雇用経済部】

15 背後圏の生産性や安全・安心を高める四日市港の強靱化

(財務省、国土交通省)

【要望項目】制度・予算

- 1 四日市港の港湾機能強化に向けた霞ヶ浦地区のふ頭再編（北ふ頭 81 号耐震強化岸壁整備）
霞ヶ浦地区のコンテナ取扱機能の高度化・効率化および災害対応力の強化、ふ頭の混雑解消を図るため、北ふ頭に新たな耐震強化岸壁（W81）を新規事業化すること。
- 2 四日市港の港湾・海岸事業の推進
 - (1) 高まる港湾需要に対応するため、老朽化対策など港湾機能の維持・強化に必要な予算を確保すること。
 - (2) 臨海部の住民・企業の安全・安心を確保するため、防災・安全交付金（海岸）の予算を確保すること。

《現状・課題等》

四日市港は、明治 32（1899）年の開港から現在に至るまで発展を続け、中部圏における国際ゲートウェイとして、背後圏産業を物流面から支えるという重要な役割を担っています。

平成 30（2018）年 4 月に臨港道路 4 号幹線（四日市・いなほポータルライン）、平成 31（2019）年 3 月には名古屋高速道路の景内区間全線を東海線と東海道線の東員 IC～入安 IC 区間が新たに供用され、四日市港の利便性は大きく向上しました。平成 30（2018）年には四日市港の外資コンテナ取扱個数が初の 20 万 TEU 超を記録し、2 年連続で過去最高を更新したほか、背後圏産業の原材料となるバルク貨物や完成自動車の取扱も増加するなど、四日市港に対する物流需要はますます増えるものと見込まれます。

1 四日市港の港湾機能強化に向けた霞ヶ浦地区のふ頭再編（北ふ頭 81 号耐震強化岸壁整備）

四日市港霞ヶ浦地区のコンテナ取扱機能については、北ふ頭と南ふ頭に分散していることから、ふ頭間で積滞が発生するなど計効的な運用となっているほか、コンテナ用の耐震強化岸壁がなく、南海トラフ地震が発生すれば、物流機能が大幅に低下し、県の経済・産業に与える影響は甚大となります。また、南ふ頭においては、完成自動車の輸送再開による取扱増加、オイルクーラーやバイオマス燃料といったバルク貨物の新たな受入れなど混雑した状況が続いています。

このような現状から、コンテナ取扱機能の高度化・効率化および災害対応力強化、ふ頭の混雑解消が課題と捉えています。

霞ヶ浦地区のふ頭再編により、コンテナ取扱機能を北ふ頭に集約し、北ふ頭 81 号耐震強化岸壁の整備による災害対応力の強化、南ふ頭における完成自動車の集約化・効率化やエネルギー関連貨物の取扱機能を強化していくことが課題解決のための方策であり、四日市港を利用する事業者等からは、北ふ頭 81 号耐震強化岸壁の新規事業化を求める声が大きくなってきています。

2 四日市港の港湾・海岸事業の推進

(1) 四日市港の港湾施設の多くは、供用から 10 年ほどが経過し、施設の延命化への対応が喫緊の課題となっています。また、高まっている港湾需要への対応も課題であり、国直轄事業や補助事業による護岸、四日市工業区の岸線改良、22 号、24 号、27 号および 60～62 号岸壁、13 号と東防波寺の石村化対策を着実に実施することで、港湾機能の維持・強化を図っていく必要があります。

一方、市街地に近い四日市地区においては、親水性があり、人々が集い、憩える港湾空間の創出が求められています。そこで、現在、老朽化が顕著である物揚場を緑地護岸として改修を進めていますが、今後も着実に進めていくためには、改修に係る社会資本整備総合交付金のさらなる確保が必要な状況です。

(2) 平成 25 (2013) 年度に「市県が実施した地震被害想定調査の結果、理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、被害の揺れや津波等により県内で約 53,000 人の死者が発生するなど、大域への深刻な被害が想定されています。また、四日市港の石油化学コンビナートが被害を受けた場合は、エネルギー供給機能の低下や基礎素材・部材のサプライチェーン寸断から、背後産業界の生産性低下が危惧され、さらには、国民生活や復興事業等への多大な悪影響も懸念されます。四日市港においても、一時的に地域が浸波による浸水域になると想定されており、被害を最小限に抑えつつ、近海部の住民生活や企業活動を守ることを課題としています。

そこで、南海トラフ地震等の大規模地震や津波、高潮、波浪等に対して、住民生活や企業活動の安全・安心を確保するため、臨海地域や工業地区における高潮対策や、長寿命化計画に基づく老朽化対策を早急に着手していくための防災・安全交付金（進出）のさらなる確保が必要な状況です。

事務担当 四日市港管理組合

関係法令等 港湾法、海岸法、社会資本整備総合交付金交付要綱

15 背後圏の生産性や安全・安心を高める四日市港の強靱化

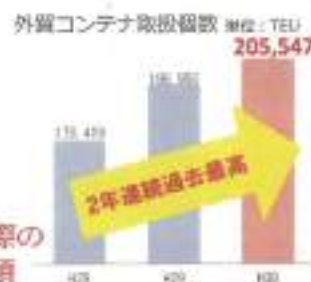
(財務省、国土交通省)

霞ヶ浦地区ふ頭再編 (北ふ頭81号耐震強化岸壁整備)

現況・課題

コンテナ (W26,W27,W80)

- ・外貿コンテナ取扱個数が初の20万TEUを記録
- ・北ふ頭と南ふ頭に分散し、非効率な運用
- ・コンテナ耐震強化岸壁が未整備
南海トラフ地震などが発生した際の被害軽減、早期復旧のために必須



阪神淡路大震災で大きな被害を受けた神戸港では、震災前のコンテナ取扱量に戻すのに23年も要しました。

完成自動車 (W24,W25)

- ・輸出の再開でバスやモータープールの不足、四日市地区への振替えなど非効率な運用



エネルギー関連貨物 (W22,W23)

- ・オイル、ハイマズ燃料の新規輸入の開始によるバス不足

背後圏産業の発展を支え、地域の安全・安心を守る四日市港に向けて

再編前 現況



ふ頭再編による効果

- コンテナ機能の高度化・効率化、災害対応力の強化 (W80,W81)
- 完成自動車の集約化・効率化 (W25,W26,W27)
- エネルギー関連貨物の機能強化 (W22,W23,W24)

再編後 イメージ



今後さらに

新名神高速道路や東海環状自動車道の整備が進み、より四日市港の重要性が高まり、霞ヶ浦地区のふ頭の混雑に拍車がかかる！

四日市港の霞ヶ浦地区のふ頭再編として、北ふ頭に新たなコンテナターミナル(耐震)の整備が必要

ふ頭整備に向けた地元気運の高まり

四日市港の将来を考えるフォーラム (5.11開催)

- 四日市港に寄せる期待や要望の声
- 自動車メーカー
 - ・完成車等の輸送・保管能力の確保および効率化に向け、霞ヶ浦地区の機能強化が必要
- 船会社
 - ・安定した貨物輸送の実現のため、港の生産性向上や大型船舶への対応、災害対応力の強化が必要

四日市港霞ヶ浦地区北埠頭の整備を進める会 (9.20設立)

10月7日に国土交通省を訪れ、官民一体となった整備活動を展開



要望

霞ヶ浦地区のコンテナ取扱機能の高度化・効率化および災害対応力の強化、ふ頭の混雑解消を図るため、北ふ頭に新たな耐震強化岸壁 (W81) を新規事業化すること。

【四日市港管理組合】

15 背後圏の生産性や安全・安心を高める四日市港の強靱化

(財務省、国土交通省)

四日市港の港湾・海岸事業の推進

港湾事業

老朽化対策 (W22,24,27,60~62, 13,東防波堤)

港湾施設の多くが供用から40年程経過し、施設の延命化が喫緊の課題

【W22下部工補修】 【W24上部工補修】



霞ヶ浦地区



四日市地区



緑地整備 (千歳運河緑地)
老朽化した物揚場の改修を行い、緑地として利用転換

【4号物揚場】

海岸事業

1号地地区 (四日市地区)



耐津波対策をふまえた胸壁補強

■ 四日市港管理組合が所管する海岸保全区域における対策が必要な海岸保全施設 L=17.2km (3号コンビナート沿岸 L=8.1km)

■ 四日市港管理組合が所管する海岸保全区域における対策が不要な海岸保全施設 L=4.5km

■ 三重県が所管する海岸保全区域における海岸保全施設



富田港地区



護岸補強と排水機場の改良を実施

要望

- 1 高まる港湾需要に対応するため、老朽化対策など港湾機能の維持・強化に必要な予算を確保すること。
- 2 臨海部の住民・企業の安全・安心を確保するため、防災・安全交付金(海岸)の予算を確保すること。

【四日市港管理組合】

16 グローバル化に対応する強い農林水産業の構築に向けた支援の充実・強化

(農林水産省)

【要望項目】 制度・予算

- 1 農林水産物の輸出促進に向け、輸出の障壁を下げるための二国間協議の強化や、産地等が輸出に取り組むための環境整備など農林水産省内に新たに創設される輸出の司令塔組織「農林水産物・食品輸出促進本部（仮称）」において一元的かつ戦略的に推進すること。
 - (1) 柑橘の検疫条件緩和に係るタイとの協議や、台湾におけるインポートトレランス（残留農薬基準）の対象拡大に向けた取組を引き続き進めること。
 - (2) 茶の欧米におけるインポートトレランスの対象拡大に向けた取組を引き続き進めること。
 - (3) 牛肉の輸出解禁に向けた中国等との協議や月齢制限撤廃に向けた台湾等との協議を引き続き進めること。
 - (4) 木材の輸出先国の法令に適合する木造住宅の設計・施工マニュアルの整備や販路開拓に対する支援など、意欲的な事業者が輸出に取り組みやすい環境を整えること。
 - (5) 国が中心となって、東京 2020 大会等における真珠の利用を促進するとともに、アコヤ真珠の魅力を海外へPRするために必要な予算を十分に確保すること。
 - (6) 輸出に対応した産地を支援するための予算を十分に確保すること。
- 2 国際水準GAPの認証取得拡大に向け、東京 2020 大会におけるGAP認証食材の活用や国内外への情報発信に取り組むこと。また、「持続的生産強化対策事業」において、GAP指導活動の推進や教育機関における教育カリキュラムの継続支援などGAP推進に係る予算を十分に確保するとともに、農業者等へのGAP認証取得経費の支援の継続や、都道府県による消費者へのPRを通じた認知度向上の取組が効果的に実施できるよう支援内容を拡充すること。

《現状・課題等》

- 1 平成 30（2018）年の農林水産物・食品の輸出額は 9,068 億円となり、平成 25（2013）年からの 6 年連続で増加しています。農林水産物・食品の輸出額のさらなる拡大に向け、輸出の障壁を下げるための二国間協議の強化や、事業者等の意欲醸成と行動を支援するための環境整備など、新たに創設される農林水産物・食品輸出促進を担う司令塔組織「農林水産物・食品輸出促進本部（仮称）」において一元的かつ戦略的に推進することが必要です。

- (1) 農産物輸出のダイバシティの輸出拡大をめざしていますが、かんきつ果や大豆（SOY）対策に係る農産物輸出作業の負担が大きいかことや、輸出対象が11月1日以後の収穫物に限定され、事実上、産地の主力産種である極早生温帯みかんが対象にならないことなどが、阻害をなっています。また、相手国として在籍企業等への輸出の拡大を図るためには、インポート・トランスの対象拡大に向けた取組を引き続き進めることが必要です。
- (2) 伊勢茶の欧米への輸出拡大をめざしていますが、使用可能な産地が制限されていることから、産地とのインポート・トランスの対象拡大に向けた取組を強化する必要があります。
- (3) 乳肉ブランド牛乳の輸出拡大をめざしていますが、中国等で日本産牛肉の輸入が未だ認められていないほか、中国等で残留制限（30か月指定制）が敷かれています。これを輸入規制の撤廃・緩和に向け、さらなる二国間協議の加速が望まれます。
- (4) 中国の大規模建設計画の進行等、スチールを構造材として輸出するチャンスが増える中、中国各地の積み上げ、日本の技術者が輸出先国に設計の提案や技術指導を行う場合に必要となる、輸出先国の基準に適合した設計・施工マニュアルおよび船積志の整備、意欲のある輸出事業者が持つ、日本の木材製品の普及・PR活動への支援など、輸出拡大に向けた取組を強化する必要があります。
- (5) 中国、ASEAN 諸国などアジアの富裕層を中心に年々真珠の需要が拡大していくことが見込まれる中、好む者の確かな需要、加工販売の輸出拡大に向けて、今年も（2022）年々開催される東京 2020 大会における真珠の利便性を促進するとともに、オンラインをベースとした海外に広がる真珠の品質の向上、魅力のPRを強化することが重要です。
- また、香港等での宝飾品店におけるサービス向上の取組など、海外への宝飾品店を強化する取組や、海外の宝飾品メーカー等向けの真珠体験ツアーの実施など、産地での真珠の魅力を引き出す取組に対する支援が重要で、
- (6) 輸出に求められた産地の拡大に向けては、検査費用や検査機関確保への対応、人材・多岐栽培技術等の導入、海外の多様なニーズ把握等の取組が不可欠であり、これらの取組を支援するグローバルな産地づくり推進事業や緑茶輸出産地開発対策事業などの取組を十分に確保する必要があります。

2. 本県では、県や関係団体等が一丸となって生産者に対して個別な指導ができるよう、GAP指導員等の育成に力をつけており、指導員数を確保してGAP認証取付の促進に努めてまいりました。その結果、国際水準GAP認証取得件数は平成29（2017）年度の約3倍となる76件（令和元（2019）年8月末時点）まで拡大しています。今後さらに、国際水準GAP認証取得を促進させるためには、東京2020大会でのGAP認証食料利用を広く国内外にPRするとともに、国際水準GAPに対する認知を高めることが必要です。

また、東京2020大会を経て、国際水準GAP認証がますます重要になってくることから、認証取得の初期段階における支援を継続・強化するとともに、次世代の農業リーダーを育成するため、農業高校および農業大学校における継続的なGAPの認証取得を助成して、実践的な学習機会を提供する必要があります。

さらに、GAPに対する国内消費者等の認知度が低いことから、国際水準GAPに対する農業者の取組が評価され、さらなる取引促進の機会につながるよう、県内の食品関連事業者等と連携したPRなど地域段階で消費者の認知度向上を図る取組を充実させる必要があります。

現状と課題1

農林水産物の輸出促進に向けた二国間協議の強化や環境整備の推進

- ・輸出額1兆円(2019年)の目標達成とその先を見据え、地方の課題解決を加速することが重要
- ・輸出にむけた取組を新たに創設される輸出の司令塔組織において一元的かつ戦略的に推進することが重要

検疫条件など相手国の輸入規制の撤廃・緩和や、輸出に取り組む産地等の支援が必要

農産物に係る輸入規制への対応

柑 橘

○タイ
・SOS防除(薬剤処理)が義務化
・主力の極早生温州みかんが輸出不可(11月1日以降に限られる)

○台湾
・残留農薬基準が厳しく、使用農薬に制限

南紀みかんのタイへの輸出状況

輸出量(1)

2014 2015 2016 2017 2018

伊 勢 茶

生産・流通・販売が一体となった東南アジア経済圏等での取組に加え、新たに大手旅行代理店と連携し、海外拠点の活用や商品開発などさらなる海外展開に挑戦

○欧米
・有機栽培など安全への関心が高く、残留農薬基準が厳しい

ローテーション試験が困難

伊賀牛・松阪牛等

○中国
・日本産牛肉が未解禁

○台湾
・月齢制限(30か月齢未満)

木材に係る輸出環境の整備

【販路開拓の支援】
・商業輸出のための販路開拓支援が不可欠

【建築基準への対応】
・輸出先国の法令等に対応した設計施工マニュアルが未整備

海外展示会への出展

真珠の魅力発信

・海外への情報発信を強化することが必要

世界の真珠需要
新需要増約180億円

約450億円 約630億円

2014年 2021年
(2019経済産業省国際貿易課発表資料)

高品質なアコヤ真珠

活カキ

・9月からシンガポール向け輸出を開始
・シンガポールでの取組効果を周辺国へ波及させる

課題

輸出環境の整備に向け、

- ・二国間協議を引き続き進めることが必要
- ・品目別の取組支援を継続・充実することが必要
- ・輸出に対応した産地づくりも急務

現状と課題2

GAPの認証取得促進への支援

【認証の取得推進】

産産物GAP指導員数

118人 164人

2年連続 全国1位

教育機関で取得
県農業大学校 1校
県立農業高校 全5校

【認証取得品目】
米、トマト、茶、梨、柿、肉牛、豚など

実践的な学習機会の提供

【認知度の向上】

消費者アンケート

よく/ある程度知っている 9%

聞いたことがある 28%

知らない 63%

(2018三重県調査)

GAPの紹介

県内量販店で消費者に直接PR

課題

認証取得促進に向け、

- 取組の継続支援が必要
- 消費者等の認知度向上に向け、地域の取組の充実が必要

要 望

- 農林水産物の輸出促進に向け、輸出の障壁を下げるための二国間協議の強化や産地等が輸出に取り組むための環境整備など、農林水産省内に新たに創設される輸出の司令塔組織「農林水産物・食品輸出促進本部(仮称)」において一元的かつ戦略的に推進すること。
 - 柑橘の検疫条件緩和に係るタイとの協議や、台湾におけるインポートトレランス(残留農薬基準)の対象拡大に向けた取組を引き続き進めること。
 - 茶の欧米におけるインポートトレランスの対象拡大に向けた取組を引き続き進めること。
 - 牛肉の輸出解禁に向けた中国等との協議や月齢制限撤廃に向けた台湾等との協議を引き続き進めること。
 - 木材の輸出先国の法令に適合する木造住宅の設計・施工マニュアルの整備や販路開拓に対する支援など、意欲的な事業者が輸出に取り組みやすい環境を整えること。
 - 国が中心となって、東京2020大会等における真珠の利用を促進するとともに、アコヤ真珠の魅力を海外へPRするために必要な予算を十分に確保すること。
 - 輸出に対応した産地を支援するための予算を十分に確保すること。
- 国際水準GAPの認証取得拡大に向け、東京2020大会におけるGAP認証食材の活用や国内外への情報発信に取り組むこと。また、「持続的生産強化対策事業」においてGAP指導活動の推進や教育機関における教育カリキュラムの継続支援などGAP推進に係る予算を十分に確保するとともに、農業者等へのGAP認証取得経費の支援の継続や、都道府県による消費者へのPRを通じた認知度向上の取組が効果的に実施できるよう支援内容を拡充すること。

17 豚コレラの感染拡大防止に向けた支援の充実・強化

(厚生労働省、農林水産省)

【要望項目】 制度・予算

- 1 豚コレラ・アフリカ豚コレラの養豚農場への侵入防止に向け、野生動物侵入防止対策や消毒等の防疫対策を継続的に支援できるよう、「消費・安全対策交付金」予算の十分な確保と補助率（1/2）の意上げなど農家負担のさらなる軽減および支援メニューの拡充を図ること。また、防疫措置の円滑な実施に向け、各発生事例における感染経路の把握や原因究明、接種農場におけるまん延防止措置の見直しを行うとともに、獣医師の確保およびワクチン接種に係る資機材や必要な予算の確保を図ること。
- 2 海外からの家畜伝染病の侵入防止に向け、空港等での水際対策を徹底するとともに、発生国に対し、畜産物等の持ち出し防止を強力に働きかけること。また、アフリカ豚コレラの国内侵入に備え、ワクチンの研究開発など予防対策を早急に進めること。
- 3 発生農場の経営再開に向け、融資制度等の拡充をはじめ、失われた販路やブランド力など経営資源回復のための措置について、6次産業化の取組状況なども含め的確に講じること。また、発生前の規模での再開には相当の期間を要することから、雇用調整助成金における支給限度日数を拡大するなど対策を強化すること。
- 4 ワクチン接種豚の安全性を科学的根拠に基づき広くPRし、風評被害を防止すること。また、ワクチン接種により、取扱量の減少や取引価格の下落などが懸念されることから、生産者およびと畜・食肉流通事業者等に対する経営支援等の充実を図ること。
- 5 豚コレラの感染拡大リスクの大幅な低減に向け、国の責任・負担において、野生的のししの捕獲頭数の拡大を図る抜本的な対策を早急に進めること。また、経口ワクチンの重点配布、捕獲野生的のししの豚コレラ検査や検体の適正処理に必要な予算を十分に確保すること。

《現状・課題等》

- 1 豚コレラ・アフリカ豚コレラの養豚農場への侵入を防止するためには、地域の全ての養豚農場等が飼養衛生管理基準を遵守徹底することが最も重要であり、野生動物の侵入防止対策や農場等に出入りする人々等への徹底した消毒など、防疫対策を継続して実施していけるよう支援していく必要があります。
また、豚コレラ等に係る発生予防対策やまん延防止対策などの防疫措置を迅速かつ、全国に実施するためには、各発生事例における感染経路の把握や原因究明、接種農場におけるまん延防止措置の見直しを進めるとともに、獣医師の確保などの体制整備や、日常的に農場に出入りしている管理獣医師がワクチン接種を行えるような制度構築、ワクチン接種に必要な資機材や予算の十分な確保が求められています。
- 2 海外からの家畜伝染病の侵入防止に向け、豚コレラやアフリカ豚コレラ発生国からの食品の不法持込み等を防止するため、輸入検疫体制を早急に強化していくとともに、当該発生国への働きかけを行うしていく必要があります。
また、アフリカ豚コレラの国内侵入に備え、養豚国等にも鳥インフルエンザの研究開発など予防対策を進める必要があります。
- 3 発生農場の経営再開に向け、休業期間中等における従業員給与や運転資金等を支援するための融資制度の創設や無利子化、貸付料の無償化、国の手当金を繰越支援奨励金等についての免状措置など、きめ細かな措置を講じる必要があります。また、失われた販路やブランド力など経営を回復するための措置については、6次産業化の取組支援などを含め、付加価値を十分に考慮して的確に講ずることが求められています。さらに、豚コレラの発生農場の多くが、感染を回復するまでに相当の期間を費していることから、雇用調整助成金の支給制度見直し等の拡大など、従業員確保の確保を強化する必要があります。
- 4 風評被害の防止に向け、ワクチン接種時の安全性を科学的根拠に基づき広くPRすることが求められています。また、ワクチン接種に伴う豚人等の風評被害が発生した場合には、養豚農場のみならず、取扱員の減少や取引価格の下落等により、生産・食肉流通事業者等にも影響が及ぶことが懸念されることから、影響を最小限にする対策が必要です。

3. 豚コレラの感染拡大リスクの大幅な軽減に向け、国の責任・負担において、野鳥の肉の捕獲及び手確保を育成、捕獲の効率化・省力化、捕獲駆逐力の向上など、野鳥の肉の捕獲頭数の拡大を図る抜本的な対策を地域的かつ早急に進める必要がある。また、野鳥の肉への等シロカチシの垂直散布を想定し、リアルタイムPCR検査の導入や検査機器の整備、増体を選定に努めるための環境整備等への支援が求められています。

事務担当 農林水産部担い手支援課、畜産課、獣害対策課
関係法令等 家畜伝染病の防法、消費・安全対策交付金等要綱

17 豚コレラの感染拡大防止に向けた支援の充実・強化

(厚生労働省、農林水産省)

三重県では、県内全域において約103,000頭を対象に豚コレラワクチンの接種を実施。豚コレラ・アフリカ豚コレラの感染拡大防止等に向けて、さまざまな取組を粘り強く実施していくことが必要。

現状と課題1

農場を守る対策および水際対策

野生動物侵入防止柵を養豚農家の負担なしで整備できる制度を創設し、設置を加速

県内全域において約103,000頭を対象にワクチン接種を実施

空港等における検疫検知犬による検査

アフリカ豚コレラに備えた研究開発



写真：動物検疫所HP

課題

【農場を守る対策】

- 豚コレラ・アフリカ豚コレラの侵入防止に向け、防疫対策の拡充が必要(飼養衛生管理水準の向上を目的とした施設整備等の強化)
- ワクチン接種の継続に向け、体制整備、資機材・予算の確保が必要

【水際対策】

- 家畜伝染病の国内侵入を防止する水際対策の強化が急務
- アフリカ豚コレラに備えたワクチンの研究開発など予防対策が急務

現状と課題2

経営支援対策および風評被害対策

全国の60を超える農場で豚コレラが発生。現在も大多数が休業中であり、発生前の規模での再開は困難な状況。自己回復する事例有り。



ワクチンの安全性について

- ワクチンを使用する際は、2〜3週間経過後に抗体(感染)検査を行い、ワクチン効果(ウイルス)が検出されていないことを確認する必要があります。なお、抗体は、感染した動物体内で検出される場合があります。
- また、ワクチン接種後は検疫検疫所等で検査が完了しており、肉類などの流通等に支障することはありません。このため、検疫所でのワクチン接種の検査結果は必ずご確認ください。



モニタリングの強化

課題

- 発生農場に対する融資制度等の拡充、経営資源回復のための特段の措置が必要
- 科学的根拠に基づく接種豚の安全性に関するPRが急務
- 取扱量の減少や取引価格の下落等が懸念されており、生産者および畜・食肉流通事業者等への経営支援が必要

現状と課題3

野生いのしし対策

野生いのしし捕獲頭数



野生いのししの捕獲強化

豚コレラ検査にかかる検体数の増加

課題

- 野生いのししの捕獲頭数の拡大を図る抜本的な対策が急務
- 経口ワクチンの重点配布、豚コレラ検査や検体の処理の効率化が急務

要望

- 豚コレラ・アフリカ豚コレラの養豚農場への侵入防止に向け、野生動物侵入防止対策や消毒等の防疫対策を継続的に支援できるよう、「消費・安全対策交付金」予算の十分な確保と補助率(1/2)の嵩上げなど農家負担のさらなる軽減および支援メニューの拡充を図ること。また、防疫措置の円滑な実施に向け、各発生事例における感染経路の把握や原因究明、接種農場におけるまん延防止措置の見直しを行うとともに、獣医師の確保およびワクチン接種に係る資機材や必要な予算の確保を図ること。
- 海外からの家畜伝染病の侵入防止に向け、空港等での水際対策を徹底するとともに、発生国に対し、畜産物等の持ち出し防止を強力に働きかけること。また、アフリカ豚コレラの国内侵入に備え、ワクチンの研究開発など予防対策を早急に進めること。
- 発生農場の経営再開に向け、融資制度等の拡充をはじめ、失われた販路やブランド力など経営資源回復のための措置について、6次産業化の取組状況なども含め的確に講じること。また、発生前の規模での再開には相当の期間を要することから、雇用調整助成金における支給限度日数を拡大するなど対策を強化すること。
- ワクチン接種豚の安全性を科学的根拠に基づき広くPRし、風評被害を防止すること。また、ワクチン接種により、取扱量の減少や取引価格の下落などが懸念されることから、生産者および畜・食肉流通事業者等に対する経営支援等の充実を図ること。
- 豚コレラの感染拡大リスクの大幅な軽減に向け、国の責任・負担において、野生いのししの捕獲頭数の拡大を図る抜本的な対策を早急に進めること。また、経口ワクチンの重点配布、捕獲野生いのししの豚コレラ検査や検体の適正処理に必要となる予算を十分に確保すること。

【農林水産部】

18 新たな資源管理措置の円滑な推進に向けた支援

(農林水産省)

【要望項目】 制度・予算

- 1 漁業関係者が納得して資源管理に取り組めるよう、TAC対象魚種については、資源管理方針の策定時だけでなく、資源管理の達成状況や漁獲シナリオの妥当性、資源管理が漁業経営に及ぼす影響等について、漁業者および都道府県と国が意見交換を行う検討会を制度化し、毎年開催するなど、漁業者や都道府県の意見を集約し、制度の設計や運用に反映させる仕組みづくりを進めること。
- 2 漁業関係者が余裕をもって資源管理に取り組めるよう、TAC対象魚種の導入スケジュールを早急に提示するとともに、導入については都道府県の意見を十分に聴くこと。また、国と都道府県のデータ連携基盤構築のため、漁業・海洋データの収集体制の整備に向けた予算を十分に確保すること。
- 3 漁業関係者が安心して資源管理に取り組めるよう、漁業者の減収の継続にも対応できる、漁業収入安定対策等の拡充や予算の十分な確保を図ること。
- 4 漁業関係者の収入機会が増えるよう、TACの消化率向上と有効利用に向け、国における十分なTAC留保分の確保や、都道府県へのTACの追加配分手続きの簡素化とスピードアップ等により、都道府県の漁獲実態に即応できるTAC配分の仕組みづくりを行うこと。

《現状・課題等》

- 1 新たな資源管理措置を円滑に進めていくためには、これまで資源管理の中核を担ってきた漁業関係者の意見を十分に聴きながら、取組を進める必要があります。とりわけ重要性の高いTAC対象魚種については、資源管理方針の策定時だけでなく、毎年、資源管理の達成状況等を検討しフィードバックすることで、漁業関係者の意見を制度の設計や運用に反映させる仕組みづくりが必要です。
- 2 国は、TAC対象魚種を早期に漁獲量ベースで8割（現行8割は6割）に、資源評価対象魚種を令和5（2023）年までに200種（現行50種）に拡大するとしていますが、新たなTAC対象魚種や導入スケジュールが示されていないなど、漁業関係者の不安を解消するためには十分な周知期間を設けるとともに、都道府県が有する知見をTAC対象魚種の導入に生かし、資源管理の有効性を高める必要があります。また、対象魚種の増加等に対応するため、国と都道府県は、漁業・海洋データの迅速かつ効率的なデータ収集体制を構築していく必要があります。
- 3 今後、資源管理の強化に伴い、TAC配分の減少やTAC対象魚種の拡大が想定され、長期間にわたり漁業経営に大きな影響を与える恐れがあるため、資源管理に取り組む漁業者の経営安定に向け、減収への対応が必要となっています。
- 4 現行のTACの追加配分手続きは要望から1～2カ月を要しており、TACの有効利用の妨げとなっているため、緊急経分枠として、おろかじめ水産政策審議会の承認を得ておくなど、都道府県の漁獲実態に即応できる運用改善が必要です。

専 務 担 当 農林水産部漁業環境課
関係法令等 漁業法

18 新たな資源管理措置の円滑な推進に向けた支援

(農林水産省)

現状と課題 1 漁業者等の意見を集約し、制度の設計や運用に反映させる仕組みづくり

- ・漁獲可能量(TAC)の減少など、新たな資源管理措置の推進には、漁業者の不安が根強い
- ・国は、サバ類などTAC魚種の資源管理方針の策定時に検討会を開催
- ・漁業者の納得性を高めるため、漁業現場の意見交換の場が必要
- ・TAC設定は1年ごとであり、取組効果の検証と漁業者へのフィードバックを毎年行う必要



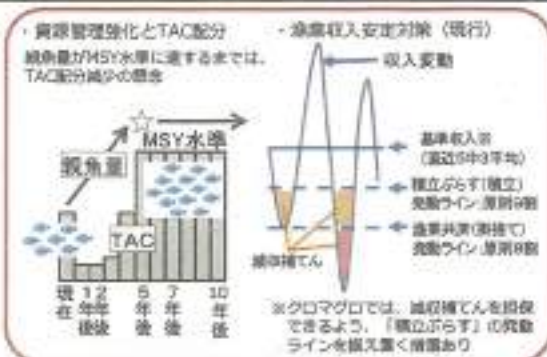
現状と課題 2 TAC対象魚種や導入スケジュールの早期提示等

- ・TAC対象魚種を漁獲量ベースで6割→8割に拡大予定
- ・資源評価対象魚種を50種→200種(R5年)に拡大予定
- ・新たなTAC対象魚種や導入スケジュールが未定のため、漁業者は不安
- ・都道府県の知見をTAC対象種の選定に活用するとともに、データ収集体制整備の予算確保が必要



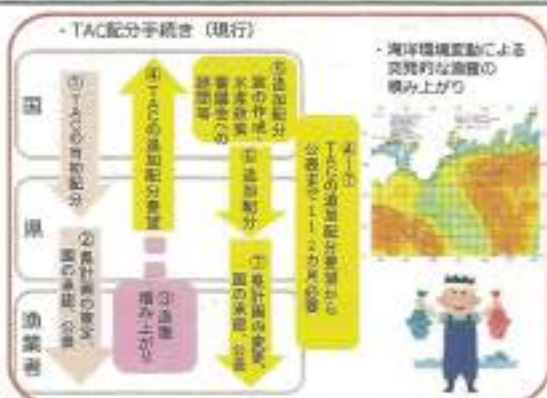
現状と課題 3 新たな資源管理措置の推進に必要な予算の十分な確保

- ・資源管理の強化や対象魚種の拡大に伴い、長期間にわたり漁業経営に影響を与えるおそれ
- ・資源管理に取り組む漁業者の経営安定に向け、減収対応が必要



現状と課題 4 漁獲実態に即応できるTAC配分の仕組みづくり

- ・海洋環境の変動等により、本県のサバ類など局所的に漁獲が積みあがる事例あり
- ・TACの追加配分には1~2カ月を要しており、消化率向上のさまたげ
- ・都道府県の漁獲実態に即応できる運用改善が必要



- 1 漁業関係者が納得して資源管理に取り組めるよう、TAC対象魚種については、資源管理方針の策定時だけでなく、資源管理の達成状況や漁獲シナリオの妥当性、資源管理が漁業経営に及ぼす影響等について、漁業者および都道府県と国が意見交換を行う検討会を制度化し、毎年開催するなど、漁業者や都道府県の意見を集約し、制度の設計や運用に反映させる仕組みづくりを進めること。
- 2 漁業関係者が余裕をもって資源管理に取り組めるよう、TAC対象魚種の導入スケジュールを早急に提示するとともに、導入については都道府県の意見を十分に聴くこと。また、国と都道府県のデータ連携基盤構築のため、漁業・海洋データの収集体制の整備に向けた予算を十分に確保すること。
- 3 漁業関係者が安心して資源管理に取り組めるよう、漁業者の減収の継続にも対応できる、漁業収入安定対策等の拡充や予算の十分な確保を図ること。
- 4 漁業関係者の収入機会が増えるよう、TACの消化率向上と有効利用に向け、国における十分なTAC確保分の確保や、都道府県へのTACの追加配分手続きの簡素化とスピードアップ等により、都道府県の漁獲実態に即応できるTAC配分の仕組みづくりを行うこと。

【農林水産部】

19 地方へのインバウンド誘致に向けた取組の推進

(国土交通省、観光庁)

【要望項目】 制度・予算

- 1 地方における訪日外国人旅行者等の移動の利便性向上を図り、周遊・滞在型観光をさらに促進するため、新たなモビリティサービス（MaaS）の実用化に向けた財政支援を継続すること。
- 2 観光地における「まちあるき」の満足度向上のための財政支援制度を継続すること。また、国際観光旅客税について、地方における受入環境整備の財源として積極的に活用できるよう、補助対象地域の指定要件を拡大すること。
- 3 個々の宿泊施設における経営改革の取組を地域（観光地）会体の生産性向上につなげるため、「宿泊施設の生産性向上推進事業」を継続するとともに、ビジネスモデル構築に向けたアドバイザー派遣など、準備段階における経費についても支援対象とすること。

《現状・課題等》

- 1 本県志摩市では、今年度、訪日外国人旅行者の周遊型の向上による滞在型観光の促進と地域住民の利便性向上を図るため、交通事業者、宿泊事業者、観光施設等が連携し、国の支援制度を活用しながら、オンデマンドバスなど新たな二次交通サービスの提供や専用アプリの開発など、「志摩 MaaS」の実用化に向けた実証実験を行っています。
「国内外から選ばれ続ける観光地」をめざし、令和7（2025）年の大阪・関西万博の開催や令和9（2027）年のリニア中央新幹線（東京〜名古屋間）の開業といった大きな誘客チャンスを見逃さないよう、今後、志摩市での取組を「伊勢志摩地域」や「関西圏・中部圏」へと広域展開していく必要があります。
- 2 本県では、インバウンドの個人旅行者（FIT）が気軽に旅行できる環境を整備・充実するため、今年度、志摩市において、DMOや観光事業者等が連携し、国の支援制度を活用しながら、AIチャットボットの導入による観光案内の強化や多言語案内表示の整備など、「まちあるき環境」の整備を行っています。
今後も引き続き、志摩 MaaS との連携のもと、「スマートフォンでストレスフリーに旅行できる伊勢志摩」の実現をめざし、広域展開に向けた案内機能のブラッシュアップなどに取り組む必要があります。
また、国においては、地方へのインバウンド誘致のさらなる促進のため、「まちあるき」の満足度向上など、国際観光旅客税を財源とした支援制度を地方が幅広く活用できるよう、柔軟な制度運用に向けた対応が望まれます。

3. 本市では、宿泊業の働き方改革を支援するため、宿泊施設の経営者を対象とした業務改革や人材マネジメント等のノウハウ習得の場の提供や、各セクションのリーダー層を対象としたリーダーシップスキル強化、従業員のモチベーションアップなどをテーマにした研修会等を行っています。

これらの共の取組を契機として、宿泊施設の生産性向上に向けた地域（観光地）単位の取組の気運が高まっており、今後、地域における宿泊施設等の連携によるビジネスモデル構築に向け、課題整理や仕組みの検討など、準備段階の取組も含めて支援していく必要があります。

事務担当 雇用経済部観光局観光政策課
関係法令等 外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律、道路運送法

19 地方へのインバウンド誘致に向けた取組の推進

(国土交通省、観光庁)

県の取組 (令和元年度)

◆「志摩MaaS」の推進【実証実験】

回遊性の向上等による滞在型観光の促進 / 地域住民の利便性向上

●実証実験 第1弾(10月1日から実施中)

○新たな二次交通サービスの提供による「ニーズ把握」と「システム検証」

- ・オンデマンドバス (橋方駅～嶺山展望台など)
- ・相乗りオンデマンドタクシー (志摩市内の指定乗降ポイント: 約35か所)
- ・あご湾マリンキャブ (乗船場用13か所)
- ・ホテル送迎バス (指定ホテル宿泊で、主要駅経由の無料送迎/SA利用可)



あご湾マリンキャブ

●実証実験 第2弾(1月9日スタート)

- オンデマンド交通の検索・予約・決済が可能
「志摩MaaS」専用アプリの開発と運用に向けた実験
- 「鉄道デジタルフリーバス」や着地型旅行商品の発売



◆志摩市における「まちあるき環境」の整備

個人旅行者 (FIT) がストレスフリーに旅行できる環境整備

○「外国人観光案内所の整備・改良」

- ・AIチャットボットの導入による観光案内強化

- ・非常用電源機器の整備

※志摩市の観光案内所の機能強化

(「カテゴリー1」から「カテゴリー2」にレベルアップ)

AIチャットボットを活用した
初めての事例

○「多言語観光案内表示の一体的整備」

- ・Mapを含めた情報掲載用デジタルサイネージの新設
- ・観光案内板の増設



サイクリングを楽しむ旅行者

★「二次交通」と「観光案内」の両輪で滞在型観光を促進 【スマホ1つでストレスフリーな旅行を実現】

今後の展望

国内外から選ばれ続ける観光地へ

「志摩MaaS」の広域展開

- 2020年度 “伊勢志摩地域”へ拡大
- 2021年度以降 “関西圏・中部圏”へ拡大

「滞在・周遊型観光」の一層の促進

<誘客のビッグチャンスを見逃さない>

- 2025年 大阪・関西万博
- 2027年 リニア中央新幹線 (東京～名古屋)開業 など

インバウンド誘致のための地方支援

◆MaaSの実用化

- ・実証実験結果の検証をふまえ、伊勢志摩地域へのMaaSエリア拡大、サービス充実に向けた取組を継続的に支援

◆まちあるき環境整備

- ・「まちあるき」環境整備のための支援の継続

地方における「まちあるき」満足度のさらなる向上のために。

●「国際観光旅客税」財源充当事業補助対象地域(指定要件)

三重県内の指定市町
17市町/28市町

現在、以下を含む地域が指定されている。

- 訪日外国人旅行者の評価が概に高い観光地
- 重要な文化財や国立公園が所在する地域
- 国際的なイベント・会議の開催等により、訪日外国人旅行者の来訪が多く見込まれる観光地

・指定要件を拡大し、地方における受入環境整備を支援

【要望項目】

- 1 地方における訪日外国人旅行者等の移動の利便性向上を図り、周遊・滞在型観光をさらに促進するため、新たなモビリティサービス (MaaS) の実用化に向けた財政支援を継続すること。
- 2 観光地における「まちあるき」の満足度向上のための財政支援制度を継続すること。また、国際観光旅客税について、地方における受入環境整備の財源として積極的に活用できるよう、補助対象地域の指定要件を拡大すること。

【雇用経済部】

19 地方へのインバウンド誘致に向けた取組の推進

(国土交通省、観光庁)

現状と課題

○インバウンドの現状

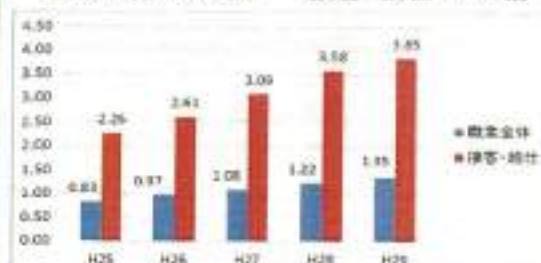
- ・外国人旅行者が増加している
- ・宿泊者や旅行者のニーズが多様化している

一方、宿泊施設の状況は

○宿泊業の人手不足が深刻

有効求人倍率の推移(全国値)

職業全体 1.35倍 接客・給仕 3.85倍



出典：一般職業紹介状況(平成29年 厚生労働省)

○離職率が高い

離職率(全国値)・・・産業別で最多

職業全体 14.9% 宿泊業等 30.0%

出典：雇用状況調査(平成30年 厚生労働省)

○宿泊業従業員満足度が低い

業種別従業員満足度

「旅館、ホテル、旅行等」44位(47業種中)

出典：「待遇面の満足度」業種別ランキング(2014) Workers

県の取組

宿泊施設の経営力向上

従業員満足度向上

に向けて、

○平成29年度

旅行ルートライフスタイルが、三重県を舞台実験の場として、持続可能な宿経営の実現に向けた研修プログラムを開発。

○平成30年3月29日

旅行ルートライフスタイルと三重県が「宿泊業の働き方改革」に関する連携協定を締結。



◆個々の宿泊施設を対象とした研修を実施し、結果を広く共有

◆平成30年度

- ・県内宿泊施設の「経営者」を対象とした研修の実施。
- ・成果発表会を開催し、研修結果を発表、共有。



- ・自発的な職場改善のきっかけづくり
- ・従業員の成長意欲を高める人材マネジメント
- ・宿泊施設の現場推進力の強化 など

◆令和元年度

- ・県内宿泊施設の「次世代リーダー層」を対象とした研修の実施。
- ・成果発表会を開催し、研修結果を発表、共有。



- ・モチベーションアップ
- ・宿泊業を支える現場推進リーダー層の育成 など

宿泊施設の経営改革に向けた取組

さらなる取組展開

宿泊施設の生産性向上のために必要な支援

<県の取組を契機として>

宿泊施設の生産性向上に向け、「地域単位」での面的な取組の気運が高まっている。

「宿泊施設の生産性向上推進事業」を活用し、合理化や付加価値の向上に向けた取組にチャレンジしたいという地域が出てきている。

◆地域(観光地)における生産性向上の取組を支援

「宿泊施設等の連携によるビジネスモデルの構築」

(例)送迎バスの共同運行、商品開発のための共同研究 等

◆「宿泊施設の生産性向上推進事業」について、

ビジネスモデル構築に向けた課題整理や仕組みの検討など、「準備段階」における取組も支援対象に。

(例)アドバイザー派遣に係る経費 等

【要望項目】

- 3 個々の宿泊施設における経営改革の取組を地域(観光地)全体の生産性向上につなげるため、「宿泊施設の生産性向上推進事業」を継続するとともに、ビジネスモデル構築に向けたアドバイザー派遣など、準備段階における経費についても支援対象とすること。

20 リニア中央新幹線の早期全線開業および地方のリニアインパクト最大化への支援強化

(国土交通省)

【要望項目】制度・予算

リニア中央新幹線の開業によって形成されるスーパー・メガリージョンの波及効果を地方再生の起爆剤とするため、一日も早い全線開業とリニアインパクトの最大化に向けた支援策を講じること。

- 1 リニア中央新幹線の名古屋・大阪間整備について、ルート・駅位置の早期確定に向け、沿線自治体等とも積極的に連携すること。
また、一日も早い着工・全線開業を実現させるため、東京・名古屋間の2027年開業に遅れることなく、工事等が着実に進められるようスピード感をもって連携・調整するとともに、名古屋・大阪間の円滑な事業実施のため、各種行政手続きの簡素化など、事業者や地方自治体が求める対応策をあらかじめ講じておくための体制づくりを関係省庁連携のもと進めること。
- 2 新大阪駅におけるリニア整備事業と北陸新幹線整備事業等との連携を密にし、効率的に環境アセスメントなどの事前準備を進めて早期のリニア全線開業につなげること。
- 3 リニア中間駅を核とした、在来線や道路網の整備による広域交通ネットワークの構築や駅周辺のまちづくりの整備など、地方におけるリニアインパクトの最大化に必要な取組を進めるための支援策を検討すること。

《現状・課題等》

- 1 リニア中央新幹線の一日も早い全線開業のためには、まずは、東京・名古屋間について着実に事業を進め、早期整備を図るのはもちろんのこと、その後の名古屋・大阪間についてもルート・駅位置を速やかに確めて事業に着手するとともに、効率的に工事等を進めて円滑な開業につなげていくことが重要と考えられており、奈良県、大阪府とも連携して京東海への働きかけを進めているところです。
国においても、「骨太の方針 2019」において「建設主体が全線の駅・ルートの公表に向けた準備を進められるよう、必要な連携、協力をを行う」との方針を示しており、沿線自治体等とも連携してこれらの取組を進め、公表の早期実現を図る必要があります。
また、現在の東京・名古屋間の建設工事等についても、2027年の開業予定に遅れることなく、着実に進められるよう、国においても、必要な連携、調整を積極的に行うとともに、早期整備のために必要な手続きを円滑に進めるなど、リニア中央新幹線の工期短縮に資する方策を講じるための体制を関係省庁で構築し、リニア整備事業を担う事業者や地方自治体を支援することが必要です。
- 2 リニア中央新幹線の早期全線開業の鍵を握る新大塚駅事業について、「骨太の方針 2019」において「新大阪駅におけるリニア中央新幹線と北陸新幹線等との結節機能の強化などによる新幹線ネットワークの充実を図る」方針が示されたこと、また、将来の新大阪駅整備に向けた構想の検討が行われていることなどをふまえ、リニア中央新幹線と北陸新幹線の環境アセスメントの実施時期を合わせて相互連携を図るなど、新大塚駅関連事業を効率化し、整備効果を高めるための事業者間調整を急ぐ必要があります。
- 3 リニア中央新幹線の全線開業により、東京圏、中部圏、関西圏の3大都市圏が一体化したスーパー・メガリージョンが形成され、リニア沿線となる本県においても集客交流、産業振興などによる魅力ある地域づくりが進むという波及効果が期待されることから、名古屋・大阪間のルートおよび駅位置の確定を見据え、早い段階からリニア中間駅を核とした地域づくりに取り組む必要があります。
特に地方においては、リニア中間駅への在来線の接続や道路網の整備などによるリニア駅を核とした交通ネットワーク網の整備と、駅周辺の開発や魅力あるまちづくりが重要な要素となることから、これらリニアインパクトを最大化させ、地方創生に資する取組への国の重点的な支援がルートおよび駅位置の確定と同時に行われるよう、早い段階から地方への有効な支援策を検討しておくことが必要です。

専 務 担 当 地域連携部交通政策課
課 長 法 令 等 全国新幹線鉄道整備法等

20 リニア中央新幹線の早期全線開業および地方のリニアインパクト最大化への支援強化

(国土交通省)

【現状】

国においては、2016年8月にリニア中央新幹線の全線開業を最大8年間前倒しするため、財政投融資の手法を活用することを閣議決定しました。また、2019年の骨太の方針においても、名古屋・大阪間の駅とルート公表に向けて必要な連携・協力や、新大阪駅におけるリニア中央新幹線と北陸新幹線等との結節機能の強化等による新幹線ネットワークの充実を図る方針を示しています。

さらに、地方創生回廊中央駅構想の検討が開始されるとともに、スーパー・メガリージョン構想検討会においては、最終とりまとめが公表されました。

【課題】

リニア中央新幹線の早期全線開業のためには、東京・名古屋間の2027年開業に遅れることなく着実に進められるよう国においても必要な連携・調整を積極的に行うとともに、名古屋・大阪間とりわけ新大阪駅の早期の事業着手、円滑な実施に向けた準備や体制づくりを沿線自治体や関係事業者等と連携しながら進めることが必要です。また、全線開業に伴い形成されるスーパー・メガリージョンの波及効果を広く行き渡らせて最大化するためには、名古屋・大阪間のルート・駅位置を早期に確定し、リニア駅を核とした広域交通ネットワークの構築や駅周辺のまちづくり等に速やかに取り組んで地方創生を図ることが重要です。

リニア中央新幹線の早期全線開業の実現に向けた三重県の取組

2016年6月には、三重県知事、奈良県知事、大阪府副知事が安倍総理にリニア中央新幹線の早期全線開業の実現を要望。開業予定時期の最大8年前倒しが決定！

JR東海は、東京・名古屋間開業後、連続して名古屋・大阪間着工の方針



リニア中央新幹線をはじめとする地方創生回廊中央駅構想（新大阪駅）



2019.7.2 リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会総会



リニア中央新幹線の早期全線開業の実現に、東京・名古屋間の2027年開業は待たなし！

【要望項目】

リニア中央新幹線の開業によって形成されるスーパー・メガリージョンの波及効果を地方再生の起爆剤とするため、一日も早い全線開業とリニアインパクトの最大化に向けた支援策を講じること。

- 1 リニア中央新幹線の名古屋・大阪間整備について、ルート・駅位置の早期確定に向け、沿線自治体等とも積極的に連携すること。また、一日も早い着工・全線開業を実現させるため、東京・名古屋間の2027年開業に遅れることなく、工事等が着実に進められるようスピード感をもって連携・調整するとともに、名古屋・大阪間の円滑な事業実施のため、各種行政手続きの簡素化など、事業者や地方自治体が求める対応策をあらかじめ講じておくための体制づくりを関係省庁連携のもと進めること。
- 2 新大阪駅におけるリニア整備事業と北陸新幹線整備事業等との連携を密にし、効率的に環境アセスメントなどの事前準備を進めて早期のリニア全線開業につなげること。
- 3 リニア中間駅を核とした、在来線や道路網の整備による広域交通ネットワークの構築や駅周辺のまちづくりの整備など、地方におけるリニアインパクトの最大化に必要な取組を進めるための支援策を検討すること。

【地域連携部】

21 地方創生の取組に向けた支援

(内閣官房、内閣府)

【要望項目】 気度・予算

- 1 第二期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第二期総合戦略」という。）の策定・推進にあたっては、地方部と大都市部は互いに連携・補完して、ともに輝き、まち・ひと・しごとの好循環の確立をめざすものであることを、共通の認識とするよう改めて明確化すること。
- 2 5Gをはじめとする Society5.0 の実現に向けた技術の活用は、人手不足や生産性向上など地方創生に深く関わる課題の解決に必須であることから、第二期総合戦略の最重要の柱と位置付けるとともに、一気に、特に地方部での整備が進むよう、具体的な支援策を講ずること。
- 3 「まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版）」について、毎年度の取組の成果と課題や、これをふまえた改善の方向等を定期的に共有し、国と地方が問題意識を共有して互いの戦略を着実に推進していくため、国と地方の協議の場として「地方創生分科会（仮称）」を設置するなど、定期的に協議する機会を設けること。
- 4 関係人口の拡大に向け、地域と人材をつなぐマッチング・コーディネート機能の強化、地域の中小企業が外部人材を受け入れやすくするための副業・兼業の促進等を推進すること。
- 5 「心援村 OHEER-MURA」は、世界的なスポーツ大会が開催されることを契機として、地方においても、スポーツの競技場に行かなくとも躍動感を共有することができるような集いの場を作るなど、官民の方を結集して地方創生に取り組むものであり、世界初の取組として先駆性も有している。実施主体は地方自治体や企業等が参画する実行委員会であるが、その活動経費を地方創生推進交付金の対象とするなど支援すること。
- 6 地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を行うとともに、これまでの地方創生の取組の成果をふまえた、第二期における地方創生推進交付金の拡充を行うこと。

《現状・課題等》

- 1 地方創生は、地方に在住、働きたい人々の生活を支えるための施策を実現するものであるとともに、今後とも我が国の成長のエンジンとしての役割を担う東京圏を代表される大都市圏の活力の維持・向上を図るため、過密化等を抑制し、快適かつ安全・安心な環境を実現しようとするものであり、地方部と大都市部がより魅力ある日本を創出する「地方創生は日本創生」といえます。第二期総合戦略の策定・推進にあたっては、地方部と大都市部は互いに連携・補完し、ともに輝き、まち・ひと・しごとの好循環の確立をめざすものであることを、共通の認識とするよう改めて明確化することが必要です。
- 2 第二期総合戦略の取組の結果、多くの自治体等で労働力不足が顕著化して1世帯あたり、完全失業率を低下するなど、雇用環境の改善が続いていますが、一方、我が国の人材減少・少子高齢化は依然、深刻な状況であり、今後数十年間は人口減少が懸念されるため、地域づくり、関係づくりを進める上では、これに対応した社会システムを再構築することが不可欠となっています。
- 3 5Gをはじめとする Society5.0 の実現に向けた技術の活用は、人手不足や生産性向上など地方創生に深く関わる課題の解決に必須であることから、これを第二期総合戦略の最重要の柱と位置付けるとともに、一気に、特に地方部での整備が進むよう、具体的な支援策を講ずること。

ことが必要です。特に、ももへの対応は、地方を合わせた中で早期にターゲットが開始されるとともに、離島や中山間地域など炎性平利地域における草刈草・草刈機等の通信経路の整備が陸域に優先され、離島部は種別部の基盤整備に留意が求められるよう、今後の施策を講ずる必要があります。

3. 地方創生の担担にあたっては、これまで民間と地方との意見交換の場が設けられており、また、第一回総合戦略策定にあたっては適宜、議員会の場を設定していたという状況（まち・ひと・しごと創生戦略（地方版）において、他の都道府県の講師や成果を共有する場として）は適宜の場面で議論を挙げています。相互の間で定期的な意見交換や情報交換を行う機会があることが望ましいです。今後、国と地方が相互の戦略を前向きに進めていくには、まず、地方創生分科会（仮称）を創設し、問題意識の共有や定期的な情報提供を図ることが必要です。

4. 関係人口の増加は、人口不足などさまざまな課題を克服するものによって有意義なだけでなく、これを通じた自己実現やビジネスチャンスの拡大など、当事者のメリットももたらす重要なものがあります。このため、関係人口の拡大に向け、地域と人材をつなぐマッチング・コーディネーター機能の強化、地域の中核企業が外国人材を受け入れやすくするための施策・施策の促進等を推進することが必要です。

5. 志援村では、世界各国から超一流のアスリートが集う2020年に開催予定のオリンピックの開催地の中で定額できるブティックプログラムとして、「志援村（COEN）（CURA）を全国各地（仮称）箇所に設置し、国内外の観光客や地域住民が異なる場所とし、未来にレガシーを残すことを目的とするものです。志援村では、主に、地域的飲食、物産、スポーツ体験、ワークショッププログラムなどを行い、地域住民だけではなく、観光客にも対応するおもてなしの提供、雇用の確保、地域経済活性化に寄与が望まれます。

志援村の策定主体は、都道府県、市町村などの自治体と企業等が参加する組織である全国志援村実行委員会と、各自治体の中心力の設置を担う各自治体ごとに組織された志援村実行委員会をなっています。

このように、志援村は、スポーツを契機として地域の活性化を図る、官民力を結集して地方創生に取り組むものであり、世界初の挑戦として先進性も有しています。今後その活動を全国各地で幅広く活発に行っていくため、自治体や企業等が参加する実行委員会を策定主体とする活動経費を地方創生推進交付金の対象とするための支援が必要で、

6. 地方創生の実現に向け、地方がその実現に不可欠な長期的取組を継続的に実施していくためには、「まち・ひと・しごと創生事業費」の財源・組織が必要であり、また、地方創生推進交付金をはじめとする地方創生関連予算については、第一期の取組の決行を促すため、第二期における新たな財源に基づく取組を進めるため、研究が必要で、

地方創生促進税制（企業版ふるさと納税）の活用については、中小企業版が中心に活用されるよう推進すると、制度の創設、税の賦課効果の拡大、並びに地方創生推進交付金以外の補助金等の活用と既存の草刈草業への対象拡大、地域自治体計画策定の継続性についての政策的な顕示生時の更なる運用取組が必要で、

地方創生推進交付金については、交付金額の上昇と案の減額、かつ、中間報告や評価期間の延長の見直し、地方創生の実行に資する特定の個人、企業への交付金についても対象経費として認めるといった見直し、また、創設制度事業については、年度末までの事業期間を確保することが可能となるよう事業者への支払時期を前倒しなど運用の改善を図ることが必要で、

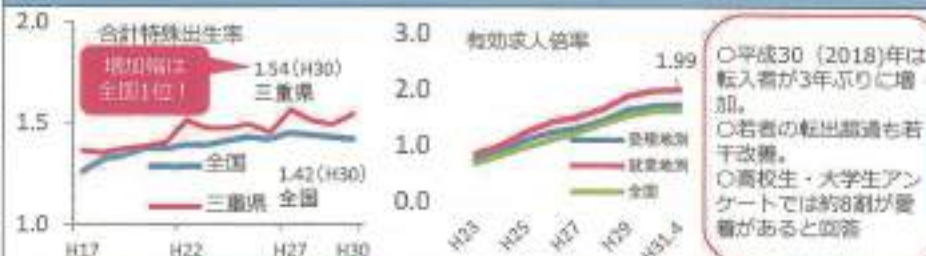
地方創生促進税制（企業版ふるさと納税）については、引き続き、対象企業を限定せず、地方創生に資するもの全般を対象とし、また、課税年における事業者への納付も可能となるよう制度設計での留意点を踏まえ、課税年における納付の準備の導入等、交付対象となる事業期間の拡大を図ることが必要で、

担当課名 税制企画部税務企画課 企画課
関係法令等 まち・ひと・しごと創生法

21 地方創生の取組に向けた支援 ①

(内閣官房、内閣府)

■1 第二期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあたって



○平成30(2018)年は転入者が3年ぶりに増加。
○若者の転出超過も若干改善。
○高校生・大学生アンケートでは約8割が愛着があると回答

＜第一期総合戦略で残った課題＞
◆転出超過は2年連続で4,000人超。うち約6割が15歳から29歳の若者
◆仕事と子育てが両立できる環境の拡充

- 地方創生の取組を通じて住みよい環境の確保と質の高い、豊かな生活・就労・結婚・子育てなどの希望の実現を!
 - 「活力ある働く場づくり」「未来を拓く人づくり」「希望がかなう少子化対策」「魅力あふれる地域づくり」の4つの対策で多角的に推進
 - 地方部と都市部が互いに連携・補完しまち・ひと・しごとの好循環を図る
- 地方創生は日本創生!



■2 5GをはじめとするSociety5.0の表現に向けた技術の活用

＜第一期総合戦略で残った課題＞
◆人口減少への対応に向け未来技術の活用が必要

- Society5.0の実現に向けた技術の活用による人手不足の解消や生産性向上
 - 一気に、特に地方部での整備が重要
- 成果を都市部へ



(出典: 経済産業省製造業用ウェブサイト <http://www.meti.go.jp/maas/rules.html>)

■3 地方と国との意見交換

地方の総合戦略の課題・成案について、国との情報共有・意見交換の場が必要



「地方創生分科会(仮称)」を設置し国と地方が相互の戦略を確認しつつ着実に地方創生を推進

国と地方は
ワンチーム!
地方創生は
日本創生!



要望項目

- 第二期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「第二期総合戦略」という。)の策定・推進にあたっては、地方部と大都市部は互いに連携・補完して、ともに輝き、まち・ひと・しごとの好循環の確立をめざすものであることを、共通の認識とするよう改めて明確化すること。
- 5GをはじめとするSociety5.0の実現に向けた技術の活用は、人手不足や生産性向上など地方創生に深く関わる課題の解決に必須であることから、第二期総合戦略の最重要の柱と位置づけるとともに、一気に、特に地方部での整備が進むよう、具体的な支援策を講じること。
- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(地方版)について、毎年度の取組の成果と課題や、これをふまえた改善の方向等を定期的に共有し、国と地方が問題意識を共有して互いの戦略を着実に推進していくため、国と地方の協議の場として「地方創生分科会(仮称)」を設置するなど、定期的に協議する機会を設けること。

【戦略企画部】

21 地方創生の取組に向けた支援 ②

(内閣官房、内閣府)

■4 関係人口の拡大

<第一期総合戦略で残った課題>

◆地方の高齢化による担い手不足

転入者数も3年ぶりに増加



三重県南部地域の過疎高齢化などの課題に対処するため、平成30年(2018)年度、明治時代に実在した「度会集(わたらいけん)」をバーチャル上に復活させ、地域や地域の人びとと多様に開く度会集民を募集し、さまざまな活動を実施



関係人口と地域の協創により、南部地域の活性化を図るため、関係人口から活動人口へステップアップ。さらに、Uターン拡大に

明治150年度会集の復活

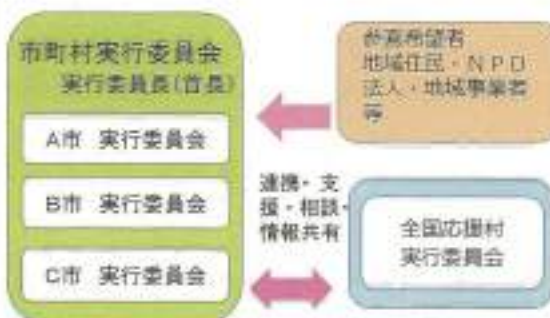
■5 応援村OUEN-MURAへの支援

企業と地方自治体が参画する実行委員会形式の応援村の取組は、現行制度上は地方創生推進交付金の対象外



出典:「応援村 OUEN-MURA」ガイドライン(全国応援村実行委員会) 2019年8月27日

◇役割分担イメージ(第Ⅱ類型)



雇用創出、地域経済活性化に資する応援村の取組で、官民の力を結集して地方創生を推進

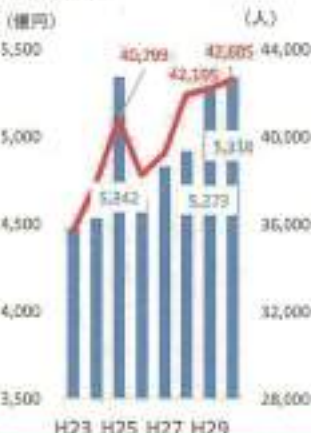
■6 地方創生推進交付金制度等の制度拡充

<第一期総合戦略で残った課題>

◆今後も地方創生の取組を進めるためには、制度の拡充が必要

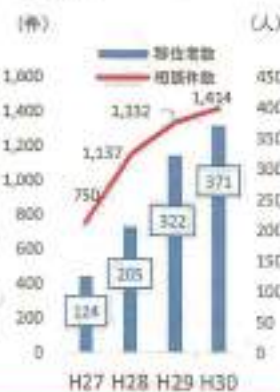
観光消費額と観光入込客数増加!

(観光の産業化による雇用の創出事業)



県と市町の施策を利用した県外からの移住者数増加!

(若者の県内定着と移住の促進事業)



制度の活用が促進されれば、地方創生の取組がさらに推進

要望項目

- 4 関係人口の拡大に向け、地域と人材をつなぐマッチング・コーディネート機能の強化、地域の中小企業が外部人材を受け入れやすくするための副業・兼業の促進等を推進すること。
- 5 「応援村 OUEN-MURA」は、世界的なスポーツ大会が開催されることを契機として、地方においても、スポーツの競技場に行かなくとも躍動感を共有することができるような集いの場を作るなど、官民の力を結集して地方創生に取り組むものであり、世界初の取組として先駆性も有している。実施主体は地方自治体や企業等が参画する実行委員会であるが、その活動経費を地方創生推進交付金の対象とするなど支援すること。
- 6 地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を行うとともに、これまでの地方創生の取組の成果をふまえた第二期における地方創生推進交付金の拡充を行うこと。

【戦略企画部】

22 大規模大会の終了後における地域スポーツの推進

(内閣官房、スポーツ庁)

【要望項目】 無償・予算

東京 2020 大会など大規模スポーツ大会を契機として、大会の盛り上がり全国各地で持続させるとともに、大会後の地方における競技スポーツと地域スポーツの融合・好循環の創出により、次世代を担う子どもたちを含む全ての人々がスポーツに参画し、その価値を共有し、スポーツを通じた元気な地域づくりを進めていくため、次の措置を講じること。

- 1 東京 2020 大会で活躍した選手が全国各地のスポーツイベントのほか、小・中・高・特別支援学校（部活動も含む）や総合型地域スポーツクラブなどさまざまな地域スポーツ活動の場を巡回し、相互連携を進めることにより、選手の活躍の場が確保されるとともに、競技スポーツと地域スポーツの融合・好循環が図られるようなプラットフォームを構築すること。また、そのための財政措置を講じること。
- 2 東京 2020 大会など国際大会で活躍した選手が、競技生活を終えた後も指導者等として地域社会に定着し、競技スポーツと地域スポーツを担っていくためのキャリア形成を、地域全体で支えるための支援策を講じること。
- 3 東京 2020 大会のホストタウンの取組により全国各地で生まれた交流が大会後も長く続き、グローバル人材の育成が進むよう、現行の財政支援制度を継続・拡充すること。
- 4 東京 2020 大会で盛り上がったスポーツへの関心を、翌年開催の第 76 回国民体育大会および第 21 回全国障害者スポーツ大会につなげるとともに、両大会の開催を通じて得られた経験や知識、人材等を地域のスポーツ振興に生かすため、両大会に係る財政措置を拡充すること。

《現状・課題等》

東京 2020 大会など大規模スポーツ大会の開催にあたっては、その成功はもろもろのこと、大会の盛り上がりやスポーツへの関心を長く持続させるとともに、大会を契機として、次世代を担う子どもたちを含む全ての人々がよりよい環境でスポーツに取り組むことにより、スポーツを通じた活性化が実現することが最も重要で、

国では、東京 2020 大会に向けて取り組むべきアクションや大会後に創出すべきインガシーについて検討がなされていますが、大会で盛り上がった機運やスポーツへの関心を全国各地で持続させ、各地域が活性化していくための具体的な支援策については明確になっていません。また、スポーツへのニーズの多様化や、少子化により教員・児童生徒数が減少し、従前と同様の部活動を維持していくことが難しくなる中、子どもたちが個々のニーズや各学校・地域の実情に応じて積極的にスポーツに参画するための支援策も確立されていません。

本県では平成29（2017）年から令和3（2021）年までの5年間を「地方のスポーツイヤー」と位置付け、この間に開催される大規模大会を通じて「スポーツを通じた地域活性化」をめざすこととしていますが、大会終了後の「上乗のスポーツの姿」をどのように描き、スポーツを通じてどのような地域社会をめざしていくかということが重要な課題であると考えています。

これらの課題を解決するためには、東京2020大会等の大規模大会で活躍した全国のトップアスリートがそれぞれの地域社会において定着・活躍する場を確保し、各地の競技スポーツと地域スポーツの融合・好循環を促進することにより、スポーツを通じた地域活性化をめざしていくことが重要であり、そのための国の制度創設や財政措置が求められます。

- 1 県のスポーツ基本計画において、成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率が3人に2人（66%程度）となることを目標とされていることなどをふまえ、本県でも平成27（2015）年に制定したスポーツ推進条例に基づく推進計画において、65%を目標として取り組んでいます。

しかしながら、特に女性やビジネスパーソンなど、積極的に運動・スポーツをする環境が十分整っていない層の実施率が低いことが全国的な共通課題となっており、本県でも歩みや散歩や階段の利用など、積極的に体を動かすことも運動に含まれる、という点を意識した啓発などに取り組んでいます。実施率の改善に向けたさらなる工夫が急務となっています。

実施率の向上により、「見る」「みる」「支える」といったスポーツに参画する人が拡大し、地域スポーツの振興が図られるだけでなく、市民の健康増進や一体感醸成、絆づくりにつながるものと考えられます。そのためには、各地方独自の取組に加えて、東京2020大会で活躍した選手が全国カテゴリーイベントのほか、小・中・高・特別支援学校（部活動を含む）や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団など地域スポーツ活動の場を運営し、相互連携を図ることが重要で、そして、そのことにより選手の活躍の場が確保されるとともに競技スポーツと地域スポーツの融合・好循環が創出され、次世代を担う子どもたちも含めた全ての住民が積極的にスポーツに参画できるような、プラットフォームの整備と財政支援措置が必要です。

- 2 本県では、東京2020大会で活躍できる人材の輩出および翌年開催の三冠と日本の団体での大島杯獲得をめざすとともに、その後も地域において定着・活躍できる優秀な指導者を養成するため、全国でも先進的な取組である「チームみえ・コーチアカデミーセンター事業」を平成30（2018）年度から実施しています。

現役を退いたアスリートが、将来の要する指導者として地域の競技スポーツをけん引していくためには、ナショナルコーチアカデミー（NAC）で輩出される代表コーチのような質の高い指導者を地域でも養成できる仕組みが、国の指導・支援により全国各所に広がっていくことが必要です。

また、後者が地域において定着・活躍するためには、指導者養成システムの充実に加え、企業等による長期的・安定的な受け皿が必要不可欠ですが、地方においては、酒造業資金により選手をサポートできる大会費はごくわずかです。

オリンピック大会で活躍した選手が、引き続き地域の競技スポーツと地域スポーツの指導的立場となって学校部活動や地域スポーツ活動と連携し、スポーツを通じた地域活性化に貢献できるような、充実したキャリア形成の促進が重要です。そして、それを進めていくためには、地元企業等が積極的にその受け皿となり、地方自治体も含めた地域全体で選手を支えていくような財政支援制度が必要です。

- 3 東京 2020 大会に向けて、各地方自治体がホストタウン制度により参加国との交流を取り組んでおり、本県においても伊勢志摩リゾートで新たな関係ができたカナダとの交流を中心に取り組んでいます。また、ホストタウンの取組を定める上で重要となる事前キャンプ誘致についても、カナダ（体操、アーケロスマイクスイミング、レスリング）、英国（バドミントン）、フランス（バドミントン）、スペイン（女子・バドミントン）の本県におけるキャンプ実施が決まっています。

ホストタウン制度は、東京 2020 大会を通じた人材育成や地域活性化の観点から非常に有効な取組ですが、最も重要な点として交流を一過性のものとしず、長く続けることです。

大会を通じて全国各地で生まれた交流を長く継続させることにより、日本と参加国の双方において世界を舞台に活躍するグローバル人材が育まれるとともに、交流を通じた地域活性化が実現するものと考えられます。そのためには、現行の財政支援制度が大会終了後も継続され、新たな交流支援制度として採択される必要があります。

- 4 本県では、東京 2020 大会の翌年に開催される「選手と市民の国体・三重とこわか大会」の準備を進めており、東京 2020 大会の事前キャンプでの交流および聖火リレーの取組などで培った経験や、東京 2020 大会で整備した競技用品の使用などを有形無形のレガシーとして受け継ぎ、三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功につなげたいと考えています。

もとより、国民体育大会や全国障害者スポーツ大会の開催都道府県や関係市町村では、大会運営、競技環境の養成や施設整備などに大きな財政負担が生じており、本県においても経費節減に向けて、前例にとらわれず、真に必要な取組がどうかを十分精査しているところですが、其からの十分な財政措置が必要不可欠であることに変わりはありません。

国民体育大会の規模が年々大きくなっていることや、三重とこわか大会から導入されるボッチャ競技の運営に多くの人的負担が必要となることなども鑑み、東京 2020 大会で高まったスポーツへの関心を次世代へつなぐためにも、本県および後継県への財政支援措置が必要です。

事務担当 地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会室 総務企画課、スポーツ推進課、競技力向上対策課
関係法令等 スポーツ基本法

22 大規模大会の終了後における地域スポーツの推進

(内閣官房、スポーツ庁)

【現状と課題】

東京2020大会や国体・全国障害者スポーツ大会などの大規模大会は、それらの成功はもとより、その後の人材育成や地域活性化につなげることが重要です。そのためには、大会で活躍したトップアスリートが地域社会において活躍・定着し、各地の競技スポーツと地域スポーツの融合・好循環を促進することにより、スポーツを通じた交流促進や地域活性化を図る必要がありますが、そのための仕組みづくりや財源確保が困難です。



【要望項目】

東京2020大会など大規模スポーツ大会を契機として、大会の盛り上げりを全国各地で持続させるとともに、大会後の地方における競技スポーツと地域スポーツの融合・好循環の創出により、次世代を担う子どもたちを含む全ての人々がスポーツに参画し、その価値を共有し、スポーツを通じた元気な地域づくりを進めていくため、次の措置を講じること。

- 東京2020大会で活躍した選手が全国各地のスポーツイベントのほか、小・中・高・特別支援学校（部活動も含む）や総合型地域スポーツクラブなどさまざまな地域スポーツ活動の場を巡回し、相互連携を進めることにより、選手の活躍の場が確保されるとともに競技スポーツと地域スポーツの融合・好循環が図られるようなプラットフォームを構築すること。また、そのための財政措置を講じること。
- 東京2020大会など国際大会で活躍した選手が、競技生活を終えた後も指導者等として地域社会に定着し、競技スポーツと地域スポーツを担っていくためのキャリア形成を、地域全体で支えるための支援策を講じること。
- 東京2020大会のホストタウンの取組により全国各地で生まれた交流が大会後も長く続き、グローバル人材の育成が進むよう、現行の財政支援制度を継続・拡充すること。
- 東京2020大会で盛り上がったスポーツへの関心を、翌年開催の第76回国民体育大会および第21回全国障害者スポーツ大会につなげるとともに、両大会の開催を通じて得られた経験や知識、人材等を地域のスポーツ振興に生かすため、両大会に係る財政措置を拡充すること。

【地域連携部】

23 スマート自治体の実現に向けた支援の強化・充実

(総務省)

【要望項目】 制度・予算

- 1 スマート自治体の早期実現に向け、AIやRPA等先進技術の導入・活用に向けた取組およびこれをさらに加速させるための人材育成の取組に対して、人的・財政的な支援策を強化・充実すること。また、持続可能な取組としていくためには、スマート自治体の取組を総合的に支援する窓口を設置すること。
- 2 行政アプリケーションの積極的なクラウドサービス導入による自治体事務の高度化・効率化が進むよう、自治体向けクラウドリーピスの技術要件や管理基準など、安全性を評価する仕組みを早期に確立するとともに、利用を促進するための安定的な財政支援策を講じること。

《現状・課題等》

本県では、安定的で質の高い行政サービスを提供し続けていくため、AIやRPAなど先進技術の活用により、職員がより付加価値の高い業務に注力できる、生産性の向上と信頼性の確保を両立させた「スマート自治体」への転換をめざす取組を県と市町が一体となって積極的に進めています。

具体的には、増加する児童虐待相談への的確な対応等にあたる職員への支援につなげるため、これまで蓄積した約6,000件の事例データを生かし、全国初となる取組として、児童相談所定へのAI技術を活用した実証実験を進めているほか、AIチャットボットを活用した外国人観光客受入環境整備、選挙事務へのAI技術の活用、RPAの実証実験などの取組を進めているところです。県内市町への支援としては、2市町をモデルとしたBPRとRPAの効果検証を行うとともに、その過程や結果を基にRPA導入の検討に資するようなマニュアルを作成し、全市町に派発する取組を進めています。

令和2(2020)年度には、こうした取組の結果をふまえ、さらなる取組を進めるとともに、スマート自治体に向けた取組を加速するため、先進技術を具体的な業務に活用し、その範囲を拡大できる「スマート人材」の育成に取り進むこととしています。

一方で、スマート自治体の推進にあたっては、こうした先進技術の行政分野への活用事例や実績が十分ではなく、先駆的な取組を行うためには多くの人的・財政的リソースを投入する必要があります。また、行政分野における先進技術の導入を推進する人材が不足しており、人材育成の手続きも確立されていない状況です。

こうしたことから、スマート自治体の早期実現に向けて、県・市町が積極的に先進技術の活用を進めることができるよう、創発的な視点からは導入・活用にあたっての財政的な支援とともに、先進技術の導入・人材育成を推進する人材を一定期間継続して派遣するなど、県による人的・財政的支援策の強化・充実が求められます。また、持続可能な取組としていくためには、官民の最先端技術や先進事例を積極的に取り入れ、スマート自治体の取組が継続的に発展するよう、ICTの導入についての地産・相談・情報提供を行うほか、ICTを活用した業務改革を提案できる、県による総合支援窓口の設置が求められます。

2. 国においては、政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針を策定し、クラウド・バイ・アフェルト原則を示しています。また、総務省のスマート自治体研究会では、スマート自治体実現に向けた方策の一つとして、原則、「行政アプリケーションを自前調達式からサービス利用式へ」と報告しています。

本県では、行政アプリケーションは自前で機器等一式を調達している状況であり、関連する制度の改正や、機器等のサポート期限が切れる都度、修正や更新等を行う必要がありますが、これらのアプリケーションをクラウドサービスとして利用できれば、職員の事務負担を飛躍的に軽減することができ、事務の高度化・効率化による行政サービスの質向上に役立てることを考えます。

さらに、本県において本格実装を予定しているモバイルワークをはじめ、今後、テレワークを積極的に推進していく中、クラウドサービスの利用は最も有効な手段となります。

一方で、クラウドサービスの利用については、安全性・信頼性を確保するための明確な管理基準がないこと、さらに財政面において、クラウドサービスの利用が自前による調達に比べて高額となるなど、積極的な利用を推進するための障壁があることは否めません。

こうしたことから、スマート自治体の実現に向けて、行政アプリケーションの積極的なクラウドサービス導入が進むよう、自治体向けクラウドサービスの技術要件や管理基準など、安全性を評価する仕組みの確立と利用を促進するための安定的な財政支援策が必要です。

23 スマート自治体の実現に向けた支援の強化・充実

(総務省)

① 現状

<県庁のスマート化>

- 児童相談対応へのAI導入に向けた実証実験
- 選挙事務へのAI技術の活用
- AIチャットボット事業と一体となった外国人観光客受入環境整備（志摩市にて展開）
- RPAの実証実験
- スマートロボット端末を活用した来所者対応
- モバイルワークの実証研究
- SNS・AIを活用した避難支援・水防活動支援の実証実験

全国初！

<市町のスマート化>

- スマート自治体をテーマにした市町との検討会議の設置
- 業務可視化モデル事業（BPRおよびRPAの効果検証）

② 課題

- スマート自治体の推進にあたっては、AIやRPA等先進技術の行政分野への活用事例や実績が十分ではなく、先駆的な取組を行うためには多くの人的・財政的リソースを投入する必要があります。
- 行政分野におけるAIやRPA等のICTの活用を推進する人材が不足しており、人材育成の手法も確立されていない状況です。
- 行政アプリケーションは、自前調達であるため、制度改正等の都度、修正・更新等の対応が発生し、職員の負担が増加しています。
- クラウドサービス利用は有効な手段ですが、安全性の確保や高額な利用料等への懸念から積極的な利用がなされていません。

短期的な視点

早期に先進技術の導入・人材育成を推進するための人的・財政的支援

持続可能とする視点

スマート自治体への総合支援窓口の設置
・ICT導入についての助言・相談
・ICTを活用した業務改革の提案
・官民の最先端技術や先進事例の情報提供

③ めざす姿

スマート自治体への転換

付加価値の高い業務に注力できる！

生産性の向上と正確性の確保が両立できる！

先端技術を具体的業務に活用し、その範囲を拡大できる「スマート人材」の育成により、半永久的にスマート自治体の運営ができる！

【要望項目】

- 1 スマート自治体の早期実現に向け、AIやRPA等先進技術の導入・活用に向けた取組およびこれをさらに加速させるための人材育成の取組に対して、人的・財政的な支援策を強化・充実すること。また、持続可能な取組としていくために、スマート自治体の取組を総合的に支援する窓口を設置すること。
- 2 行政アプリケーションの積極的なクラウドサービス導入による自治体事務の高度化・効率化が進むよう、自治体向けクラウドサービスの技術要件や管理基準など、安全性を評価する仕組みを早期に確立するとともに、利用を促進するための安定的な財政支援策を講じること。

【総務部】【地域連携部】